

令和8年度 国の施策に対する

重点提案・要望

令和7年5月

千葉県

目 次

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立

- (1) 災害から県民を守る「防災県・千葉」の確立 1
 - ① 風害対策及び地震・津波対策の充実強化
 - ② 孤立集落対策や避難所の環境確保等の強化
 - ③ 被災者生活再建支援制度の適用対象区域の見直し・支給対象の拡大及び事務の電子化推進
 - ④ 国の防災体制の強化
 - ⑤ 電力の安定供給に向けた取組
 - ⑥ 市町村の消防広域化に対する財政支援の強化
 - ⑦ 地域防災力の中核となる消防団の活性化
 - ⑧ 国民保護対策の推進
- (2) 災害に強い社会資本の整備 15
 - ① 道路ネットワークの機能強化等
 - ② 河川・海岸等における津波・高潮・耐震・水害対策の推進
 - ③ 千葉港海岸船橋地区の高潮及び耐震化対策の推進
 - ④ 医療機関等の防災力の強化と耐震化の促進
 - ⑤ 社会福祉施設の災害対策に伴う大規模修繕への財政的支援の拡充
 - ⑥ 災害に強い水道施設の整備を促進するための支援の拡充

2 暮らしの安全・安心の確保

- (1) 交通安全県ちばの確立 28
 - ① 通学路の安全・安心の確保及び地域の活力向上のための道路整備や適正な維持管理等
 - ② 通学における児童・生徒の安全確保に向けた取組とスクールバスの運行に対する支援の強化
- (2) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保 31
 - ① 事故由来放射性物質を含む除去土壌及び廃棄物の速やかな処理
 - ② 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に
関する対応
- (3) PFAS対策 35
- (4) サイバー空間の脅威への対処能力の強化 38

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 米国による関税措置への対応

- (1) 米国による関税措置への対応 39

2 経済の活性化とさらなる飛躍

- (1) 京葉臨海コンビナートの国際競争力とカーボンニュートラルの両立・
防災力等の強化に向けた支援の拡充 40
- (2) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実 42
- (3) 人材の確保・定着・育成の積極的な推進 45
- (4) 物流における安定した輸送力の確保 47
- (5) 成田国際空港のポテンシャルを生かした成長・発展 48
- (6) 成田国際空港の鉄道アクセスの充実 54

(7) 観光立県の推進	56
① 観光人材の確保及び観光DXの推進	
② 外国人旅行者誘致及びMICE誘致の推進	

3 稼げる農林水産業の推進

(1) 力強い産地づくりのための支援	60
① 農産物の合理的な価格形成に向けた取組の充実	
② 需要に応じた米生産の安定的・持続的な推進	
③ 農業の担い手及び担い手組織に対する支援予算の拡充と事業の改善	
④ 漁場環境変化への対策強化	
⑤ 有害鳥獣等の対策強化	
(2) 水産資源の適切な管理	69
① 改正漁業法に基づく新たな資源管理に向けた支援の強化	
② サンマ・マサバなどの国際水産資源の管理強化及び本県漁船の操業の安全確保	
(3) 農林水産物・食品等の輸出に対する支援	73
(4) 家畜伝染病に対する防疫体制の強化	74
(5) 地域の実情を踏まえた土地利用の最適化	76

4 社会資本の充実とまちづくり

(1) 首都圏中央連絡自動車道の建設推進	77
(2) 北千葉道路の早期整備	79
(3) 新湾岸道路の計画の早期具体化	81
(4) 千葉北西連絡道路の計画の早期具体化	82
(5) 高規格道路等のネットワーク機能の充実	83
・ 東京外かく環状道路の建設推進	
・ 京葉道路の渋滞対策の推進	
・ 東京湾岸道路の整備推進	
・ 国道51号等の直轄国道の整備推進	
・ 銚子連絡道路・長生グリーンラインなどの幹線道路網や県境橋梁等の整備促進	
・ 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等	
(6) 富津館山道路の早期4車線化	88
(7) 東京湾アクアラインの更なる効果発揮	89
(8) JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及びJR京葉線の輸送力増強	91
(9) 東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実	92
(10) 地域公共交通の維持・確保	93
(11) ホームドアの整備による転落防止対策の促進	95
(12) 千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進	97
(13) 洋上風力発電事業における名洗港の活用に向けた整備の推進	99
(14) 利根川及び江戸川の治水対策の推進	101
(15) 社会資本の適正な維持管理	103
① 社会資本の整備や老朽化対策等の推進	
② 河川・海岸管理施設の維持管理・更新の推進	
③ 上下水道施設の老朽化対策の推進	
(16) 九十九里浜における侵食対策の推進	108
(17) 水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充	110
(18) 工業用水道施設の更新・耐震化に対する支援の拡充	112

Ⅲ 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

1 医療提供体制の充実と健康寿命の延伸

- (1) 医師・看護職員の養成・確保対策の推進 114
- (2) 医療体制の充実 117
- (3) 効率的な医療提供体制の構築に向けた新たな地域医療構想の適切な見直し 120
- (4) 新興感染症等に対応できる医療提供体制の確保 122
- (5) 訪日外国人等への医療提供に係る支援 123
- (6) 国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立 124

2 高齢者福祉と障害者福祉の充実

- (1) 介護人材及び障害福祉人材の確保・定着対策の推進 125
- (2) 老人福祉事業の運営への支援 130

Ⅳ こども・若者の可能性を広げる千葉の確立

1 こども・若者施策の充実

- (1) 保育所等の施設整備と運営に対する財源措置及び保育士の確保 132
- (2) こどもの医療費助成制度の創設 135
- (3) 子育て世帯の負担軽減 136
- (4) 児童虐待防止体制の充実 138
- (5) こどもの貧困対策の推進 141

2 教育施策の充実

- (1) 学校教育の充実のための教職員等の体制強化と専門スタッフ・外部人材の充実 143
- (2) 公立高等学校の教育環境の向上 147
- (3) 多様な教育ニーズに対応した支援の充実 150
- (4) 公立学校施設及び社会教育施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化 152
- (5) 私立学校の運営等に対する支援策の充実 154
- (6) 部活動の地域展開に係る地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備支援 157
- (7) 子育て世帯の負担軽減【再掲】 159

Ⅴ 誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会の実現

1 多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現

- (1) 女性活躍を推進する取組の充実・強化 160
- (2) 外国人の増加に対する取組の強化 163
- (3) L G B T理解増進法に基づく取組の推進 167
- (4) 人材の確保・定着・育成の積極的な推進【再掲】 169

Ⅵ 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造

1 環境の保全と豊かな自然の活用

- (1) 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進 170
- (2) 再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用 175
- (3) 印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進 178
- (4) ナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物対策 180

◎ 施策横断的な取組

1 DXの推進

- (1) デジタル施策の推進 182
- (2) 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化 184
- (3) 京葉臨海コンビナートの国際競争力とカーボンニュートラルの両立・
防災力等の強化に向けた支援の拡充【再掲】 186
- (4) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実【再掲】 . . . 186

2 時代の変化に即した行政組織への変革

- (1) 地方税財政の充実・強化 187
- (2) 地方分権の推進 189

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立

(1) 災害から県民を守る「防災県・千葉」の確立

① 風害対策及び地震・津波対策の充実強化

提案・要望先 内閣府、国土交通省、文部科学省
千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】① 風害対策及び地震・津波対策の充実強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 電力供給網の予防保全を図るための危険木の事前伐採を迅速に進められるよう、国において自治体や電力事業者等の関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すなど、必要な支援を行うこと。
- 2 猛烈な台風等による風害等の被害が甚大化する中、風害対策に必要となる科学的知見に基づいた被害想定を行うため、調査研究の充実・強化を図ること。
- 3 「首都直下地震対策特別措置法」に基づく緊急対策区域内の津波避難施設や避難路の整備など緊急に実施しなければならない事業について、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」と同等に補助率の嵩上げなど具体的な財政上の措置を講じること。
- 4 国が責任をもって S-net の観測データを活用した市町村ごとの津波高、津波到達時間、津波浸水域等の詳細な津波予測情報を配信すること。

【直面している課題・背景】

1 電力供給網の予防保全対策について

- 令和元年房総半島台風では、記録的な暴風により、住民生活に甚大な被害が生じた。今後も、気候変動の影響等に伴い、台風などの災害の激甚化の傾向が続くことが危惧され、大規模停電などの被害への対応が喫緊の課題となっている。
- 大規模停電を予防するためには、樹木の事前伐採（予防伐採）の推進等が効果的であり、本県でも、電力事業者と協定を締結した上で、予防伐採について検討を進めているところであるが、役割及び費用負担の在り方が定まっておらず、電力事業者等の関係者間での調整に苦慮している。

2 風害対策に関する調査研究の充実・強化について

- 風害対策の必要性は、令和元年房総半島台風等災害対応検証会議においても、委員（外部有識者）から指摘されているところであるが、科学的知見を踏まえた対策を講じるため、風害の被害想定に関する基礎的な調査研究が必要である。

3 「首都直下地震対策特別措置法」に係る財政上の措置について

- 国は、国難級の災害として「首都直下地震」「南海トラフ地震」「日本海溝・千島海溝地震」を想定し、それぞれ特別措置法を制定し対策を促進するとともに、関係都道府県に対しては、地震防災対策の迅速な推進を求めている。
- うち、「日本海溝・千島海溝地震」については、令和4年度、特別措置法の改正により、特別強化地域の指定が行われ、避難施設や避難路の整備に対し、南海トラフ地震と同レベルの財政支援措置が行われることとなったが、本県においては、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝地震の双方とも、特別強化地域に該当する地域は少ない。
- 一方、本県では、相模トラフ沿いの地震により大きな被害があると見込まれ、本県全域が、「首都直下地震対策特別措置法」に基づく緊急対策区域に指定されているが、同区域に対しては国の財政支援はないところであり、今後の地震、津波対策を進めるため、財政措置の強化を要望する。

4 国による津波予測情報の配信について

- 東日本大震災による大規模な津波災害を受けて、国は海溝域で発生する地震や津波をリアルタイム、かつ、直接検知し、精度の高い情報を早期に提供する目的で日本海溝海底地震津波観測網（S-net）を整備した。
本県では、S-netの観測データを基に詳細な津波情報を予測する「千葉県津波浸水予測システム」を整備運用している。
- しかし、日本海溝、相模トラフで巨大地震がひとたび発生すれば、津波による被害は、本県にとどまるものではなく、地域で統一的な基準による予測情報を共有し、連携して対策にあたる必要があるため、国において浸水予測システムを開発し、予測情報の配信を行うことを要望する。

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立

(1) 災害から県民を守る「防災県・千葉」の確立

② 孤立集落対策や避難所の環境確保等の強化

提案・要望先 内閣府（防災担当）

千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】② 孤立集落対策や避難所の環境確保等の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 災害時に孤立のおそれがある地域における避難所の備蓄の強化や、通信手段・物資輸送手段の確保等の孤立集落対策に必要な費用に対する財政支援措置を講じること。
- 2 国の令和6年度補正予算において「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」が創設され、避難所の生活環境の抜本的な改善等について、交付金により財政支援措置されることとなったが、財政支援措置を継続するとともに、補助率・交付上限額の引き上げを行うこと。
- 3 大規模災害時に避難の長期化が見込まれる場合の広域的な避難が円滑に実施できるよう、広域避難のスキームづくりに取り組むこと。

【直面している課題・背景】

1 孤立集落対策に必要な費用に対する財政支援について

- 令和6年能登半島地震では多数の孤立集落が発生したところであり、本県も半島という共通の地理的特性を有していることから、災害時に孤立する可能性のある集落を把握するために調査を実施したところ、県内532集落で孤立の可能性があることが判明し、市町村が実施する孤立集落対策に係る取組に対し、支援しているところである。
- 大規模な災害が発生し、集落が孤立した場合には、外部からの救援を受けることが困難となるため、地域内にあらかじめ避難できる場所の確保や水・食料等の備蓄等が必要となることから、孤立集落対策に必要な費用に対する財政支援措置を要望する。

2 地方創生交付金による財政支援措置の継続・拡充について

- 国においては、令和6年12月に避難所運営指針を改定し、避難所の生活環境の改善等を目的に令和6年度補正予算で「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を創設したところであるが、令和7年度予算年度以降の取り扱いは未定となっている。
- 一方、TKB（トイレ、キッチン、ベッド、風呂）対策を始めとする避難所の生活環境の改善については、短期間で終わるものではなく、県、市町村において引き続き取組を進めていく必要があるため、財政支援措置の継続を要望する。

- また、TKB 対策に資する車両等の購入には多額の費用がかかり、現行の補助率（1 / 2）及び交付上限額（県：6,000 万円、中核市等：5,000 万円、市町村：4,000 万円）では、地方公共団体の負担が大きいため、補助率・交付上限額の引き上げを要望する。

3 広域避難のスキームづくりについて

- 災害時、被災市町村において良好な避難環境の確保が困難な場合等には、能登半島地震と同様に県域を越えた避難が必要となる場合が想定されることから、国において、避難先・避難経路・避難手段の確保などの広域避難のスキームづくりに取り組むことを要望する。

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立

(1) 災害から県民を守る「防災県・千葉」の確立

③ 被災者生活再建支援制度の適用対象区域の見直し・支給対象の拡大及び事務の電子化推進

提案・要望先 内閣府

千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】

③ 被災者生活再建支援制度の適用対象区域の見直し・支給対象の拡大及び事務の電子化推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一市町村でも適用対象となる場合には、法に基づく支援が被災者に平等に行われるよう、全ての被災市町村が支援の対象となるよう見直すこと。
- 2 被災者生活再建支援制度については、損害割合 30%以上の半壊が支給対象となっているが、損害割合 20%台の半壊を含め、半壊全てを支給対象とするとともに、支給対象の拡大に伴う財政支援措置を講ずること。
- 3 申請・審査・支給に至る一連の事務の電子化を推進すること。その際には、関係機関と連携し、申請者及び被災自治体にとって使いやすいシステムとすること。

【直面している課題・背景】

1 被災者生活再建支援制度の適用範囲について

- 現行の被災者生活再建支援法（以下、「支援法」という。）では、その適用範囲は、市町村又は都道府県単位で一定数以上の被害があった場合とされている。そのため、同じ災害で同じような住宅被害を受けた世帯でも、居住する市町村によって支援に不均衡が生じうる。
- 平成 25 年 9 月の竜巻被害においては、同一災害による一連の被害でありながら、全壊世帯が 10 世帯以上であった埼玉県越谷市では支援法が適用され、一方、全壊世帯が 1 世帯であった野田市では支援法が適用されなかった。
- さらに、令和 5 年台風第 13 号の接近に伴う大雨では、県内に広範な被害が生じたが、支援法は 2 市町のみ適用だったため、県では県内全域で県独自制度を実施し、被災者支援を行った。県制度が実施されなかった場合は、県内でも支援の不均衡が生じる可能性があった。
- 近年は、毎年のように豪雨や台風による浸水や土砂災害などの様々な被害が発生しており、今後、広範囲にわたる災害によって離れた地域に全壊被害が発生する可能性が高まっている。一部地域が適用対象となった場合は、全ての被害区域が支援の対象となるよう適用要件を見直す必要がある。

2 被災者生活再建支援制度の支給対象の拡大及び財政支援について

○ 令和2年12月4日に支援法が改正され、半壊（損害割合20%以上40%未満）のうち、30%台の中規模半壊まで支給対象が拡大されたが、半壊は住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものであり、損害割合20%台も含め、全ての半壊世帯を支援する必要がある。

また、令和元年房総半島台風等の一連の災害では、全県で6,963棟と多数の半壊被害が発生し、県では、災害救助法による応急修理と県独自の補修制度により支援を実施しているところであり、損害割合20%台の半壊を含め、半壊全てを支給対象とする必要がある。

3 被災者生活再建支援制度事務の電子化について

○ 被災者生活再建支援金については、被災者が申請書類を市町村窓口に出した後、県を経由し、(公財)都道府県センターが審査し被災者への支給を行うが、紙書面の郵送により事務を処理していることから、被災者が事務の進捗状況を容易に把握できない、支給までに時間を要するなどの問題が生じている。

○ 令和6年8月1日開催の全国知事会議の意見交換の場において、知事が課題を提案したところ、全国知事会長の賛同を得て、現在、都道府県センターにおいて、同制度に係る支援金申請・支給手続きの電子化について検討を行っている。

○ 現在、デジタル庁でマイナポータル電子申請機能の後継システム（令和8年1月頃以降、移行予定）について準備中であり、同後継システムにおいて、被災者生活再建支援制度の一連の事務の電子化が期待できる。

○ 上記の後継システムが、被災者及び被災自治体にとって使いやすいシステムとなるよう、都道府県センターと連携し、利用者の声を反映して取り組んでいただきたい。

【千葉県における支援法の適用状況】

- ・東日本大震災（県全域）
- ・平成25年台風第26号（茂原市）
- ・令和元年台風第15号から10月25日の大雨までの一連の災害（県全域）
- ・令和5年台風第13号による災害（茂原市・長南町）

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立

(1) 災害から県民を守る「防災県・千葉」の確立

④ 国の防災体制の強化

提案・要望先 内閣府（防災担当）

千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】 ④ 国の防災体制の強化【新規】

【具体的な提案・要望内容】

1 国が令和8年度中の設置を目指している防災庁について、災害発生時の司令塔機能の強化など、国の災害対応力の抜本的強化に向けた組織体制づくりを行うこと。

また、災害時には、初動対応の役割を中心的に担い、蓄積したノウハウを地方自治体に還元できるような組織体制づくりを行うこと。

2 国の防災体制を強化するための人員の拡充にあたっては、都道府県職員の割愛採用等の仕組みで恒久的な制度として創設するのではなく、直接国家公務員として必要な人材を採用し育成するなど、専門的な知識をもった職員の確保を図ること。

【直面している課題・背景】

1 国が令和8年度中の設置を目指している防災庁について

- 国では令和8年度中の防災庁設置に向け、令和6年11月に防災庁設置準備室を立ち上げるとともに、防災庁設置準備アドバイザー会議を開催し、強化すべき防災施策の方向性と、そのために必要な組織体制の在り方等について議論が進められている。

設置にあたっては、国の災害対応力の抜本的強化に向けて、指揮命令系統を明確化するとともに災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を主体的に担うような組織体制づくりを進める必要がある。

- また、発災時の初動対応ほどの災害においても共通する部分が多いことから、防災庁が被災地に入って初動対応の役割を担い、迅速かつ適切な災害対応及び被災者支援を図るとともに、蓄積したノウハウを地方自治体にも共有することで全国的な災害対応力の強化につなげるような組織体制づくりを進める必要がある。

2 国の防災体制を強化するための人員の拡充について

- 防災庁の設置を見据え、令和7年度には内閣府（防災担当）の機能を強化するため、防災監を創設するとともに、定員の大幅な拡充等の体制強化が進められているが、その一部は都道府県からの派遣職員による「都道府県担当職員」であるほか、都道府県の職員を「非在庁型研修員」として配置する措置が取られている。

- 国の防災体制強化の実効性を高めるためには、国の正規職員による専門知識の蓄積の継続や、専門的な人材の育成等が不可欠であり、直接国家公務員として必要な人員を確保するよう進める必要がある。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立

(1) 災害から県民を守る「防災県・千葉」の確立

⑤ 電力の安定供給に向けた取組

提案・要望先 経済産業省

千葉県担当部局 防災危機管理部、環境生活部、商工労働部



【提案・要望事項名】 ⑤ 電力の安定供給に向けた取組

【具体的な提案・要望内容】

- 1 電力の安定供給は国民生活や経済活動にとって重要であることから、電力需給ひっ迫の事態が生じないように、国が責任をもって、常に安定的な電力供給を確保できるよう対策を講じること。
- 2 電力需給ひっ迫のおそれが生じたときは、国として電力事業者と緊密に連携し、国民や企業等があらかじめ対応策を講じることが可能となるよう早期の段階で適切な情報提供を行うこと。

【直面している課題・背景】

1 安定供給対策について

- 国から、令和4年3月に「電力需給ひっ迫警報」、同年6月には「電力需給ひっ迫注意報」が発令される事態になったほか、夏季や冬季における節電の要請が出されるなど、電力の安定供給に課題が生じた。
- 令和7年度は、安定供給に最低限必要な予備率3%以上は確保できる見込みであるものの、発電所の休廃止の進展や定期点検等が重なるため、現時点では、余裕のない状況とされている。また、令和7年度以降は、データセンター・半導体工場の新設等による電力需要増加が見込まれている。
- 今後も、国民生活や経済活動に重大な支障が生じないように、国は責任をもって、十分な発電設備を確保することや、発電設備の休止予定等を従来以上に管理することなど、対策を講じる必要がある。

2 適切な情報提供について

- 本県では、国から節電の協力を求める電力需給ひっ迫注意報が発令された場合には、国の情報を基に、市町村をはじめ関係団体に節電の協力依頼を周知するとともに、県民や事業者に対してホームページやSNSを通じて広報を実施してきた。しかしながら、国からの情報提供では、発電所の稼働・停止状況や天気予報等を踏まえた電力需給の見通し、ひっ迫を回避するため具体的にどの程度の節電をすればよいのか、などについて、十分な説明がなされておらず、県民や事業者が、ひっ迫状況を正確に把握し、的確な対応策を講じることが難しい状況にある。
- 県民や事業者が電力需給のひっ迫が見込まれる場合の準備を円滑にできるよう、国が中心となって、迅速、かつ、的確でわかりやすい情報提供を行うこと。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立

(1) 災害から県民を守る「防災県・千葉」の確立

⑥ 市町村の消防広域化に対する財政支援の強化

提案・要望先 総務省

千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】⑥ 市町村の消防広域化に対する財政支援の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 消防体制の強化を図るため、消防広域化に取り組む市町村に対し、必要な財政支援を行うこと。また、普通交付税不交付団体に対しても、インセンティブとなる効果的な財政支援を行うこと。
- 2 財政支援措置（緊急防災・減災事業債）の期限を延長すること。

【直面している課題・背景】

1 消防広域化に取り組む市町村への財政支援について

- 人口減少が進む社会の中で、大規模化する災害や高齢化に伴う救急需要の増大などに対応しうる消防力を確保するためには、消防の広域化が非常に有効な手段である。
- しかし、小規模な消防本部では、広域化による消防力の維持強化が喫緊の課題である一方で、比較的規模が大きい消防本部においては差し迫った議題とされておらず、消防本部の規模や財政力の差による温度差が著しい。広域化の実現には、小規模消防本部以外の消防本部に訴えるインセンティブが必要である。
- 現在消防庁では、広域化を行う団体に対し消防署所の増改築費や消防車両整備に財政支援を行っているが、いずれも広域化に伴って行うものに限られており、支援対象は限定的である。
また、本県には8団体の地方交付税不交付団体^{※1}があり、現行の財政支援はほとんど交付税措置であることから、本県の広域化の進展のためには、交付税以外の財政支援が必要である。

※1 市川市、成田市、市原市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市、芝山町（R6）

2 財政支援措置（緊急防災・減災事業債）の期限延長について

- 消防の広域化及び連携・協力の推進に係る財政措置について、広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから5年度又は10年度内に完了する事業（広域化に伴う消防署所等の新築・増改築や、広域消防運営計画等に基づく機能強化を図る消防用車両等の整備等）が対象であるが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和7年度までとされていることから、当該財政措置に係る期限の延長を求めるもの。

【参考】

1 市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づく広域化対象市町村の要件

	区分	要件	対象市町村
原則指定	特定小規模消防本部	消防吏員数50人以下	栄町
可能な限り 指定	準特定小規模消防本部	消防吏員数100人以下	富津市、 富里市
	小規模消防本部	管轄人口10万人未満	銚子市ほか 13市町※

※旭市、君津市、四街道市、袖ヶ浦市、匝瑳市、横芝光町、香取市、多古町、東庄町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町（下線は一部事務組合）

2 本県の消防広域化に向けた取組状況

国の「市町村の消防の広域化に関する広域化に関する基本指針」の一部改正等を踏まえ、令和7年3月に「千葉県消防広域化推進計画」を改訂した。

本県では、県内2か所の消防指令センターにおいて通信指令業務が共同運用されており、改訂計画では、この連携・協力関係を基礎とし、県内を大きく2ブロックとする広域化の組合せを示した上で、それ以外の組合せによる取組にも柔軟に対応することとしている。

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立

(1) 災害から県民を守る「防災県・千葉」の確立

⑦ 地域防災力の中核となる消防団の活性化

提案・要望先 総務省

千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】 ⑦ 地域防災力の中核となる消防団の活性化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 地域防災の要である消防団活動の活性化に向けて、若年層における消防団活動への理解促進とイメージアップが喫緊の課題であることから、若年層に対する情報発信を効果的に行うこと。
- 2 消防団が保有する車両総重量3.5トン以上の消防自動車を、普通免許で運転可能な3.5トン未満の消防自動車に更新するための経費を補助対象に加えること。

【直面している課題・背景】

- 1 若年層における消防団活動への理解促進及びイメージアップについて
 - 消防団員の減少に歯止めがかからず、特に若年層の加入者は著しく減少しており、若年層の参加促進が急務である。
 - 団員減は全国的に深刻であり、国は「消防団員の処遇等に関する検討会」の令和3年度の最終報告で、団活性化のため、操法訓練などの過度な負担の改善と、消防団の活動の重要性ややりがいを広く伝え、イメージアップを図ることが重要であると指摘した。
 - 本県では、県内全消防団員を対象としたアンケート調査を実施し、消防団活動の実態把握や訓練等における消防団員の負担軽減策の検討を行ったほか、若者向けSNS広告や各種イベント開催を通じて消防団への加入促進を図っているが、消防団活動にはネガティブなイメージは未だ根強く、それが入団を阻む一因ともなっているため、国においてメディアを活用して、消防団の良いイメージを広く訴えるPRを求めたい。
- 2 3.5トン未満の消防自動車への更新経費に対する財政支援
 - 消防自動車については、準中型自動車免許の創設と改正道路交通法の施行に伴い、平成29年3月12日以降に普通自動車免許を取得した者は車両総重量3.5トン以上の車両は運転出来なくなった。
 - 国ではその措置として消防団員が準中型自動車免許の取得経費に対し特別交付税措置を実施したが、消防団活動のために準中型免許が求められることが団員に与える負担は大きく、保有する消防車両が3.5トン以上である団にとっては、団加入の阻害要因となりうる現状がある。

【参考】

① 準中型自動車免許について（令和6年4月1日現在）

- ・各種自動車免許を保有している団員数：21,536人
- ・うち、普通免許（平成29年3月12日の改正道路交通法施行以降に取得）を保有している団員数：1,971人

※改正後普通免許保有率：約9.15%

- ・準中型自動車免許取得に係る助成制度は13市町で実施
東金市、勝浦市、八街市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、鋸南町

② 消防団車両について（令和6年4月1日現在）

- ・消防団車両総数：1,710台
- ・うち、3.5トン以上の車両数：638台

※3.5トン以上の車両割合：約37.3%

③ 消防団設備整備費補助金について

消防団の災害対応能力の向上を図ることを目的に、市町村等が整備する救助用資機材等に対して補助を行うもの。

- ・令和4年度交付実績 7団体（補助総額：6,424千円）
- ・令和5年度交付実績 7団体（補助総額：18,470千円）
- ・令和6年度交付決定額 5団体（補助総額：9,915千円）

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立

(1) 災害から県民を守る「防災県・千葉」の確立

⑧ 国民保護対策の推進

提案・要望先 内閣官房、総務省

千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】 ⑧ 国民保護対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国際情勢が緊迫する中、国民保護対策に係る事業を円滑に推進するため、訓練の重要性や状況に応じた避難行動について、国民や事業者の理解が深まるよう、国として普及啓発及び広報の充実・強化を図ること。
- 2 武力攻撃に対する対応能力向上を図るため、全国瞬時警報システム（Jアラート）の改修などにより情報伝達の更なる迅速化を図るとともに、武力攻撃等の類型ごとの基本的な被害想定の手引きなど、実効的な訓練の実施に向けた支援を行うこと。
- 3 緊急一時避難施設を含めた避難施設の指定において、施設管理者の同意を得やすいよう、国として施設利用時における損害補償を制度化し、関係機関への働きかけを強化するとともに、地下シェルターの全国的な整備についての必要性も含めた実効性のある避難施設のあり方について示すこと。

【直面している課題・背景】

1 普及啓発及び広報の充実・強化

- ウクライナ紛争の長期化や北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射など国際情勢は緊迫化しており、様々な事態を想定した訓練の実施や避難施設の指定など国民保護の体制の強化が喫緊の課題となっている。
- 国民保護対策を円滑に推進するためには、国民や事業者の自発的な協力が重要であることから、国と地方公共団体が連携し、平時より訓練の重要性や状況に応じた避難行動について、国民や事業者の理解が深まるよう積極的に普及啓発を行い、国民保護に対する意識醸成を図る必要がある。

2 情報伝達の更なる迅速化及び実効的な訓練の実施に向けた支援について

- 国は、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達時間を一層早めるため、ミサイル発射情報の送信の迅速化等を内容としたシステム改修を進めているが、本システムは国民の避難行動時間を確保するうえで非常に重要なシステムであることから、迅速かつ適切な情報伝達が行えるようシステムの改修等を継続的に検討していくことが必要である。
- 本県では、爆破テロや化学物質散布などの想定のもと、訓練を実施しているところだが、武力攻撃を想定した訓練の実施にあたり、基本的な被害想定がないためその企画に苦慮している。県独自で類型ごとに応じた武力攻撃の被害想定を作成することは困難であるため、国による支援が必要である。

3 避難施設について

- 武力攻撃事態等において、住民の避難及び避難住民等の救援を的確かつ迅速に実施するため国民保護法第148条に基づき、県では、令和7年3月24日現在、避難施設として2,438箇所、このうちミサイル攻撃の爆風等からの直接の被害を軽減するための緊急一時避難施設については、地下施設66箇所を含む1,862箇所を指定しているところ。避難施設の人口カバー率は、緊急一時避難施設全体で約127.8パーセントであるが、地下施設については約3.01パーセントに留まっており、更に指定を推進していく必要がある。
- 令和3年6月2日に内閣官房が示した「地下施設の緊急一時避難施設（仮称）指定に当たっての基本的な考え方」及び補足（令和6年2月7日内閣官房）において、有事の際避難施設において避難者に事故等があり、施設管理者の注意義務違反を問われた場合、本来業務において通常求められる範囲で注意義務を果たしていればよいとの見解が示されているが、あくまで一般論であり事故や損害発生時の統一的な考え方は明らかではない。このため施設管理者から、避難者の受入に際して事故や損害が発生した場合の責任の所在が不明瞭であるとの懸念が示され、指定が進まない実態がある。
- 地下シェルターの整備については、令和6年3月に、先島諸島の5市町村（与那国町、竹富町、石垣市、多良間村及び宮古島市）については、国の考え方が示されたところだが、国は全国的な整備についての必要性や、既存施設の改修による整備も含めた考え方を継続的に整理するとともに、実効性のある避難施設のあり方について示す必要がある。

【参考】 避難施設のうち緊急一時避難施設の指定状況 (令和7年3月24日現在)

	全体	
		うち地下施設
施設数	1,862	66
指定面積 (千㎡)	5,596	132
収容人数 (千人)	6,784	160
人口カバー率 (%)	127.8	3.01

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立

(2) 災害に強い社会資本の整備

① 道路ネットワークの機能強化等

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 ① 道路ネットワークの機能強化等

【具体的な提案・要望内容】

- 1 首都圏中央連絡自動車道や北千葉道路などの幹線道路ネットワークについては、ミッシングリンクの解消や、暫定2車線区間の4車線化を図り、シームレスな速達性・多重性を確保すること。また、高規格道路の代替機能を発揮する一般道路によるダブルネットワークの強化を推進すること。
- 2 緊急輸送道路網など地域防災力の強化に必要な道路ネットワークの整備や橋梁の耐震補強、無電柱化、道路法面の防災対策等の推進を図ること。
- 3 防災・減災、国土強靱化の取組みの加速化・深化を図り、国土強靱化基本計画に基づき確実に事業を実施できるよう、新たな国土強靱化実施中期計画においては、現行の対策を大きく上回る必要な事業・予算規模で策定し、今後の人件費等の高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。
- 4 激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応するための地方整備局等の体制の充実・強化や災害対応に必要な資機材の更なる確保に取り組むこと。

【直面している課題・背景】

- 令和5年台風13号や令和6年能登半島地震では、高規格道路は救援・救護活動の輸送等に大きな役割を果たし、その重要性が再認識されたところであり、近年の激甚化・頻発化する災害から県民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、被災後速やかに機能する強靱で信頼性の高い道路ネットワークが必要である。

しかし、圏央道や北千葉道路などの高規格道路については、未開通区間があるとともに、開通済み区間も一部で暫定2車線での供用となっている。

また、房総半島を有する千葉県において、半島地域先端部へ向かう東関東自動車道館山線の富浦インターチェンジ以南や茂原・一宮・大原道路などの外房地域の骨格を形成する高規格道路については、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ早期に計画を具体化し、計画的に事業を推進する必要がある。

さらには、高規格道路の代替機能を発揮する国道127号などの直轄国道についても、防災上の課題の解消に取り組む必要がある。

- 地方道においても、これまで以上に、緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震補強、無電柱化、道路法面の防災対策等に取り組んでいく必要がある。

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、強靱化対策に取り組んでいるところであるが、対策期間が令和7年度で完了することから、新たに策定される国土強靱化実施中期計画においては、現行の対策を大きく上回る必要な事業・予算規模で策定し、今後の人件費等の高騰等の影響を適切に反映した、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保する必要がある。

- 近年の激甚化・頻発化する自然災害への対応や、避難に繋がる迅速な情報提供や災害発生時の機敏な初期対応など、防災・減災、国土強靱化への取組に向け、地方整備局等の体制の充実・強化や資機材の確保が必要である。

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立

(2) 災害に強い社会資本の整備

② 河川・海岸等における津波・高潮・耐震・水害対策の推進

提案・要望先 国土交通省、農林水産省
千葉県担当部局 県土整備部、農林水産部



【提案・要望事項名】

② 河川・海岸等における津波・高潮・耐震・水害対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 津波・高潮・耐震・水害対策については、港湾、海岸、河川、漁港等の多くの施設の早急な整備が必要であり、多大な事業費を要することから、必要な予算を確保すること。
- 2 近年、激甚化する水災害に対応するため、河川、海岸における治水対策、下水道をはじめとする内水氾濫対策の強化など、水害対策をより一層推進させるために必要な予算を継続的に確保すること。
- 3 災害ハザードエリアからの移転の支援について、近年の頻発化・激甚化する災害を踏まえ、災害のおそれのある区域からの移転制度について、既存の制度では対象外となる小規模の移転を可能とする制度の拡充について研究すること。
- 4 津波の遡上が予想される河川の既設水門等について、自動閉鎖や遠隔操作等の改良を進めるためには多大な事業費を要することから、財政支援を講じること。

【直面している課題・背景】

- 東日本大震災により河川・海岸等に大きな被害を受けた本県は、九十九里沿岸をはじめとする各地域の津波対策について見直しを行い、その結果を踏まえて順次整備を進めているところである。また、これに併せて各種施設の耐震対策にも取り組んでいる。
- 港湾・海岸・河川・漁港等では、復興事業終了後においても堤防の被覆化や防潮堤の整備、水門・陸閘の自動化や遠隔化、九十九里沿岸以外の津波対策など、多くの事業がある。
- 防護水準において、津波より高潮高波の値が上回る東京湾内湾の県管理河川のうち、既設護岸高さが計画高潮位に対応した堤防高さを下回る4河川においては、近年の気候変動や、既往最大潮位を更新した平成30年の大阪湾の高潮被害等を踏まえると、施設整備を早急に実施する必要がある。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立

(2) 災害に強い社会資本の整備

③ 千葉港海岸船橋地区の高潮及び耐震化対策の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 ③ 千葉港海岸船橋地区の高潮及び耐震化対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

千葉港海岸船橋地区の水門、排水機場及び護岸は建設から50年以上が経過し、老朽化が著しく、耐震性の確保も必要であるため、大規模で高度な技術を要する水門・排水機場及び護岸の改修について、国において整備を推進すること。

また、県が実施する水門、排水機場及び護岸の整備に必要な予算を確保すること。

【直面している課題・背景】

- 千葉港海岸船橋地区は、背後地に中核市の中で日本最大の人口（約65万人）を抱える船橋市の中心部を控え、市役所や消防署等の公的重要施設、1日平均乗車人員が約13万人のJR船橋駅や国道14号等の重要交通施設のほか、産業や商業施設が多数立地し、今後の開発も見込まれる等、人口の集積化が顕著な地域である。
その一方で、当該地域はゼロメートル地帯を抱えているため、高潮から人命や財産を防護する海岸保全施設の重要性が非常に高い地区となっている。
- 現在整備されている海岸保全施設の多くは、昭和40年代に築造され老朽化や地盤沈下が著しいことから、地元では、地域住民による促進協議会が立ち上げられ、シンポジウムの開催や国への要望活動が活発に行われており、早期の耐震性の確保や施設改修を求めている。
- そのような中、令和4年度から大規模で高度な技術が必要となる水門、排水機場及び護岸の改修が国により事業化されたことにより、県事業と併せ浸水による約8,000億円の被害が回避されることから、地元からは早期整備が求められている。
- 高潮対策事業にあたっては、県施工区間の整備も直轄事業区間と同時に進めていくことにより、早期に整備効果が発現されるため、県事業に対しても予算の十分な確保が必要である。

【参考】令和元年9月9日 台風第15号（令和元年房総半島台風）における被災状況



被災前



護岸背後への浸水状況

【参考】千葉港海岸船橋地区 高潮対策事業箇所図



【高潮からの浸水防護（事業化区間）】

浸水面積	583 ha
浸水域内人口	45,993 人
浸水域内家屋	10,601 棟
浸水域内事業所	3,186 棟
想定被害額	7,925 億円

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立

(2) 災害に強い社会資本の整備

④ 医療機関等の防災力の強化と耐震化の促進

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 ④ 医療機関等の防災力の強化と耐震化の促進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 発災前に土嚢を設置するなど、被害軽減策を講じる必要性が生じた場合、設置した土嚢の撤去等の原状復帰を含め、その際に活用できる補助制度を創設すること。また、医療施設等災害復旧費補助の対象について、分娩を取り扱う有床診療所などにも拡充すること。
- 2 災害時における連絡手段確保に向け、医療機関に対し非常用通信設備の整備を促進するため、「医療施設非常用通信設備整備事業」の対象医療機関を拡充すること。
- 3 災害に対する備えとして医療施設の耐震化を進めるため、現在の「医療提供体制施設整備交付金」における「医療施設等耐震整備事業」の補助制度について、補助基準額、対象面積及び基準単価を引き上げるとともに、I s 値 0.6 未満の病院を広く対象とするなどの拡充を図ること。
- 4 災害拠点病院以外の医療機関についても十分な備蓄が確保できるよう、備蓄倉庫の設置に活用できる補助制度を創設すること。
- 5 災害時においても適切な歯科保健医療活動ができるよう、「災害時歯科保健医療提供体制整備事業」を継続すること。

【直面している課題・背景】

- 1 土嚢設置補助の創設及び医療施設等災害復旧費補助の対象拡充について
 - 本県の医療機関は令和元年度に生じた台風15号等により、甚大な被害を被った。一方、発災前に土嚢を設置したことなどにより、被害が軽減できた医療機関があったが、適用できる補助制度がなかったため、県が負担した。
 - 医療施設災害復旧費の補助対象については、例えば周産期医療分野では周産期母子医療センターのみに限定されているなど、甚大な被害を受けた医療機関であっても補助を受けることが出来ない状況にある。
 - 県としては、ハイリスク分娩等に対応する周産期母子医療センターだけでなく、一般的な分娩に対応する有床診療所等についても、地域医療を支える重要な担い手であるため、補助対象としていただきたい。
- 2 医療施設非常用通信設備整備事業の対象拡充について
 - 災害時においては複数の通信手段を確保しておくことが求められるが、医療機関における非常用通信設備の整備状況は118医療機関(病床を持つ医療機関は県全体で約400)と低い状況であり、整備を促進するため、現在救命救急センター、周産期母子医療センター、地域医療支援病院、特定機能病院に限られている対象医療機関の拡充が求められる。

3 医療施設等耐震整備事業の拡充について

- 本県の病院の耐震化については、これまで「医療施設耐震化臨時特例交付金」を活用して進めてきたところであるが、当該交付金は平成27年度で終了し、令和5年9月時点でI s値0.6以上の県内病院の割合は、約80%にとどまっている。
- 現在の「医療施設等耐震整備事業」では、補助対象がI s値0.4未満の二次救急医療施設、I s値0.3未満の病院などに限られていることから、耐震性が不十分とされるI s値0.6未満であるにもかかわらず、整備事業の対象とならない医療機関があり、耐震化が進んでいない。
- なお、過去事業である「医療施設耐震化臨時特例交付金」では、I s値0.6未満の二次救急病院も対象としており、二次救急病院の耐震化が進んでいた。
- 令和6年度に基準額が増額されたものの、事業者からは耐震化に係る費用と基準額が見合っていないとの意見もあり、これも整備が進まない要因の1つとなっている。

【参考：医療提供体制施設整備交付金及び医療施設耐震化臨時特例交付金について】

	医療提供体制施設整備交付金 (医療施設等耐震整備事業)	医療施設耐震化臨時特例交付金 (平成27年度に終了)
対象	①補強が必要と認められる建物を有する救命救急センター等 ②I s値0.4未満の二次救急医療施設 ③I s値0.3未満の病院	耐震性が不十分であると証明された建物又はI s値0.6未満の建物 ①災害拠点病院・救命救急センター ②二次救急病院
補助実績 (件)	H26:1 (②)、H27:1 (③)、H28:1 (②) H29:0、H30:0、R1:0、R2:2 (①、③) R3:2 (②、③)、R4:1 (③)、 R5:1 (②) ※公立は対象外	H25:5、H26:6、H27:2 (すべて②) ※公立も対象
基準面積 及び単価 ・補助率	①2,300㎡(上限)×51,300円/㎡(※) (※)補強が必要と認められるもの ②、③2,300㎡×243,800円/㎡ 補助率はいずれも1/2 ※既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合が105%以上の場合、調整率0.95を乗じる	①8,635㎡×276,000円/㎡ 補助率0.7 ②8,635㎡×165,000円/㎡ 補助率0.33~0.6 ※病床削減等の補助要件あり

4 備蓄倉庫設置補助の創設について

- 非常用自家発電設備や給水設備については、「非常用自家発電設備及び給水設備整備事業」があり、災害拠点病院以外の医療機関を対象とした設備整備補助事業が創設されている。
- 一方、備蓄倉庫の設置について、災害拠点病院に関しては、「災害拠点病院施設設備事業」及び「災害時拠点強靱化緊急促進事業」等の補助事業があるが、その他の医療機関については対象になっていない。

5 災害時歯科保健医療提供体制整備事業の継続について

- 災害時においても適切な歯科保健医療活動ができるよう、診療に必要な器具や器材等の整備に対する補助制度である、災害時歯科保健医療提供体制整備事業が令和6年度2月補正予算にて創設されたが、関係者から、より多くの施設で活用できるよう、事業継続を望む声があった。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立

(2) 災害に強い社会資本の整備

⑤ 社会福祉施設の災害対策に伴う大規模修繕への財政的支援の拡充

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】

⑤ 社会福祉施設の災害対策に伴う大規模修繕への財政的支援の拡充【新規】

【具体的な提案・要望内容】

施設の耐震化や、備蓄倉庫・避難対応の部屋の設置など、防災機能の拡充を伴う大規模修繕への財政的支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 救護施設、障害者支援施設については、老朽化に伴う大規模修繕を補助対象としている。一方、介護施設の大規模修繕については、施設の創設等を条件としている。
- 社会福祉施設は、福祉避難所として指定されているケースも多く、また、昨年の能登半島地震においては、多くの民家が倒壊し、事実上、住民の避難場所としての役割を果たしている。
社会福祉施設に対する災害時の社会的役割への期待が高まる一方、建物の老朽化が進んだ施設や十分なスペースが確保できない施設も多く、いざという時に地域のニーズに十分にこたえられないことが想定される。
- 物価高騰の影響などから、社会福祉法人の運営状況は厳しさを増しており、法人単独で防災機能拡充のための大規模修繕を実施していくことが難しい状況である。
近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、社会福祉施設の防災機能の拡充を速やかに進めていくためには、救護施設等と同様に、手厚い財政支援が必要である。

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立

(2) 災害に強い社会資本の整備

⑥ 災害に強い水道施設の整備を促進するための支援の拡充

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部、企業局



【提案・要望事項名】

⑥ 災害に強い水道施設の整備を促進するための支援の拡充

【具体的な提案・要望内容】

1 水道施設の耐震化に関する支援の拡充

- (1) 水道施設の耐震化を加速させるため、下水道事業と比べ低い、防災・安全交付金等における水道施設の耐震化に係る事業の交付率を下水道事業並みに引き上げること。また、資本単価や水道料金に係る基準を引き下げる等、採択要件の緩和を図ること。
- (2) 同交付金の「水管橋耐震化等事業」について、補助対象として配水本管を加えること。
- (3) 同交付金等の「導水管・送水管複線化事業」について、河川横断箇所以外についても対象とすること。
- (4) 能登半島地震を受け、半島地域の水道施設の耐震化をより一層加速するため、水道施設の耐震化に係る補助事業について、半島振興対策実施地域に対する補助率のかさ上げ等の優遇措置をとること。

2 水道施設の停電対策・浸水対策に関する支援の拡充

- (1) 水道施設における停電対策・浸水対策を強化するための補助制度である「水道施設機能維持整備費」事業について、継続し、補助率の引上げを行うこと。
- (2) 同事業について、小規模な施設を対象に加えることや、資本単価を引き下げること等、採択要件の緩和を図ること。

3 災害に強い水道施設の整備に必要な支援の充実

- (1) 水道施設の耐震化や停電・浸水対策等を確実に進めるため、要望額に対して満額交付できるよう、必要な予算を確保すること。
- (2) 水道事業体における技術職員不足の状況を踏まえ、技術職員の確保及び育成のほか、水道施設の耐震化促進に資するデジタル技術やデザインビルド方式など業務効率化に係る支援の充実を図ること。

【直面している課題・背景】

1 水道施設の耐震化に関する支援の拡充

- 令和6年能登半島地震では石川県能登地域等において大規模な断水被害が発生したところであり、水道施設の耐震化の重要性が再確認された。災害時においても県民に水を安定して届けるために水道施設の耐震化を早急に進めていく必要がある。
- 本県における水道施設の耐震化率は、基幹管路及び浄水施設については全国平均を上回っているが、配水池については全国平均を下回っている。また、県内43事業で耐震化率に大きな差があり、かつ、全国平均を下回る事業が多数存在する状況にある。
- 防災・安全交付金の下水道総合地震対策事業では公共下水道及び流域下水道について、交付率は1/2とされている。国からは、令和7年度予算で、水道総合地震対策事業の創設により重要施設配水管の補助率の引上げ(1/4→1/3)等が示されたが、いまだ、下水道事業よりも低い交付率となっていることから、上下水道一体で耐震化の取組を加速させるためにも、交付率を下水道事業と同等まで引上げる必要がある。
- 防災・安全交付金等の採択要件については、水道総合地震対策事業の創設により一部緩和が図られたところだが、資本単価要件については、いまだ、水道事業では90円/m³以上、水道用水供給事業では70円/m³以上とされているほか、水道料金や企業債残高等においても要件が定められており、効率的な水道事業経営を努める事業者が採択要件により補助対象とならないため、採択要件を緩和する必要がある。
- 水管橋耐震化等事業は、補助対象が布設後40年以上経過し、他の管路によりバックアップができない導水管、送水管に係る更新事業及び水管橋の補強、改築とされ、配水本管は対象外とされている。
配水本管も本事業の補助対象とし、基幹管路の耐震化を進める必要がある。
本県においては、バックアップができない配水本管の水管橋は19箇所あり、このうち布設後40年以上経過した10箇所について、整備を進める必要がある。
- 導水管・送水管複線化事業は、河川を横断する導水管又は送水管の施設及び設備を複線化する事業を対象としているが、河川を横断する管路以外にも本事業の補助対象とし、地震や事故等のバックアップ対策として基幹管路の複線化を進める必要がある。
- 能登半島地震では、道路の亀裂や土砂崩れなどで交通が寸断され、多くの集落が孤立状態となった。半島地域においては風水害や地震等により地域が孤立するケースがあるなど、災害に対して脆弱であり、事前の備えとして耐震化を強力に進める必要がある。

2 水道施設における停電対策・浸水対策に関する支援の拡充

- 令和元年に発生した房総半島台風等においては、広域的な停電による大規模な断水被害が発生したところである。
県内水道事業体の非常用自家発電設備の整備状況は、可搬式の発電機で対応可能な場合や地形的な要因で設置できない場合等を除くと74.3%（令和6年5月時点）、浸水対策の実施状況は48.1%（令和6年5月時点）に留まっており、早急な対策強化が必要な状況となっている。

- 水道施設機能維持整備費における停電・浸水対策について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(R3~7)」での支援となっているが、対策工事の入札不調や施設統廃合の検討に時間を要したこと等により、まだ対策できていない事業者があるため、令和8年度以降も支援を継続するとともに、対策工事には多額の費用を要することから、事業者の負担を軽減するために、補助率を引上げる必要がある。

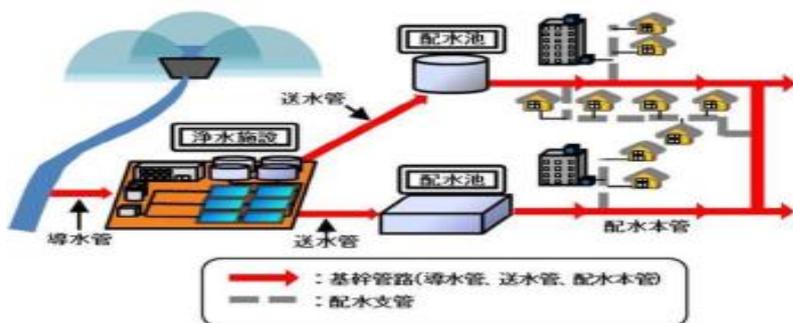
また、房総半島台風による被害が集中した本県南部に設置されている小規模な浄水場(断水影響戸数2千戸未満)への整備が補助対象外とされているほか、資本単価が水道事業においては90円/m³未満、水道用水供給事業においては70円/m³未満の事業者は、影響戸数が2千戸以上の施設であっても一律に不採択となってしまう。

3 災害に強い水道施設の整備に必要な予算の確保

- 水道施設の耐震化や停電・浸水対策等を確実に実施し、災害時においても安定的に水を供給できる体制づくりのために本事業は不可欠であることから、要望額に対して満額交付できるよう、その予算の確保が必要となる。
- また、昨今の水道事業者における技術職員不足の状況等を踏まえ、水道事業者の経営基盤強化を図るため、技術職員の確保及び育成のほか、水道施設の耐震化促進に資するデジタル技術やデザインビルド方式など業務効率化に係る支援の充実を図ることが必要となる。

【参考】

○ 基幹管路と配水支管の定義



○ 県内の水道施設の耐震化率（令和6年3月時点）

	基幹管路※ ¹	浄水施設	配水池
県平均※ ²	62.6%	49.3%	56.6%
全国平均※ ²	42.3%	43.4%	63.5%
全国平均未満の事業数※ ² (県内 46 事業中の割合)	13 (28.2%)	29 (63.0%)	25 (54.3%)

※1 基幹管路については耐震適合率

※2 県平均及び全国平均未満の事業数は R6.3 月の数値、全国平均については R5.3 月の数値

○ 県内の基幹管路における水管橋箇所数（令和6年3月時点）

	箇所数	バックアップ無	左記のうち 40年以上経過	国補助対象	
				現行	要望後
導・送水管	150	123	32	○	○
配水本管	110	19	10	×	○

○ 自家発電設備の整備状況（令和6年5月時点）

全施設※ ¹ ①+②	設置済施設※ ² ①	未設置施設※ ³ ②			設置率
		国庫補助 対象	国庫補助 対象外	計	
358	266	19	73	92	74.3%

※1 自然流下方式、バックアップ可能、可搬式で対応可能、設置スペースがない施設等を除く

※2 非常用自家発電設備を有するが能力不足（1日平均給水量未満）である施設は含まない

※3 非常用自家発電設備を有するが能力不足（1日平均給水量未満）である施設を含む

○ 浸水対策の実施状況（令和6年5月時点）

浸水想定区域※ ¹ に位置している 施設数	浸水対策を 要する施設※ ² ①+②	浸水対策の有無				整備率
		あり ①	なし			
			国庫補助 対象	国庫補助 対象外	計 ②	
50	27	13	10	4	14	48.1%

※1 浸水想定区域：内水（内側の土地にある水）及び外水（河川の水）が氾濫した場合を想定し、各自治体で作成したハザードマップ等において設定された区域

※2 他の施設からのバックアップが可能な施設を除く

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

2 暮らしの安全・安心の確保

(1) 交通安全県ちばの確立

① 通学路の安全・安心の確保及び地域の活力向上のための道路整備や適正な維持管理等

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】

① 通学路の安全・安心の確保及び地域の活力向上のための道路整備や適正な維持管理等

【具体的な提案・要望内容】

- 1 通学路をはじめとして誰もが安全に安心して通行できるように歩道整備や交差点改良、歩行者・自転車・自動車が適切に分離された自転車走行環境の改善等の交通安全対策について、引き続き必要な予算の確保を図ること。
- 2 交通渋滞の緩和、国際輸送の拠点などへのアクセス向上、救急医療機関への移動時間の短縮等、地域の活力向上、課題解決に必要な道路整備について、予算の確保を図ること。
- 3 予防保全を含む道路の老朽化対策に必要な予算を確保するとともに、効果的・効率的な点検を実施するため、引き続き、点検に関する新技術の開発などを推進すること。

【直面している課題・背景】

- 令和3年6月に八街市で発生した児童の交通事故を受け、通学路の安全確保のため、これまでガードレールの設置や路面のカラー舗装など速やかに実施できる対策は完了したところであるが、引き続き、必要な歩道整備などの対策を進める必要がある。
また、令和5年の県の交通事故死者数は、65歳以上の高齢者が約5割を占めていることなど交通事故の発生状況を踏まえ、交通安全対策を進める必要がある。
- 県民生活の利便性向上を図り、県内経済の活性化や観光振興につなげるため、県では、銚子連絡道路、長生グリーンラインなどの県内各地域にアクセスする道路や、地域に密着した道路の整備を進めているところである。
都市部や観光地における交通渋滞の緩和、成田空港や千葉港等へのアクセス性の向上、救急医療機関への移動時間の短縮などが喫緊の課題となっていることから、地方道を含めた必要な道路を整備することなどにより、生産性向上や経済の好循環をもたらすストック効果を早期に発現させることが重要である。
- 予防保全型の老朽化対策に早期に移行するためには、必要な予算を確保する必要がある。
また、定期点検の効率化・高度化、質の向上を図るためには、引き続き、新技術の導入に必要な点検支援技術性能カタログや技術基準類の整備を迅速に進めるとともに、コスト縮減となるような新技術の研究開発の促進が必要である。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

2 暮らしの安全・安心の確保

(1) 交通安全県ちばの確立

② 通学における児童・生徒の安全確保に向けた取組とスクールバスの運行に対する支援の強化

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】② 通学における児童・生徒の安全確保に向けた取組とスクールバスの運行に対する支援の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 スクールバスへの助成について、児童生徒の通学時における安全確保を目的とした運行への補助制度を創設すること。
- 2 また、遠距離通学児童生徒のための助成について、補助率を引き上げること。更に、対象要件である小学校4 km、中学校6 kmの通学距離を緩和し、補助開始から5年間と定められている補助対象期間を廃止すること。
- 3 通学路における児童・生徒の安全を見守る人材を確保するため、警備員等を活用する経費を学校安全体制整備推進事業の補助対象として加えるとともに、補助率の引き上げを図ること。

【直面している課題・背景】

1、2 スクールバスの運行に対する支援の強化

- 人口減少・過疎化により学校の統廃合が進むとともに、通学をめぐる事情も変化する中、国は「通学路における交通安全の確保の徹底について(周知)」(令和5年6月28日文部科学省)において、「通学手段の在り方も含め、各地域の実情に合わせて通学時における児童生徒の安全について定期的に検討」することが重要であるとしている。
- 本県では、令和3年6月に八街市において発生した児童の交通事故を受け、関係機関が一体となって全県的に通学路の安全確保に取り組んでおり、県、市町村、警察が連携し対策必要箇所への対応を進めているが、道路の改良、拡幅などの施設整備には時間を要することから、早急に児童生徒の安全を確保するために、スクールバスの運行が必要である。
- 国は令和6年度補正予算に「通学時における子供の安全確保に関する調査研究事業」を計上するとともに、学校関係者による協議会を設置し、スクールバスの試行的な運行を行い、通学時の安全確保策の調査研究を実施しているところであるが、児童生徒の安全のため、速やかな補助制度の創設が必要である。

- また、国は、「へき地児童生徒援助費等補助金」により、学校の統廃合により遠距離通学となった児童生徒の通学条件の緩和を図るため、スクールバスの購入等の経費について補助を行っているが、現行の補助制度は、統合等により遠距離通学（小学校4 km、中学校6 km）となった児童生徒が対象で、バス購入費・通学費（運行委託等）への支援に限られ、補助対象期間も5年間に限定されている。
- 統廃合が進む中、遠距離から通学する児童生徒にとって、スクールバスの運行は不可欠であるとともに、自治体におけるスクールバス運行に係る費用負担も大きくなっており、補助率の引上げや要件の緩和、補助対象期間の廃止など、補助制度の拡充が必要である。

3 通学路における児童・生徒の安全を見守る人材の確保について

- 国は、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」により、スクールガードリーダーが行う見守り活動に対する謝金、スクールガード（ボランティア）の見守り活動に使用する用具代、保険料を補助して地方自治体の取組を支援している（補助率1/3）。
- 通学時における児童生徒の見守りについては、現状、PTA、地域人材などが対応しているが、地域によっては、高齢化や共働き世帯の増加により、人員の確保や地域の協力を得ることが困難な場合もある。警備会社への委託等も含め、専門人材の活用に係る経費も補助対象とするなど、補助制度の拡充が必要である。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 2 暮らしの安全・安心の確保
- (2) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

- ① 事故由来放射性物質を含む除去土壌及び廃棄物の速やかな処理

提案・要望先 環境省

千葉県担当部局 防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部



【提案・要望事項名】

- ① 事故由来放射性物質を含む除去土壌及び廃棄物の速やかな処理

【具体的な提案・要望内容】

- 1 除染等の措置により生じた除去土壌の処分については、国が放射性物質汚染対処特措法の基本方針で示す最終処分場の確保等を、責任をもって行うこと。
また、同法に基づき策定された基準に従い自治体が行う処分に係る費用については、国が負担すること。
- 2 市町村等が保管している指定廃棄物については、国の責任において、安全・安心、かつ、速やかに処理を行うとともに、指定廃棄物の保管費用等は、国が引き続き、責任をもって負担すること。
- 3 放射性物質濃度が8,000ベクレル/kg以下の廃棄物の処理方法や、その安全性について、国民に広く説明を行うなど、廃棄物の処理が円滑に進むよう対策を講ずること。

【直面している課題・背景】

1 除染土壌の処分について

- 「放射性物質汚染対処特措法」では、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国が必要な措置を講じ、除染により生じた除去土壌の処分については、環境省令で定める基準に従うこととされた。
- 令和7年4月に処分の基準が策定されたものの、同法の基本方針で、国が責任を持って行うとされている最終処分場の確保等は実現していない。
- 処分基準に従い、除去土壌を一時保管している自治体が行う処分に係る費用については、国が負担する必要がある。
- なお、各自治体は大量の除去土壌の除染を実施した現場等で一時保管している。[県内の除去土壌の保管量は、98,627 m³ (令和6年3月末時点)]

2 指定廃棄物について

- 指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の責任において、収集・運搬・保管及び処分を行うこととされている。
- 国は、指定廃棄物を県内1か所に集約して処理することとし、平成27年4月に長期管理施設の詳細調査候補地を提示したが、約10年を経過したものの具体的な進展がなく、本県においても排出自治体等による一時保管が継続している。[県内の保管量は、約3,716.6トン (令和6年12月末時点)]

- また、長期管理施設の設置に向けた今後の具体的なスケジュールが示されず、一時保管の解消への道筋が見通せないことから、一時保管施設の周辺住民等の強い不安が続いており、地元市からも国に対し再三に渡り、要望が行われている。

3 放射性物質濃度が8,000ベクレル/kg以下の廃棄物について

- 放射性物質濃度が8,000ベクレル/kg以下の廃棄物については、一定の処理基準に則り、既存の最終処分場で処分できることとされている。
- しかし、現状では、放射能に対する処分場周辺住民の不安等により、依然として処分が困難な状況であり、排出自治体等による保管が継続している。
- また、放射性物質濃度の低減により8,000ベクレル/kg以下となった指定廃棄物についても、同様に、処分先の確保が困難なことから、指定解除による処分が進捗しないことも懸念される。
- そのため、国は、安全性や処理方法について、住民や最終処分場設置者の理解を得られるように説明や啓発を行うなど、処分に向けた対策を講ずる必要がある。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 2 暮らしの安全・安心の確保
- (2) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

- ② 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に関する対応

提案・要望先 経済産業省、農林水産省、国土交通省

千葉県担当部局 防災危機管理部、商工労働部、農林水産部



【提案・要望事項名】 ② 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に関する対応

【具体的な提案・要望内容】

令和5年8月24日から開始されたALPS処理水の海洋放出に対し、次の対応をとること。

- 1 地域や業種それぞれの関係者等の懸念の声を直接聞き、対策の実施状況を確認の上、支援漏れを生じさせないように、随時追加・見直しを行うこと。
- 2 業種別の損害賠償の実施に当たっては、実態に即した適切な賠償が行われるよう、東京電力を指導していくこと。
- 3 処理水の安全性を確保し、国内外に対して、科学的根拠に基づいた、透明性が高く分かりやすい情報を積極的に発信するとともに、引き続き輸入規制を実施している国・地域には、規制の撤廃を強く要請すること。
- 4 水産物の生産、加工、流通及び消費の各段階における対策について、実態を踏まえ、必要に応じて機動的に予算を確保するなどの支援を継続するとともに、観光関連産業において間接的影響が生じないように、的確な対応を講じること。

【直面している課題・背景】

廃炉作業が進められている東京電力福島第一原子力発電所では、その作業の過程で発生した汚染水を浄化処理したALPS処理水を保管しており、令和5年8月24日から海洋放出による処分が実施されている。

本県においては、同原発の事故の際に風評被害を受けた銚子市の漁業関係者を中心に強い懸念があり、県では、国に対して責任を持った対応を行うよう要望してきた。

1 対策の実施状況を確認、漏れがないよう随時追加・見直しを行うこと

- 国では、海洋放出の実施に備えて、販路拡大や漁業者支援等の影響を受ける業種への支援メニューを800億円、基金で用意していたところ。

令和5年8月の海洋放出により、中国や香港で輸入規制が強化されたことから、新たに影響を受けた産業（北海道のホタテ等）に対して、一時買取・保管や販路拡大等207億円の追加支援を行った。

今後も、あらゆる機会を通じて、地域や業種における懸念の声を直接聞き、実施状況を確認の上、必要に応じた追加・見直しも行いながら、支援漏れが生じないように、対策を進めていく必要がある。

2 適切な損害賠償が行われるよう東電を指導すること

- 海洋放出によって生じた影響に対し、東京電力は、令和4年12月に公表した賠償基準に基づき各業種に賠償を行っていくこととしているが、業界団体等の声を十分反映させるとともに、今後も適宜見直しを行い、実態に即した適切な賠償が行われるよう、東京電力を指導していく必要がある。

3 国内外へ情報発信し、また輸入規制の撤廃を要請すること

- 国では、モニタリングを通じて、海洋放出の影響を常に確認し、安全性を担保するとともに、国内外に透明性が高くわかりやすい情報を積極的に発信し、理解を求める必要がある。
- 令和5年8月の海洋放出により、一部の国が輸入規制を強化し（中国、香港、マカオ、ロシア）、これらの国に輸出を行っていた水産業者等に影響が出た。国は、輸入手続上の不合理な対応などについて、中国政府等に対し、即時に撤廃するよう強く求める必要がある。

4 水産物の生産、流通及び消費の各段階における対策の継続並びに観光事業への対応

- 国はALPS処理水の海洋放出に伴う風評対策として、生産・加工・流通・消費の各段階における徹底した対策等を講じるとしている。
- これまでに、本県水産業では、輸出向けの需要が高いアワビ価格の低下や銚子地区のナマコ漁の操業見合せなどの影響が出ている。現在のところ、国内では冷静な対応がなされているが、海洋放出は長期にわたることから、国に対して実態を踏まえた対策の実施を引き続き要望する必要がある。
- また、観光事業への間接的影響が生じるおそれがあるため、国による機動的な予算確保や正確な情報提供等、状況に即した的確な対応を講じられたい。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

2 暮らしの安全・安心の確保

(3) PFAS 対策

提案・要望先 環境省、内閣府、農林水産省、国土交通省、消費者庁

千葉県担当部局 環境生活部、総合企画部、健康福祉部、農林水産部、企業局



【提案・要望事項名】 PFAS 対策【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 PFAS について、環境や食物連鎖を通じて健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されていることから、引き続き国内外の健康影響に関する知見の集約に努めるとともに、新たな知見について速やかに情報提供すること。
- 2 公共用水域及び地下水に係る PFOS 及び PFOA の調査結果について解析・研究を進め、水質に係る評価指標の取扱いを早急に確立すること。
- 3 公共用水域及び地下水並びに水道水で PFOS 及び PFOA による汚染が発見された場合における排出源特定のための調査や汚染の拡散防止策、水道水における浄水過程での効果的な除去方法、浄水処理によって生じた PFOS 及び PFOA が含まれる残さの適切な取扱方法を、具体的に確立するとともに、地方公共団体等が行う対策に要する費用を助成すること。
- 4 PFOS 及び PFOA の土壌汚染の状況を踏まえ、土壌に係る評価指標及び土壌汚染対策（未然防止及び効果的・効率的な除去方法）の検討を進めること。
また、令和5年7月に示された土壌中の PFOS 及び PFOA の暫定測定方法の精度の検証等を引き続き行った上で、測定方法を確立すること。
- 5 公共用水域や地下水の PFOS 及び PFOA による汚染が確認された場合において、その周辺の事業場・工場の設置者や土地所有者等（以下、「事業場の設置者等」という。）が、排出源特定のために国や地方公共団体が行う調査に協力する仕組みや、排出源であった場合に、事業場の設置者等が浄化対策やばく露防止対策を行う仕組みの構築を検討すること。
併せて、浄化が困難な場合には、地方公共団体が行う飲用水対策などについて、事業場の設置者等に一定の負担を求める仕組みを検討すること。
- 6 PFOS 及び PFOA の水道水質基準項目への引上げに伴い、水道水の安全性確保のための検査体制の構築に向けて水道事業者等を支援するとともに、基準値を超過した場合における対策費用等に対する財政支援を拡充すること。

【直面している課題・背景】

1 健康影響等に関する知見の集約と情報提供

- PFOS、PFOA については、国際がん研究機関（IARC）が令和5年12月に発がん性を指摘するなど、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されている。
- 国は、令和6年6月にPFASの食品健康影響評価を取りまとめるなど知見の集約を図っているが、科学的知見が不足しており、どのような健康影響が個人に生じるかについては明らかとなっていないため、国民の健康影響への不安を払拭するには至っていない。
- また、健康影響が懸念されるPFAS類がある場合、水中における存在状況や効率的な検査方法（一斉分析方法や、簡易な検査方法等）についての知見が必要となる。
- 水環境や水道水の調査が進む中、環境水中のPFAS濃度が比較的高かった地域等では、農産物等について消費者からの不安の声も聞こえており、早急な調査・実態解明が求められている。

2 水質に係る評価指標の取扱い

- 公共用水域及び地下水のPFOS及びPFOAについて、水環境中への流出・拡散に係る知見や実態把握が十分ではなく、評価指標を検討するための解析・研究が進んでいない。
- また、公共用水域及び地下水において、PFOS及びPFOAによる汚染が確認された場合に、適切に対応できる指標やその取扱いが定まっていない。

3 排出源特定のための調査等や費用の助成

- PFOS及びPFOAに関する対応の手引きでは、PFOS及びPFOAによる汚染が確認された場合における排出源特定のための調査手法や濃度低減のために必要な措置について、具体的な方法が示されていない。また、汚染範囲や発生源を特定するための調査や対策に係る財政的な負担が大きい。
- 水道水における浄水過程での除去方法については、水道事業者の事例集は示されているが、コスト面や各施設の状況に見合った効果的な方法については今後も知見の集約が必要である。
- PFOS及びPFOAが含まれる浄水発生土や浄水処理に使用した活性炭等残さの取扱いについて、令和7年3月末の通知で使用済活性炭の保管や適正処理、再生に係る留意事項が示されたものの、多くの水道事業者で使用している粉末活性炭についての取扱いや、管理目標参考値（ $5\mu\text{g}/\text{kg-dry}$ ）についての考え方等に不明瞭な点がある。

4 土壌に係る評価指標及び土壌汚染対策の検討

- 環境基準などの評価指標がなく、測定方法も確立されていないため、土壌汚染の状況を適正に評価できない。また、土壌中のPFOS及びPFOAについては、その特性を踏まえた浄化等の対策が必要となると考えられるが、どのような手法が適切であるか不明である。
- 現在、国は、土壌中のPFOS及びPFOAの暫定測定方法を示しているが、現時点においては限られた試料数・土質の土壌を用いて精度の検証が行われただけであり、汎用性の高い測定方法は確立されていない。

5 汚染が確認された場合における調査・対策の仕組みの構築

- 現在、PFOS 及び PFOA は製造、輸入が禁止されている物質である。PFOS 及び PFOA を含有する製品の過去の製造状況や現在の使用・保管状況については不明であり、排出源を特定するためには、周辺の事業場の設置者等への聞き取り及び現地調査が必要不可欠である。
- しかしながら、地方公共団体による排出源特定のための立入調査への協力や、排出源が特定された場合における事業場の設置者等による対策の実施は任意となり、法的な義務はない。

6 水道水の安全性確保に向けた検査体制の構築と財政支援

- 水道水においては、令和8年度から水質基準項目に引き上げられる方針が示されており、水道事業者等における PFOS 及び PFOA の検査義務が生じる。検査には高速液体クロマトグラフ質量分析計が必須となり、自己検査及び委託検査どちらにおいても検査に係る費用の負担が増加する。
- 委託で検査をする場合は検査数量の増加により、登録検査機関の受入れ体制がひっ迫する可能性があるため、国が積極的に検査体制の構築について支援する必要がある。
- また、水質基準化されることに伴い、超過又は超過の恐れがある場合には、低減対策のために活性炭処理施設等の導入や水源の切替等の措置に多額の費用が発生することから、国による支援の拡充が必要である。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 2 暮らしの安全・安心の確保
- (4) サイバー空間の脅威への対処能力の強化

提案・要望先 警察庁

千葉県担当部局 県警本部



【提案・要望事項名】 サイバー空間の脅威への対処能力の強化【新規】

【具体的な提案・要望内容】

SNS等を通じて犯罪の実行者を募集する「闇バイト」をはじめ、サイバー空間における脅威に的確に対処するため、高度な捜査支援資機材の拡充及び警察職員の対処能力向上に向けた教養機会の一層の充実を図ること。

【直面している課題・背景】

- サイバー空間を悪用した犯罪が脅威となっており、インターネットバンキングに係る不正送金事案やSNSを通じて金銭をだまし取るSNS型投資・ロマンス詐欺、暗号資産を利用したマネー・ローンダリングの発生など、インターネット上のサービスが犯罪インフラとして悪用されている実態があり、さらに、インターネット上には、児童ポルノ等の違法情報や犯罪を誘発するような有害情報が存在する
- 特に、いわゆる闇バイトの募集活動を端緒とした、緩やかな結びつきで離合集散を繰り返し、匿名性の高い通信手段等を活用しながら特殊詐欺や強盗等の犯罪に関与する「匿名・流動型犯罪グループ」の台頭により、本県を取り巻く組織犯罪の情勢は大きく変化しており、深刻な治安上の脅威となっている。
- これらのサイバー空間における脅威に的確に対応するためには、高度化するIT機器や各種インターネットサービス、暗号資産などに対する捜査能力の向上と分析用の捜査支援資機材の更なる拡充が不可欠である。
また、最新のIT知識・技能の習得や最新のサイバー犯罪の手口に対応できる警察職員の育成を行うための教養機会の一層の充実を進める必要がある。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 米国による関税措置への対応

(1) 米国による関税措置への対応

提案・要望先 経済産業省、農林水産省
千葉県担当部局 商工労働部、農林水産部



【提案・要望事項名】 米国による関税措置への対応【新規】

【具体的な提案・要望】

- 1 米国に対し、今回の相互関税等の措置の見直しを求めること。
- 2 今回の関税措置がもたらす日本経済への影響等について分析を行い、県民等に対し情報提供するとともに、それを踏まえた対策を講じること。
- 3 相互関税措置の影響を受ける県内事業者に対する資金繰り支援、経営指導、価格転嫁の円滑化などによる取引適正化等、県内の産業や雇用への影響を最小限にする対策を講じること。
- 4 農林水産物の輸出に力を入れている産地の成長を妨げることがないように、必要な対策と国内生産への悪影響を防ぐ対策を講じること。

【直面している課題・背景】

- 4月3日に、米国のトランプ大統領が、世界各国に対して相互関税を課すことを表明し、日本に対しても24%の相互関税が9日に発動された。
その後、相互関税の上乗せ分について一時停止されたものの、10%の一律関税については維持することとされ、別途表明された自動車や鉄鋼などへの追加関税も含め、世界経済に大きな影響が及ぶことが懸念されている。
- そこで県では、支援機関等と連携し、4月4日に金融、経営、貿易・海外投資に関する相談窓口を設置し、県内事業者から今後の影響を懸念する声が寄せられているところ。
- また、農林水産物については、令和6年5月に千葉県農林水産物輸出活性化取組方針を策定し、米国も輸出ターゲット国の1つとして、輸出の活性化に取り組んでいるところである。
- 4月25日に「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」が決定されたが、今後も、県民生活や経済活動に重大な支障を生じないように、国は責任をもって対策を講じる必要がある。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 経済の活性化とさらなる飛躍

(1) 京葉臨海コンビナートの国際競争力とカーボンニュートラルの両立・防災力等の強化に向けた支援の拡充

提案・要望先 経済産業省、厚生労働省

千葉県担当部局 商工労働部、防災危機管理部



【提案・要望事項名】

京葉臨海コンビナートの国際競争力とカーボンニュートラルの両立・防災力等の強化に向けた支援の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 素材・エネルギー産業の集積地である京葉臨海コンビナートの国際競争力の強化とカーボンニュートラルの両立に向け、各社が取り組む研究開発・設備投資や、コンビナートの強みを活かした企業間連携の取組を促すための必要かつ十分な支援策を講じること。
- 2 特に脱炭素化が難しい素材・エネルギー産業におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、水素等供給拠点整備への支援や、既存原燃料と低炭素水素等との価格差に着目した支援、また、CO₂を回収して地下に貯留するCCSの導入に向けた支援については、莫大な費用が必要であり、国の責任において予算規模を拡充の上、継続的な財政措置を図ること。
- 3 「燃料等災害対応体制整備事業」は、製油所中心の支援にとどまっていることから、石油産業以外の産業における生産施設・護岸等の強靱化に向けた取組も対象とするなどの支援の拡充を図ること。
- 4 コンビナートの保安・防災対策には、高度な知識や技術が要求されることから、保安を担う人材を事業者が育成・確保できるよう必要な支援を行うとともに、プラントの保安の高度化に向け、IoT や AI 等の新技術の導入促進に努めること。

【直面している課題・背景】

1 企業間連携の取組

- 我が国経済を支える日本最大級の素材・エネルギー産業の集積地である京葉臨海コンビナートの立地企業は、激化する国際競争への対応に加え、2050年のカーボンニュートラルに向けて、様々な研究開発、実証実験に取り組んでいるが、それらを実行するためには多額の費用が求められる。
- 特に代替技術が少なく脱炭素化への転換が困難となる鉄鋼、化学産業等が取り組む研究開発、実証実験への必要かつ十分な支援が必要である。
- また、県では、コンビナートのカーボンニュートラルを実現するため、官民挙げての協議会を立ち上げ、コンビナートの強みを生かした企業間連携を推進するなど、取組を強化している。

- 特にコンビナートのカーボンニュートラルを推進するためには、燃焼時に CO₂ を排出しない水素等の利活用が大変重要となる。このため、国においては、水素等の拠点整備に向けた事業性調査をはじめ、FEED 支援、拠点整備支援、価格差支援について、切れ目なく支援の充実・強化を図ることが必要である。

2 カーボンニュートラルの実現

- 本県のコンビナートは、東京湾臨海地域の 6 市に渡って、鉄鋼、石油精製、石油化学、電気・ガスなどの多業種が集積し、かつ、同業種で競合する企業が存在するという特色を有している。こうした中、コンビナート企業が一体となって、水素等の拠点整備を進めるに当たり、丁寧な協議・調整が必要であり、最終的な合意形成までに多くの時間を要することとなる。

このため、今後の水素等の拠点整備に対しては、進捗状況に応じた継続的な支援を行うことが必要である。

- また、今後、脱炭素化が難しい産業における化石燃料・原料の利用後の脱炭素化を進める手段として、CO₂ を回収して地下に貯留する CCS の導入が不可欠である。国においては、2030 年までに、民間事業者が CCS 事業を開始するための事業環境を整備することとしており、「先進的 CCS 事業」において、京葉臨海コンビナートで排出される CO₂ を回収し、外房沖にパイプラインで CO₂ を輸送するプロジェクトが採択されている。

今後、パイプラインや関係設備に関する調査・設計からインフラ整備に至るまで、莫大な費用を要することが見込まれるため、必要かつ十分な支援が必要である。

3 燃料等災害対応体制整備事業について

- 「燃料等災害対応体制整備事業」における支援は製油所を中心とした内容となっているが、コンビナートには多様な業種が立地していることから、鉄鋼、石油化学産業等その他の業種の企業が取り組む、設備増強や生産施設・護岸等の強靱化に向けた取組に対しても、支援の充実が必要である。
- さらに、コンビナートの事業所における事故件数が増加傾向にある中、長年培った経験や知見を有する人材の不足により技術承継が不十分となっており、高度な知識などが要求される保安・防災対策を担う人材の育成が喫緊の課題となっている。
- コンビナートの立地企業が取り組む人材育成における研修プログラムの開発等の支援に加え、引き続きドローンによる設備点検、AI による配管状況の画像診断などの保安の高度化に向けた取組が必要である。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 経済の活性化とさらなる飛躍

(2) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実

提案・要望先 経済産業省

千葉県担当部局 商工労働部



【提案・要望事項名】地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 政府が目指す「賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済」が確実に実現するよう、企業の生産性向上や適切な価格転嫁等の支援を切れ目なく実施すること。
また、人手不足や原材料価格の高騰の影響などにより、一部の中小企業では依然として厳しい状況にあることを踏まえ、人手不足への対応や原材料価格の安定、事業者への支援策等について、引き続き対策を講じること。
- 2 デジタル技術の導入、革新的サービス開発時に向けた設備投資など生産性向上のための支援策を継続するとともに、より多くの中小企業等が利用できるよう予算規模を拡充すること。
また、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を検討する中小企業への支援の充実に向け、多岐に渡る課題の解決に必要な高度なIT専門家を十分に活用できるよう、人材の育成を進めること。
- 3 中小企業等の受注機会を増大させるため、全府省で連携して、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に定められた措置等を着実に推進すること。
- 4 被災した中小企業等の早期の事業再建に向け、被災企業への補助事業が迅速に開始できるよう、デジタル技術を活用した手続きの簡素化等を含めた方策を検討すること。
- 5 信用保証制度は、中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化に寄与しているが、新たな保証制度の創設等により煩雑化し、金融機関や事業者にとって分かりにくい制度となっていることから、簡素化した制度とすること。
- 6 中小企業等の経営者の高齢化による廃業やそれに伴う雇用の消失は、地域経済における重要な課題であり、事業承継支援の取組をさらに強化するため、国の事業承継・引継ぎ支援センターにおけるエリアコーディネーターや相談員を増員し、伴走支援体制を拡充・強化すること。

【直面している課題・背景】

1 企業の生産性向上や価格転嫁などの支援

- 景気はゆるやかな回復傾向にあるが、未だ原材料・エネルギー価格の高騰や人材不足などの課題に直面しており、国においては、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を令和6年11月に閣議決定し、中小企業の賃上げの環境整備や、人手不足への対応を進めている。
- 国民1人当たりの実質賃金の伸びは、過去30年近く他の先進国に比して低水準で推移している。2025年春闘では、従業員300人未満の企業における賃上げ率が、5.00%を記録（第3回集計（4月3日公表）時点。大企業含めた全体は5.42%）したものの、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る状況には至っていない。
- また、原材料価格の高騰の影響などにより、県内企業は大きな影響を受けていることから、エネルギー価格の高騰を抑制する取組やコスト上昇分を適切に価格転嫁できる環境の整備、経営に影響を受けている中小企業等への支援策なども引き続き講じる必要がある。

2 生産性向上に向けた支援策の継続及びDXの推進に向けた支援について

- 中小企業は、本県経済の重要な担い手として、地域経済と雇用を支える存在である。しかし、昨今の物価高騰や人手不足の深刻化等により、厳しい状況が続いており、地域経済を支える中小企業等への事業の継続に向けた支援が必要となっている。

そのため、中小企業等の生産性向上に資する取組である、ITツール導入を支援する「IT導入補助金」や、設備投資を促進する「ものづくり補助金」について、今後も切れ目のない措置を講ずるとともに、県内経済を支える高い技術力を有する中小企業等がより多く支援を受けられるよう予算額を増やすことが望ましい。

- 中小企業におけるDXの推進は、生産性の向上、業務効率化、経営基盤の強化など様々な効果が期待されるが、未だデジタル化未着手の中小企業も多く存在する。

本県では、デジタル技術導入の初期段階にある企業を対象とした導入事例をわかりやすく伝えるセミナーや、専門家による相談対応、ITベンダーとのマッチングを実施するなど、各企業のデジタル化の段階に応じた支援に取り組んでいる。

しかし、中小企業に対する幅広かつ中長期的な支援を確実に進めるためには、高度な知識を有してコンサルティングができるIT専門家等が必要であるが、我が国全体でそのような人材は不足している。

このため、人材育成について、国において強力的に進めていただきたい。

3 中小企業等の受注機会の増大について

- 地域経済の発展のためには、中小企業等に対する官公需の果たす役割は大きい。国の官公需契約比率は地方公共団体に比べ依然として低いことから、今後も同比率の引き上げに向けて、全府省で連携して官公需施策を一層推進していく必要がある。

4 被災した中小企業等への支援の迅速化

- 令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨では、本県経済を支える中小企業等においても大きな被害が発生し、産業活動にも極めて深刻な影響を及ぼしたため、県では、国の地域企業再建支援事業（自治体連携型補助金）を活用して、被災中小企業等に対する事業再建の支援を令和2年2月に行ったが、中小企業等が被災してから補助事業の開始までに時間を要した。
- 昨年発生した能登半島での地震や大雨では、多くの中小企業等が被災して企業の生産・事業活動に多大な影響が生じているところであるが、中小企業の復旧のための支援については、経済団体から簡素化や迅速化の要望が上がっている。
- 令和6年度には、一部補助金の提出書類の簡素化等が実施されたが、被災企業への補助事業が迅速に開始できるよう、デジタル技術を活用した手続きの簡素化等を含めた方策を検討していただきたい。

5 信用保証制度の簡素化

- 信用保証制度は、中小・小規模事業者の資金調達の円滑化に寄与しているが、普通保証、無担保保証、特別小口保証のほか60を超える別枠保証に加え、毎年度新たに全国統一の特別保証制度が創設されるなど制度が煩雑化している。
- 具体的には、令和5年度に廃止された経営力強化保証制度が令和6年度に改めて創設されたほか、経営力強化保証制度と協調支援型特別保証制度のように利用要件が類似した保証制度が創設されている。
- また、県内金融機関からは、現在の保証制度を全て熟知することは困難であり、制度の利用者に対して適切な制度提案をすることに苦慮しているとの意見が出ている。
- 今後、中小・小規模事業者の円滑な資金調達を促進するため、金融機関等が事業者のニーズに沿った信用保証制度を提案することができるよう、信用保証制度を簡素化していただきたい。

6 事業承継支援の取組の強化

- 中小企業等の経営者の高齢化が進む中、本県では地域一体となって専門家による経営者の直接訪問などのプッシュ型支援に取り組んだ結果、経営者の意識は改善傾向にあり、県内企業の後継者不在率が5割を下回るなどの結果に結び付いている。今後は後継者への円滑な事業承継に向けたサポートが重要である。
- このサポートに関する相談件数が本県では増加傾向にあり、事業承継・引継ぎ支援センターの業務量も増加しているが、それに見合った国の予算措置や人員配置が遅れている状況である。このため、本県の負担によりエリアコーディネーターを増員して対応しているところであるが、国においても必要な人員配置の見直しを図っていただきたい。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
2 経済の活性化とさらなる飛躍
(3) 人材の確保・定着・育成の積極的な推進

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 商工労働部



【提案・要望事項名】 人材の確保・定着・育成の積極的な推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 スキルのある人材の確保・定着に有効な職務給（ジョブ型人事）について、その導入に向けた取組が中小企業等においても進むよう、専門家への相談経費に対する補助金など、新たな支援制度を創設すること。
- 2 外国人材の円滑な受入れや定着のために不可欠な職場環境の整備に向けて、多様な民間サービスを利用する中小企業等の経費負担を軽減するための補助制度を創設すること。
- 3 障害者雇用の理解促進、障害者の定着や企業における環境整備支援等を一層充実させるため、障害者就業・生活支援センターの就労支援体制を強化するなど、企業及び障害者双方への支援のさらなる充実を図ること。

【直面している課題・背景】

1 職務給の導入に向けた中小企業支援について

- 少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴い、人手不足の問題が深刻さを増しており、働き手がいないという理由で経営難に陥り倒産に至る企業も見受けられる。
- このような状況において、企業が持続的に成長し、競争力を維持していくためには、人材育成やリ・スキリングにより、限りある労働力の生産性を高めることが不可欠である。また、職務給（ジョブ型人事）の導入により、一人ひとりのスキルに応じた報酬の実現を図るとともに、これに伴う労働移動の円滑化を進めていくことも重要である。
- 国では、こうした取組を進めるため、労働市場改革の一環として、令和6年8月28日に「ジョブ型人事指針」を公表するなど、制度導入を推進しているものの、中小企業や小規模事業者においては、金銭的余裕や時間的余裕がないといった理由から対応が進まないことが危惧される。
- このため、職務給（ジョブ型人事）の導入に取り組む中小企業等を対象とした、専門家への相談経費に対する補助金など、新たな支援制度を創設していただきたい。また、時間的余裕がない中小企業等を支えるため、専門家によるプッシュ型の支援を行うなどの後押しをしていただきたい。

2 外国人材の確保・育成・定着について

- 生産年齢人口の減少に伴い中小企業等において人手不足が厳しい状況にある中、優秀な外国人材の受入れは、有効な人材確保策の一つとなっている。
- 本県における外国人労働者数は近年大きく増加しており、令和6年10月末には約9万人となり、国への外国人雇用状況の届出が義務化された平成19年以降過去最高を更新した。
- こうした中、外国人材の定着には、受入れ側の企業において、雇用した外国人材への日本語教育や日本人従業員への異文化理解に関する研修、多言語による社内の相談体制の構築など、職場環境を整備することが不可欠となっている。
- これを支援するため、多様な民間サービスが提供されているが、中小企業等にとっては利用するための経費が負担となり、受入れ環境が十分に整わず、人手不足への対応が進みにくい状況となっている。
- 国の支援制度では、企業が多言語による相談体制を構築した場合など一部の取組に対する助成制度はあるものの、多様な民間サービスの利用への助成制度がないことから、このようなサービスを利用する中小企業等の負担軽減のため、利用料の補助を行う制度を創設していただきたい。

3 障害者雇用に向けた支援について

- 令和6年6月1日現在、県内民間企業における障害者の実雇用率は2.40%と法定雇用率2.5%を下回り、法定雇用率達成企業の割合は47.3%と、半数以上の企業が未達成の状況にある。
さらに、法定雇用率未達成企業のうち約6割に当たる989社では障害者を1人も雇用していない状況である。
- 今後、民間企業の法定雇用率は、令和6年4月に続き、令和8年7月から2.7%へと引き上げられる。これにより、新たに障害者の雇用義務の対象となる企業や、引き上げ後の法定雇用率を満たさなくなる企業の増加が見込まれ、企業においては、これまで以上に障害者雇用を進めることが求められている。
- また、県内の障害者における新規求職申込及び就職件数は、年々増加しており、精神障害者がそれぞれ5割以上を占めているが、他の障害種別比べて定着率が低い状況にある。
- こうした中、支援対象となる企業や障害者は年々増加しているが、国が配置している県内の障害者就業・生活支援センターにおける就業支援担当者的人数は増えておらず、事業内容の拡充も図られていない。
- 県では、上記センターの就業支援担当者とは別に、障害者の職域開拓等の助言を行う専門の支援員を独自に配置しているほか、精神障害者の雇用促進のための研修を実施するなど、雇用促進に向けた取組を進めているが、障害者の就労促進にあたっては、障害特性や本人の希望等を踏まえた、よりきめ細やかな支援を充実させる必要がある。
このため、障害者就業・生活支援センターにおける就業支援担当者を増員することなどにより、体制を強化すべきである。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 経済の活性化とさらなる飛躍

(4) 物流における安定した輸送力の確保

提案・要望先 内閣府・経済産業省・国土交通省
千葉県担当部局 商工労働部



【提案・要望事項名】 物流における安定した輸送力の確保

【具体的な提案・要望】

「物流改革に向けた政策パッケージ」等に基づき、中長期的な対策として、物流の適正化・生産性向上をさらに進めるために策定された「2030年度に向けた政府の中長期計画」における各種施策を着実に実施するとともに、その効果について検証すること。

【直面している課題・背景】

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラであるが、担い手不足やカーボンニュートラルへの対応など様々な課題がある。そのような中、物流産業を魅力ある職場とするため、「トラックドライバーの働き方改革に関する法律」が令和6（2024）年4月から適用されたが、同時に時間外の上限が制限され、令和12（2030）年度には34%の輸送力不足となる可能性が示されている。
- 関係団体からも、「物流革新に向けた政策パッケージ」および「物流革新緊急パッケージ」に基づく諸施策について、負担にならないよう幅広い支援を充実するよう要望する声が上がっている。
- これを踏まえ、県では、人材不足に対して企業が賃上げの原資を確保できるよう、DXによる省力化・業務効率化や、新技術の導入による生産性向上に必要な設備投資に対する助成や、適切な価格転嫁について様々な機会を通じて働きかけを行っている。
- 中長期計画に基づき、令和6年4月に改正物流効率化法及び貨物自動車運送事業法が成立したが、引き続き、輸送力不足の解消に向けて、商慣行の見直しや物流の効率化、荷主・消費者の行動変容の促進などの施策を着実に実施するとともに、施策の効果についても検証し、フォローアップにつなげていく必要がある。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 経済の活性化とさらなる飛躍

(5) 成田国際空港のポテンシャルを生かした成長・発展

提案・要望先 法務省、国土交通省、総務省、財務省、農林水産省、
文部科学省、経済産業省、厚生労働省

千葉県担当部局 総合企画部 県土整備部



【提案・要望事項名】 成田国際空港のポテンシャルを生かした成長・発展

【具体的な提案・要望内容】

1 成田空港を核とした国際的な産業拠点の形成と空港内外の一体的発展のためのまちづくり

(1) 産業拠点形成に向けた対応

① 成田空港を核とした地域において、国際競争力の強化に資する産業拠点を形成するため、本県と連携しながら、国としても主体的に取り組むこと。

② 地域未来投資促進法に基づく「成田新産業特別促進区域基本計画」において、空港周辺に集積を目指す産業として新たに位置付けた「精密機器」「航空宇宙」「健康医療」「農業」「観光」については、我が国の国際競争力の強化に資することから、基本計画における重点促進区域の設定など、県とともに取組を推進すること。

特に空港との親和性の高い産業分野である航空宇宙産業の集積については、財政措置などをはじめとした支援の拡充を行うこと。

(2) 航空・空港業界への人手不足への対応

更なる機能強化を支える人材の育成・確保に向けて、成田国際空港株式会社や航空会社等が行う採用活動、職場環境の改善や生産性の向上に資する取組を支援するとともに、国としても計画的に取り組むこと。

また、インバウンドの伸びに対応するC I Q^{*}について、入国手続きに相当な時間を要していることから、C I Q人材の確保・育成に取り組むこと。

※税関：Customs、出入国管理：Immigration、検疫：Quarantineの頭文字を用いた略称

(3) 成田財特法を活用した地域づくり

成田財特法を活用した空港周辺地域の公共施設やその他の施設を第3滑走路の完成時期等を踏まえ計画的に整備していくため、国の補助率のかさ上げ額を別枠で確保し、必要な予算を確保するとともに今後も地元負担の軽減に協力すること。

(4) 空港の利便性の向上

更なる機能強化を生かし、成長著しいアジア等世界の成長力を我が国に取り込み、その効果を空港周辺地域はもとより県内外にしっかりと波及させるため、以下の事項について、取組を更に加速させること。

- ① 空港から県内外への交通アクセスを更に充実させるため、首都圏中央連絡自動車道（大栄・横芝間）については、令和8年度の開通を確実に達成させるとともに、成田国際空港及び周辺地域と圏央道を結ぶ新たなインターチェンジについて、「地域活性化インターチェンジ制度」を活用した連結許可に向け、必要な協力と助言を行うこと。
- ② 北千葉道路については、全線開通に向け、国施行区間の早期整備を図るとともに、県施行区間の整備に必要な予算を確保すること。また、圏央道と接続する銚子連絡道路等の整備についても、整備に必要な予算を確保すること。
- ③ 成田空港の更なる機能強化の効果を十分に発揮させる空港周辺道路の整備をするために、継続的・安定的に取組を進められるよう、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

2 国際線ネットワークの充実・強化

我が国の国際競争力の強化に向けて海外需要を積極的に取り込む観点から、我が国の空の表玄関である成田空港がグローバルハブ空港としての役割をより一層発揮できるよう、成田空港の国際線ネットワークの充実・強化に取り組むこと。

とりわけ、グローバルハブ空港である成田空港がトランジットを含む航空需要に十分に対応できるよう、中国便をはじめとするアジア便のみならず北米便を充実・強化するなど、世界各都市と結ぶ路線の新設・拡充に積極的に取り組むこと。

3 更なる機能強化に際し四者協議会で合意した事項への対応

平成30年3月の国、千葉県、空港周辺9市町及び成田国際空港株式会社間での合意に基づき、以下の事項について、国の責任において確実に対応すること。

- (1) 更なる機能強化に合わせた空港周辺地域の環境対策・地域共生策について、合意内容の着実な履行に配慮すること。
- (2) 更なる機能強化に当たっては、適切に地域住民への情報提供を行う等、住民の理解と協力を得ながら進められるよう配慮すること。
- (3) 周辺対策交付金制度については、地元市町の意見も踏まえながら、活用状況等を検証し、必要な見直しを行うことで、より空港周辺地域の発展に資するものとする。
- (4) 環境対策・地域共生策等の充実を図るため、財源確保策として、成田国際空港株式会社から国への配当を地域へ還元する仕組みをつくるなど、あらゆる方策を講じること。

4 空港の安全・安心

(1) 航空機の運航に係る安全対策の強化

滑走路上の安全対策の徹底に加え、航空機の運航全般に関してあらゆる安全対策を強化し、事故防止に取り組むこと。

また、事案が発生した場合には、関係自治体等への速やかな情報共有を徹底すること。

(2) 航空機からの落下物防止対策の強化

航空機からの落下物防止対策について、地域住民の不安を解消するため、万全を期すこと。

また、事案が発生した場合には、関係自治体等への速やかな情報共有を徹底すること。

(3) 災害時における空港アクセスの強靱化

空港が有する災害に強い内陸空港としての強みを生かせるよう、国において空港にアクセスする鉄道、道路の強靱化に取り組むこと。

なお、風水害や大地震等、従来の想定を超える自然災害が増加していることから、今後の空港づくりに当たっては、こうした災害時における対応を強化すること。

【直面している課題・背景】

1 成田空港を核とした国際的な産業拠点の形成と空港内外の一体的発展のためのまちづくり

(1) 産業拠点形成に向けた対応

- 現在、成田空港では、2029年の第3滑走路の新設など、「第2の開港」ともいえる機能強化が予定されており、我が国の国際競争力を強化する上で極めて重要なタイミングを迎えている。
- 空港間競争が激化する中で、成田空港を核とした地域に、経済安全保障など国策に資する産業拠点を形成することは、我が国の国際競争力を強化する上で不可欠であることから、本県と連携しながら、政府全体としても主体的に取り組むことが求められる。
- また、本県では、令和6年12月に国の同意を得て、地域未来投資促進法に基づく「成田新産業特別促進区域基本計画」を変更し、空港周辺に集積を目指す産業として、「精密機器」「航空宇宙」「健康医療」「農業」「観光」といった国策にも資する産業を新たに追加したところであり、今後、同基本計画に基づく重点促進区域の設定を検討する段階になった場合には、我が国の国際競争力の強化に向けた成田空港の重要性を鑑みて、土地の農業利用との調整等について配慮していただく必要がある。
- 特に空港との親和性が高い「航空宇宙関連産業」については、県としても令和7年度当初予算事業により産業集積に向けた調査・研究を実施するなど注力している分野であることから、より一層の支援を求める。

(2) 航空・空港業界への人手不足への対応

- 成田空港においては、**更なる機能強化**により年間発着容量が50万回に増加することで、空港内従業員数は約7万人（+約3万人）必要になる。空港が持続的に成長を遂げていくためには、**更なる機能強化**を支える人材の確保等のソフト面の強化も不可欠であることから、国としても、将来の航空業界を支える人材の育成・確保に向けて計画的に取り組むことが重要である。
- また、航空業界においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う航空便の運休や減便で人員の削減や離職が進んだ。その後、水際対策の撤廃や経済活動の再開により、航空需要が回復傾向にあったが、業界の先行きへの懸念から流出した人材が戻らない状況となっていた。
- こうした状況に対応するため、国では、飛行機の誘導など空港での地上業務にあたる職員を確保するため、「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」を設立し、令和5年6月に中間とりまとめとして、「空港業務の

持続的発展に向けたビジョン」を公表したほか、成田国際空港株式会社においても、航空関連企業の合同企業説明会や業務見学会の開催など、人材確保に取り組んできたところである。

- 国土交通省によると、現在、全国的にランプ部門のグランドハンドリング職員数については、コロナ前の水準に回復し、旅客部門も近い水準まで戻ってきている。一方で、一定数の離職者がおり、定着率や生産性向上に向けた取組が課題とされ、同省は事業者が行うこれらの取組に対する補助事業を行っているものの、人材確保等の取組に対する補助事業と比べ執行の割合が低く、定着率や生産性向上に向けた取組に対する補助事業の更なる活用が課題となっている。
- 今後も急速なインバウンド需要の増大に対応しつつ、空港機能が持続可能な形で維持・発展できるよう、不足する職種を把握したうえで、人材確保・育成、処遇改善及び業務効率化を引き続き支援していく必要があるほか、航空業界のイメージ回復や外国人材の活用など、抜本的な対策を行う必要がある。
- CIQ については、インバウンド旅客の増加に伴い 2024 年の成田空港の外国人旅客数は初めて 2000 万人を超えた。このような状況下で、特に入国審査での待ち時間が長期化しており、出入国在留管理庁が公表する成田空港の入国審査待ち時間によると、昨夏には 2 時間半越えを記録(6 月 23 日、6 月 30 日、7 月 1 日)。直近(2024 年 11 月)でも混雑時間においては日常的に 40 分~60 分程度の待ち時間が記録されており、60 分以上の待ち時間が発生した外国人旅客数の割合も羽田や 7 大空港(新千歳、羽田、成田、中部、関西、福岡、那覇)の平均値よりも高い状況にある。

(3) 成田特財法を活用した地域づくり

- 第 3 滑走路の新設等を含む空港の機能強化を見据え、令和 4 年 1 2 月に成田財特法に基づく成田国際空港周辺地域整備計画を一部変更し、県及び関係市町等は、道路や下水道等を含めた周辺の地域づくりを進めているところである。こうした事業を令和 1 1 年 3 月の第 3 滑走路等の供用までに計画的に進めるためには、成田財特法による財政上の特例措置を活用することが有効であることから、国の補助率のかさ上げ額を通常補助額とは別枠とし、必要な予算を確保することが重要である。
- また、令和 1 2 年以降の整備が予定され、今後計画の具体化が図られる新貨物地区や新旅客ターミナルの供用に空港周辺地域が対応できるよう、今後も公共施設等の整備が想定される場所である。

(4) 空港の利便性の向上

- 機能強化により一層増加する人とモノの流れをスムーズにし、周辺地域を広く活性化させ、さらには防災力の強化のためにも、事業中の首都圏中央連絡自動車道、北千葉道路、銚子連絡道路などの早期整備が重要である。
- 成田国際空港及び周辺地域と圏央道を結ぶ新たなインターチェンジについては、成田国際空港会社と連携し、国や東日本高速道路会社の協力を得ながら、設置位置や構造などの検討を進め、令和 6 年 1 2 月に「地域活性化インターチェンジ制度」を、圏央道などの一般国道の自動車専用道路にも適用できるよう対象路線の拡充が示されたことから、当制度を活用した連結許可を目指している。
- 空港周辺の道路網の整備には、成田財特法による補助金のかさ上げが措置されているところであるが、空港の機能強化の効果を県内外に波及させるためには、空港周辺道路の整備を推進する、安定した予算・財源を通常予算とは別枠で確保する必要がある。

2 国際線ネットワークの充実・強化

- 昭和53年の開港以来、成田空港は我が国の国際線の基幹空港としての役割を担ってきたところであり、年間4千万人以上が利用する空港に成長した。今後も増え続ける国際航空需要に対応するため、周辺市町の苦渋の決断を得て、令和10年度末の滑走路新設などによる年間発着容量50万回へ向けた**更なる機能強化**が進められている。
- 一方、アジアの競合空港においても機能強化が実施・計画されており、空港の規模や旅客輸送能力、取扱貨物量などは機能強化後の成田空港を上回っている。
- 羽田空港の発着容量が限られている中、我が国が、アジアの競合空港との競争を勝ち抜いていくためには、機能強化による新たな20万回の年間発着容量を最大限に生かしていく必要があり、トランジットを含む航空需要に対応できるよう、国際線ネットワークの充実・強化を図ることが求められる。とりわけ、中国便をはじめとするアジア便のみならず北米便を充実・強化するなど、世界各都市と結ぶ路線の新設・拡充に積極的に取り組む必要がある。
- また、本県では現在、「第二の開港」とも言える成田空港の**更なる機能強化**を生かした、空港を核とした国際的な産業拠点の形成や、暮らしの拠点となる地域づくりを進めるとともに、空港の利活用の促進や県内外との交通アクセスの更なる充実により、県内全域に様々な効果を波及させることで、本県経済の活性化を目指しているところである。こうした取組を進めていく上では、成田空港が利用者視点において世界から選ばれる空港であることが不可欠である。

3 更なる機能強化に際し四者協議会で合意した事項への対応

- 平成30年3月の空港の更なる機能強化策の実施についての四者合意に際し締結された「成田国際空港の更なる機能強化に関する確認書」に基づき、滑走路の増設等とともに必要な環境対策等（騒音区域等の設定、騒音対策等、周辺対策交付金、航空機落下物対策、地域振興）が実施されることになった。
- **更なる機能強化**は、我が国の国際競争力の強化に向け、国がその必要性を表明した事業であるため、四者間での合意に基づき、国の責任において、環境対策等に確実に対応する必要がある。
- また、四者で合意したといえども、事業実施のための様々な調査や用地取得など、空港周辺地域の住民の理解と協力が引き続き必要であり、また、年間発着容量50万回の運用の詳細について、C滑走路供用前のできるだけ早い時期に住民に対して、十分な説明や情報提供等を遺漏なく適切に行う必要がある。
- 周辺対策交付金について、令和2年度より、年間発着容量50万回に基づき算定された交付金の引き上げや、使途の柔軟化に対応した新制度による交付が開始されている。同交付金は、空港周辺地域の発展に必要不可欠であるが、特別交付金については、事業終了後に交付決定がなされるうえ、申請額に対して満額の交付措置が必ずしもなされるわけではないなど課題もあるため、引き続き、空港周辺市町の意見を踏まえながら、交付金のあり方を検討することが重要である。
- 環境対策・地域共生策等の充実を図るためには、周辺対策交付金のほか、成田国際空港株式会社から国への配当を原資にするといった、地域へ還元する仕組みを設けるなど、今後の財源確保に向けた取組が必要である。

4 空港の安全・安心

(1) 航空機の運航に係る安全対策の強化

- 令和6年1月2日に羽田空港で発生した航空機衝突事故は、海上保安庁職員5名が殉職し、さらに旅客機の乗員・乗客についても、全員生存したものの、一步間違えれば多くの被害者を出してもおかしくない大惨事であった。
- また成田空港でも、同年6月に発動機の破損による重大インシデント、同年8月には左主脚タイヤの破裂及び機体の損傷により緊急着陸した航空事故が発生するなど、空港周辺地域の住民に大きな不安を与える事案が発生した。
- これまで、国において、航空機の運航の安全性を確保するため、安全対策を積み重ね、事故の発生を防ぐ取組が行われているが、今後は旺盛な航空需要を背景に、成田空港の年間発着容量は、現在の30万回から更なる機能強化により50万回に拡大することとされており、羽田空港の約49万回と合わせて、両空港の年間発着容量が約100万回となることから、より多くの航空機が本県上空を飛行することについて住民から不安の声が寄せられている。
- 万が一、飛行中に航空機事故が発生した場合、その被害は空港周辺に加え、飛行経路下の住民の人命や財産に及ぶことから、住民の不安を払拭するため、航空機の運航全般に関して、あらゆる安全対策の強化・充実をより一層進めていくことが重要である。
- さらに、航空機事故のような非常時には、迅速に情報提供をすることが重要であり、空港周辺や飛行ルート下の住民の不安を解消するため、速やかに関係自治体に情報共有を図る必要がある。

(2) 航空機からの落下物防止対策の強化

- 航空機落下物については、国において平成31年に未然防止対策が強化されたところであるが、令和4年2月、空港内であったが、部品欠落事故が発生し、欠落部品も大きく、一步間違えば人命に関わるものであった。また、その後も大きな部品の欠落事故が立て続けに発生しており、看過することのできない事項と捉えている。
- 空港周辺の住民は、落下物の不安を抱えており、さらに令和10年度末には、更なる機能強化策の実施により、滑走路が延伸・新設され、運用時間も拡大、年間発着容量も50万回に増加することから、不安解消のために落下物防止対策に万全を期す必要がある。
- また、事案が発生した場合には、空港周辺の住民の不安を解消するためにも、速やかに関係自治体に情報共有を図る必要がある。

(3) 災害時における空港アクセスの強靱化

- 令和元年房総半島台風の際には、空港の滑走路の運用が正常である一方、空港から県内や首都圏方面へ向かう鉄道の運休や高速道路の通行止めによりアクセスが長時間遮断し、多くの滞留者が発生した。
- これを受け、令和元年東日本台風やその後の大雨の際には、滞留者を発生させない方策として航空機の着陸禁止措置を実施した結果、滞留者を抑えることができた。
- しかしながら、災害時においても利用者が安全に目的地にたどり着けるよう対処することが、我が国の国際拠点空港としての責務であり、可能な限り着陸禁止措置を採ることは避けるべきであるため、圏央道の早期整備をはじめ、道路や鉄道等、アクセスの強靱化について、国が積極的に取り組むことが不可欠である。
- また、更なる機能強化に係る空港整備が進むが、従来の想定を超える自然災害が発生している状況を踏まえ、空港周辺を含めた空港づくりを行う必要がある。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 経済の活性化とさらなる飛躍

(6) 成田国際空港の鉄道アクセスの充実

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】成田国際空港の鉄道アクセスの充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 将来の空港需要の拡大に対応した発着回数50万回化に向けて、第3滑走路の整備等が進められている成田国際空港について、グローバルハブ空港としての役割をより一層発揮できるよう、鉄道アクセスの充実に係る整備スキームの検討を関係機関・事業者と早期に進めること。
成田国際空港と都心・羽田空港方面間の更なる輸送力増強及び速達性等のアクセス利便性向上に向けて、都心への直結線や新駅の整備等、具体的な方策について、関係機関・事業者と調整し、国の責任において整備を進めること。
- 2 現在、既にピーク時間帯の混雑が著しい空港第2ビル駅の混雑緩和の方策について、関係機関・事業者との検討を継続して進めるとともに、必要な整備に係る財政的支援を強化すること。

【直面している課題・背景】

- 1 鉄道アクセスの充実に係る整備スキームの検討や、都心・羽田空港方面間の更なる輸送力増強及び速達性等のアクセス利便性向上について
 - 現在、国では、外国人観光客を増やし国内観光業を振興することを目指してインバウンド受入環境の整備を進めており、我が国の空の玄関口である成田空港と都心間における、輸送力増強や速達性向上などの鉄道アクセスの充実は、国策として推進されるべきものである。
 - 令和6年7月に、『新しい成田空港』構想検討会」が成田空港の将来像について取りまとめを公表し、京成のスカイライナー、JRの成田エクスプレス共に、2030年代半ばには混雑率が100%に達し、以降需要超過による乗り残しが発生するとされている。
 - また、この取りまとめでは、こうした状況下において、鉄道アクセスの輸送力・速達性・利便性を向上するためには、新駅整備、空港付近の単線区間の解消、都心側の課題の解決を図る必要があり、これらの諸課題について、鉄道事業者等の関係者も入った検討の場で議論を深めることが必要としている。

- 国は、令和6年9月に鉄道事業者や自治体などで構成する「今後の成田空港施設の機能強化に関する検討会」を立ち上げたところであり、空港への鉄道アクセスを含む、施設面の機能強化について、議論が開始された。今後、具体的な整備内容や事業主体など、整備スキームの検討を進める必要がある。
- なお、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28年4月20日 交通政策審議会答申）において、都心直結線は、国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークとして、その意義が認められるとともに、都心部での大深度地下における施工を考慮した事業性を見極めや事業主体・事業スキーム等についての課題も示されている。
- こうした鉄道アクセスの整備に対して、現在は「都市鉄道利便増進事業費補助制度」及び「空港アクセス鉄道等整備事業費補助制度」が設けられているが、こうした既存の制度にとらわれることなく、グローバルハブ空港としての成田空港への鉄道アクセスについては、国策として推進されるべきものであることから、特段の財政的支援が必要である。

2 現在の空港第2ビル駅の混雑緩和について

- 「『新しい成田空港』構想検討会」の取りまとめにあるとおり、空港第2ビル駅の京成スカイアクセス線のホームにおいて、スカイライナーとアクセス特急の出発時間が重なるタイミングでは、激しい混雑が発生している。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 経済の活性化とさらなる飛躍

(7) 観光立県の推進

① 観光人材の確保及び観光DXの推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 商工労働部



【提案・要望事項名】

① 観光人材の確保及び観光DXの推進

【具体的な提案・要望内容】

1 感染症収束に伴い、観光・宿泊客数が概ねコロナ前の水準に回復する一方で、本県の観光・宿泊業界においては、従前からの課題である人材不足が顕在化している。

そこで、国において、観光・宿泊業における人材不足解消に向けて、外国人材の活用に向けた支援など効果的な人材確保対策を行うこと。

2 また、地域の観光に関わる様々な主体による観光事業の的確かつ戦略的な展開や、観光・宿泊施設等の生産性向上・経営改善のためには、ビッグデータをはじめとする各種データの利活用やデジタル技術の効果的な活用が重要である。

そこで、「宿泊旅行統計調査」等、国が収集する観光客の動向等の調査結果の公表内容の充実や地域観光に関わる様々な主体がビッグデータを利活用しやすい環境整備の推進とあわせ、観光DXに取り組む観光・宿泊事業者への補助制度を拡充すること。

【直面している課題・背景】

1 観光人材の確保について

- 感染症の収束に伴い、観光・宿泊客数が概ねコロナ前の水準に回復する一方で、本県の観光・宿泊業界においては、従前からの課題である人材不足が顕在化している。
- 観光・宿泊業は、収益性が低く、業務内容と比較して低賃金で、現場を支える人材の求職者が少ないという構造的な課題に加え、感染症の影響等により離職した人材の復職が十分でないことから、他業種と比較しても人材不足感が特に高くなっている。
- このため、外国人材の活用に向け、事業者が外国人材を雇用する際に必要な在留資格制度や雇用手続きに関する情報や、事業者と外国人求職者との採用機会の確保（マッチング）が必要である。
- そこで、観光・宿泊業における人材不足解消に向けて、国において、外国人材の活用に向けた支援など効果的な人材確保対策を求めるもの。

2 観光DXの推進について

- 効果的な観光施策を展開していく上で、客観的なデータにより県内観光産業の現状や動向を的確に把握することが重要であることから、国の統計調査の充実やビッグデータ利活用促進のため、以下の対応を求めるもの。
 - ① 「宿泊旅行統計調査」について、国から公表されるデータは都道府県単位であり、地域の実情を適切に把握することができないため、市町村ごとのデータを公表するなど、調査結果の公表範囲の拡充を図ること。
 - ② 旅行ニーズが多様化する中、観光施策へのビッグデータの分析結果を取り入れる必要性が増しているため、都道府県、市町村及びDMOなど、地域観光に関わる様々な主体が、観光客の動向等に係る膨大なビッグデータを容易に分析することが可能となるよう、「日本観光振興協会デジタルプラットフォーム」の充実を図ること。
 - ③ 国において、データ利活用に向けた分かりやすいマニュアル等の整備や活用を希望する団体への専門人材の派遣を行うなどの対応を図ること。

- また、観光・宿泊施設等の生産性向上・経営改善のためには、デジタル技術の効果的な活用など観光DXの推進が求められているが、これに対応する国の補助事業である「人材活用の高度化に向けた設備投資支援」は、宿泊事業者のみが対象であり、観光事業者は、活用できない仕組みとなっている。また、観光DXのための設備投資等の経費は高額となるにも関わらず、当該補助事業の補助額の上限が500万円となっており、補助額として不十分である。

- そこで、観光DXを推進するため、上記の国の補助事業について、観光事業者も補助対象とし、また、上限額の引き上げを行うなど事業費を拡充し、積極的な設備投資支援を行うことを求めるもの。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 経済の活性化とさらなる飛躍

(7) 観光立県の推進

② 外国人旅行者誘致及びMICE誘致の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 商工労働部



【提案・要望事項名】

② 外国人旅行者誘致及びMICE誘致の推進

【具体的な提案・要望内容】

1 インバウンド需要の更なる拡大が期待される中、その需要を確実に取り込むとともに地域へ波及させるため、国が提供する海外市場における消費者の旅行動向の情報や分析結果等について、情報の鮮度や量をさらに充実させること。

また、「インバウンド消費動向調査」における「旅行消費単価」について、外国人旅行者による都道府県内での消費の実態を的確に反映する内容とするよう見直しを図ること。

2 MICEの誘致推進に向けて、コンベンションビューローにおける専門人材の育成への支援を充実させること。また、有望な海外のMICE商談会についての情報提供など、MICEイベントの新規開拓を効率的に進めるための支援を充実させること。

【直面している課題・背景】

1 外国人旅行者誘致について

- 全国の訪日外客数は、令和6年の1年間で約3,687万人に上り、対前年比で約1.5倍、過去最高であった令和元年の約3,188万人を約500万人上回るなど、過去最高を更新しており、今後も更なる拡大が期待される。
- 本県も外国人旅行者の誘致促進に精力的に取り組んできたところであるが、空港周辺や都市部地域を除く県内全域への取り込みが十分ではない状況である。
- 今後も更なる拡大が見込まれるインバウンド需要を県内全域に取り込んでいくためには、各海外市場の最新の消費者の旅行動向やニーズ等を的確に捉え、効果的かつ効率的にプロモーションを展開していくことがより一層重要となるため、日本政府観光局（JNTO）海外事務所等が有する現地の旅行業関係者等とのネットワークを通じた海外市場における情報について、鮮度や量をより充実させることが必要である。

- また、効果的なインバウンド施策を展開していくためには、実態に合ったデータが重要であるところ、「インバウンド消費動向調査」の「旅行消費単価」については、都道府県単位で公表されているものの、入国港利用のみの者も含めた訪問者数の母数となっているため、本県においては、消費単価が著しく低く算出されるなど、外国人旅行者の県内消費の実態を的確に反映したデータとなっていない。
- そこで、外国人旅行者による都道府県内での消費の実態を的確に反映する内容となるよう算出方法の見直しを求めるもの。

2 MICEの誘致推進について

- MICEイベントの誘致には、高い専門性と実践的なスキルを有した人材が不可欠であるところ、誘致に取り組むコンベンションビューローには育成に関するノウハウが乏しいため、こうした人材が不足している状況にある。
- 専門人材の確保に向けては、観光庁においてMICE関連人材の育成プログラム（ICCA Skills）を実施しているところであるが、受講メニューが限られていることや費用面の問題などから十分に活用されていないため、プログラムの多様化や補助制度の創設など人材育成への支援充実を要望するもの。
- また、MICEイベントの新規開拓を推進するために、海外で開催される商談会への参加を充実させていきたいところだが、どのような商談会が有望であるかなど、国からの情報提供等の支援の充実が必要である。

【参考 年度別訪日外客数】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和元年比
1月	2,689,339	2,661,022	46,522	17,766	1,497,472	2,688,478	100.0%
2月	2,604,322	1,085,147	7,355	16,719	1,475,455	2,788,224	107.1%
3月	2,760,136	193,658	12,276	66,121	1,817,616	3,081,781	111.7%
4月	2,926,685	2,917	10,853	139,548	1,949,236	3,043,003	104.0%
5月	2,773,091	1,663	10,035	147,046	1,899,176	3,040,294	109.6%
6月	2,880,041	2,565	9,251	120,430	2,073,441	3,140,642	109.0%
7月	2,991,189	3,782	51,055	144,578	2,320,694	3,292,602	110.1%
8月	2,520,134	8,658	25,916	169,902	2,157,190	2,933,381	116.4%
9月	2,272,883	13,684	17,720	206,641	2,184,442	2,872,487	126.4%
10月	2,496,568	27,386	22,113	498,646	2,516,623	3,312,193	132.7%
11月	2,441,274	56,673	20,682	934,599	2,440,800	3,187,175	130.6%
12月	2,526,387	58,673	12,084	1,370,114	2,734,000	3,489,800	138.1%
年計	31,882,049	4,115,828	245,862	3,832,110	25,066,145	36,870,060	115.6%

出典：日本政府観光局令和7年1月15日発表資料

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 稼げる農林水産業の推進

(1) 力強い産地づくりのための支援

① 農産物の合理的な価格形成に向けた取組の充実

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】

① 農産物の合理的な価格形成に向けた取組の充実【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 農産物の合理的な価格形成に向け、国において実効性が確保される仕組みとすること。
- 2 消費者や流通・加工・小売業者などの関係者に対し、円滑な価格転換への理解促進を図ること。

【直面している課題・背景】

1 実効性が確保される仕組みづくりについて

- 原材料価格の高騰や急速な円安などにより、燃油、飼料、肥料等の安定供給に問題がある。また、農産物については、生産から消費するまでに、多くの業者を経るため、生産者のコストを十分に反映しきれないことから、再生産可能な環境を整備する必要がある。
- 国は、適正な価格形成に関する協議会や、飲用牛乳ワーキンググループ、米ワーキンググループ等を開催し、農産物の合理的な価格形成に向け議論を行ってきた。
- また、食料の持続的な供給に関する法制化にあたり、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（食品等流通法）、卸売市場法を改正し、食品等事業者による持続的な供給の実現に向けた事業活動の促進や食品等の取引の適正化を図ることとした。
- 当該法律においては、規制的措置として、最終的な取引条件は当事者間で決定するという自由主義の前提を維持した上で、飲食料品等事業者等の努力義務を明確化した。が、価格交渉の拒否や補助金等を理由とする値引き要請等が想定されることから、実効性のある仕組みとすることが重要である。

2 合理的な価格形成に向けた理解の醸成について

- これまでも、円滑な価格転換に向けて、食料の生産・製造・流通に関わる実態や、コスト構造及びその背景事情等について情報発信を行っているが、消費者等の理解や需要拡大につながるよう、更なる普及・啓発に取り組む必要がある。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 稼げる農林水産業の推進

(1) 力強い産地づくりのための支援

② 需要に応じた米生産の安定的・持続的な推進

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】② 需要に応じた米生産の安定的・持続的な推進

【具体的な提案・要望内容】

需要に応じた米生産の安定的・持続的な推進のため、以下の対策を講じること。

- 1 県段階で設定する主食用米の生産目安を実効性のあるものとするため、より実態に即した需給見通しを策定すること。
- 2 「水田活用の直接支払交付金」の見直しにあたっては飼料用米をはじめとする新規需要米等の利用実態を踏まえた上で施策の検証を十分に行い、意欲ある農業者が将来にわたり安心して営農に取り組めるようにすること。
- 3 産地交付金について、地域の実情に応じた転換が進むよう都道府県の水田面積に応じた配分とすること。

【直面している課題・背景】

1 需給見通しの策定方法の見直しについて

- 平成30年産以降、行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行われず、国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって主食用米の生産目安を設定し、需要に応じた米生産に取り組むこととなった。
- 米の流通については、ECサイト等による消費者への直売、ふるさと納税返礼品用の販売など、販売経路が多様化し、これまで流通の大宗を担ってきた大規模な集荷業者・卸売業者への調査では実態を把握しきれないため、生産者や小規模な集荷業者・卸売業者の在庫状況の調査（令和7年1月末時点）を実施し、集荷業者以外の業者との取引が拡大している実態を明らかにした。
- 長期的な需要減少という見通しのもと、県では飼料用米をはじめとする新規需要米等の取組による需給調整を推進してきたが、令和5/6年の米の需要実績が、令和6年3月時点の見通しより24万トン多い705万トンとなり、一部で「令和の米騒動」と報道された米の品薄状態も発生した。
- 需要に応じた米生産を着実に推進するためには、多様化した流通実態を引き続き把握するなど、より実態に即した需要量と生産量の推計による米穀の需給見通しの策定が必要である。

2 「水田活用の直接支払交付金」の見直しについて

- 農地、農村を維持し、食料安全保障を確保するためには、稲作農家が安定的に収入を得られる環境を整えることが必要であり、需要に応じた米生産は重要である。
- 湿田が多い本県では、これまで国の充実した助成金を活用しながら稲作農家の経営安定を図るとともに、国際情勢に左右されないよう、主食用米から飼料用米への転換を強く推進してきたところであり、これにより、地域の畜産農家と結びついた飼料用米の生産が行われるなど、耕畜連携の取組も広がってきている。
- 国の財政制度等審議会において、令和9年度（2027年度）以降の水田政策の見直しに合わせて飼料用米を助成対象から除外するよう提起された。
さらに、令和7年4月11日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、「水田政策を、（中略）令和9年度から根本的に見直す検討を本格的に開始。」「国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。」とされ、生産現場では先の見えない米政策の転換への不安が広がっており、生産意欲の減退や離農、耕作放棄地の増加が懸念される。
- これら生産現場の不安を払拭し、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むためには、急激な変化で現場が混乱することがないように、飼料用米の活用実態や水田利用の状況を踏まえ、実情に即した見直しを行うことが重要である

3 産地交付金について

- 産地交付金の本県への当初配分額（令和3～5年度518,436千円、6年度517,585千円）は、水田面積に比して少ない状況が続いている。
- 今後も、水田における需要に応じた生産を進める必要があり、本県において、より定着性のある作物への転換を推進するためにも、本県に対する交付金の拡充を求める。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 稼げる農林水産業の推進

(1) 力強い産地づくりのための支援

③ 農業の担い手及び担い手組織に対する支援予算の拡充と事業の改善

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】

③ 農業の担い手及び担い手組織に対する支援予算の拡充と事業の改善

【具体的な提案・要望内容】

- 1 地域の農業を支える主要な担い手等が必要とする農業施設や機械の整備支援事業に対する予算の拡充を図ること。
- 2 配分基準ポイントについて、ポイント獲得の均衡が図られるよう、経営面積の目標基準を全ての品目で拡大率へ統一するなど、見直しを図ること。

【直面している課題・背景】

- 本県では、耕地面積の約4割を畑が占め、さつまいもやにんじん、だいこんなど露地野菜の生産が盛んであり、農業産出額も多いことから、露地野菜を重要な品目と位置付け、振興を図っている。
- こうした露地野菜を主体とする担い手等からは、農業施設・機械等の導入を支援する農地利用効率化等支援交付金や担い手確保・経営強化支援事業に対し、毎年多くの申請がある。令和7年度予算では本事業が拡充されたが、本県における本事業の採択数は少なく、農地利用効率化等支援交付金では、令和6年度3件、令和7年度3件、担い手確保・経営強化支援事業では、令和5年度1件、令和6年度2件であった。
- これは、配分基準ポイントが、水稻と露地野菜では機械導入により経営面積を拡大するほど大きく加点される仕組みとなっており、露地野菜では水稻に比べて経営面積の拡大が困難なため、ポイントが獲得できない状況にある。
施設園芸及び果樹作と同様に、全ての品目において拡大率でポイント付けをすることにより、ポイント獲得の均衡が図られると考える。
- 国民の食を支える指定野菜の多くが露地栽培を主体とする品目であることから、こうした指定野菜を安定的に供給するためにも、露地野菜の担い手等が本事業に採択されやすくなるような制度の見直しが必要である。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 稼げる農林水産業の推進

(1) 力強い産地づくりのための支援

④ 漁場環境変化への対策強化

提案・要望先 国土交通省、農林水産省
千葉県担当部局 県土整備部 農林水産部



【提案・要望事項名】 ④ 漁場環境変化への対策強化

【具体的な提案・要望内容】

漁場環境変化による漁業への影響軽減に向け、次の取組を実施すること。

- 1 本県沿岸沖合域では、海水温の上昇等により、漁獲の対象となる魚種が変化していることから、漁法や漁獲対象種の複合化・転換等の対策を進めること。
- 2 本県沿岸域では藻場の消失範囲が急速に拡大していることから、簡易で効率的な食害魚駆除手法に関する研究や社会的な関心を高めるための働きかけを進めること。
- 3 東京湾では貧酸素水塊による水生生物の生息環境の悪化や一部海域で栄養塩不足によるノリの色落ちが生じていることから、漁業被害軽減のための研究や浅場造成等に引き続き取り組むこと。

【直面している課題・背景】

1 漁法や漁獲対象種の複合化・転換等の対策について

- 本県沿岸沖合域では、地球温暖化に伴う海水温上昇や、黒潮大蛇行の長期化により、マサバやサンマなどの漁獲量が低迷する一方で、トラフグやタチウオなどの漁獲量が増加している。国は海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会を設置し、対応の方向性を取りまとめたが、環境変化の影響が大きくなっていることから対策を急ぐ必要がある。

2 効率的な食害魚駆除手法について

- 本県沿岸域では、海水温上昇に起因した食害魚による藻場消失が拡大している。藻場は、アワビやイセエビなどの漁場であり、多くの生物の産卵や幼稚魚の成育の場として重要な役割を果たしている。そこで、食害魚の駆除を強化するため、効率的な方法の開発や駆除に係る費用の確保、民間企業やNPO法人等からの協力を取り付ける必要がある。

3 漁業被害軽減のための研究や浅場造成等について

- 東京湾では、春から秋にかけて貧酸素水塊の形成が常態化・長期化し、青潮も毎年発生するなど、水生生物の生息に大きな影響を及ぼしている。また、栄養塩が偏在し、のり養殖漁場を含む一部海域で季節により栄養塩類が不足している。国は、関係省庁及び地方公共団体等と連携して、海域環境の改善に向けた取組や、漁業被害を軽減するための技術開発を推進している。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 稼げる農林水産業の推進

(1) 力強い産地づくりのための支援

⑤ 有害鳥獣等の対策強化

提案・要望先 環境省、農林水産省

千葉県担当部局 環境生活部、農林水産部



【提案・要望事項名】 ⑤ 有害鳥獣等の対策強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金について、以下の対策を講じること。
 - (1) 市町村の対策協議会が進める防護柵設置等に必要な予算を確保すること。
 - (2) 捕獲個体処理加工施設（焼却施設等）について、近年の資源価格等の高騰を踏まえ、整備費助成の基準額を引き上げるとともに、設置後のランニングコスト（運営費）についても助成対象とすること。
 - (3) 有害鳥獣の農地や市街地への出没が増加する一方で、人口減少や少子高齢化により有害鳥獣対策を担う人材不足の深刻化が見込まれることから、労務費等の財政的支援に留まらない実効性のある新たな担い手確保の方策を講じること。
- 2 改正鳥獣保護管理法で新設される市街地での緊急銃猟について、自治体の責任は重大となることから、「出没対応マニュアル」の作成支援や必要な情報提供（説明会を含む）等を早期に実施するとともに、警察当局との協力体制の構築、市町村職員と都道府県職員との役割や、委託を受け緊急銃猟を行う者の責任の範囲の明確化などにより、事前準備や安全面の確保を含めた緊急時の現場対応が円滑に実施できるよう配慮すること。
- 3 有害鳥獣の効果的な捕獲が可能となるよう、生息場所や行動様式などの野生鳥獣の生態解明及び精度の高い生息数推計手法を確立すること。
- 4 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資するため、様々な条件下で使用可能なドローンなど、ICTを活用したより効果的な監視・捕獲機材や化学的防除技術、繁殖抑制技術などを開発すること。
- 5 自衛隊OB等に対して鳥獣被害防止活動への参加を促すなど、鳥獣被害対策の従事者を確保するための支援を充実させること。
- 6 外来生物の侵入防止と早期防除を図るため、以下の対策を強化すること。
 - (1) 特定外来生物について国による防除や自治体への財政的支援等の強化
 - (2) 特定外来生物を含む外来生物の生息状況の把握及び有効な防除手法の開発と普及
 - (3) 特定外来生物以外の外来生物の遺棄・放逐等に対する規制の創設
 - (4) 外来生物の輸入・持込みの規制を検討すること
- 7 特定外来生物キョンを根絶するため国が主体的に取り組むこと及びキョンを狩猟獣化すること。

【直面している課題・背景】

1 鳥獣被害防止総合対策交付金について

- 本県においては、有害鳥獣対策として、捕獲・防護・生息環境管理及び資源活用に、総合的に取り組んでいるところである。
しかしながら、野生鳥獣による令和5年度の農作物の被害金額は、前年度より増加し、約3億3千万円と深刻な状況にあり、特に、イノシシの被害については、その43%を占めている。
- 近年、被害地域が拡大しつつあることや、被害金額が増加している獣種も見受けられることから、市町村からの事業実施要望は依然として強い状況である。
- また、令和7年度における県からの当初要望額に対する国の交付金の充足率は66%であり、依然として必要額は措置されていない。
- さらに、国予算については、令和6年度当初予算の9,900百万円に対し、令和7年度当初予算は9,900百万円と、同額に留まっていることから、有害鳥獣被害対策の重要性に鑑み、要望に対して十分な予算が確保されることが必要である。
- 捕獲個体処理加工施設（焼却施設等）については、国交付金を活用し市町村の整備を支援しているが、近年の資源価格等の高騰により建設費用が増大し、現行の国の支援制度（焼却施設 38.1万円/m²以内、食肉加工施設 24.8万円/m²以内）では建設が困難で、市町村の実質的な負担が増加している。また、設置後のランニングコスト（運営費）は全て市町村負担となることから、燃料である原油価格の上昇を考慮すると、市町村の施設整備が進まない主な要因の一つとなっている。
- また、地域によっては、人口減少や少子高齢化の急速な進行により有害鳥獣対策を担う人材が大幅に減少しており、防護柵設置等の基幹的な作業が進まじくしない事態も発生している。
- 本県では、令和5年度から、わな猟免許保有者を対象に実践的な捕獲技術を身に付けていただくことで、新たな捕獲の担い手確保を図る事業を実施しているが、国においても、鳥獣対策の担い手の裾野を一層広げるための取組を進めていただきたい。

2 改正鳥獣保護管理法で新設される市街地での緊急銃猟について

- 市街地での緊急銃猟については、北海道砂川市における銃所持許可取消事例の影響もあり、捕獲者の協力が得られにくくなることで、実施主体となる市町村が執行の判断を慎重にならざるを得ない状況が強く懸念される。市町村の依頼を受けて適正に執行した銃猟者が、責任を負うなど不利益を被ることがなく、緊急時において実効性のある制度となるよう、国において自治体に対する説明や支援等の必要な事前準備を十分に行う必要がある。

3 野生鳥獣の生態解明及び精度の高い生息数推計手法の確立について

- イノシシを始めとする有害鳥獣については、季節による生息場所の違いや行動様式、性別や年齢等による行動の違いなど、生態が十分に明らかにされていない。効果的な捕獲を行うには、より詳細な生態等の解明が必要である。
- 特に農業被害の多くを占めるイノシシの生息数推計方法は確立されておらず、精度の高い生息数推計方法が開発・確立されれば、生息密度の高い地域での集中した捕獲が可能となるなど、捕獲効率の向上が期待できる。

4 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資する新たな技術の開発について

- 有害鳥獣の個体数の管理や農作物等の被害防止を適切に実施するためには、既存の手法・技術だけでは難しくなっていることから、以下のような新たな技術の開発が待たれている。
 - ・ 常緑樹林が多い本県においても、空中から有害鳥獣の監視が可能となるよう、樹木などの障害物に影響を受けないドローン機材の開発。
 - ・ ICTを活用した、より安価で高性能なわなの通報システムや遠隔捕獲機器、センサーカメラ等の開発。
 - ・ 化学的防除技術の研究・開発。
 - ・ 捕獲以外の手法として、個体数そのものを増やさないことを目的とした、避妊薬の投与等の繁殖抑制技術の開発。

5 鳥獣被害対策の従事者を確保するための支援の充実について

- 捕獲従事者及び農業従事者の減少や高齢化により、鳥獣被害防止対策が十分に実施できない状況が生じている。
- 国では、「鳥獣被害対策推進会議」を設置し、被害防止施策の総合的、一体的、かつ、効果的な推進を図ることとしている。また、県においても、自衛隊OBへのパンフレットの配付などの取組を行っているところである。
- 鳥獣被害防止対策の従事者の確保のため、引き続き、自衛隊OB等に狩猟や鳥獣被害対策に対する理解を深めてもらい鳥獣被害防止活動への参加を促すための広報・普及活動を充実させるほか、他の都道府県で実施された自衛隊による鳥獣被害対策等も参考に、効果的な支援対策を検討いただきたい。

6 外来生物への対策の強化について

- 特定外来生物の防除は、定着前は国が、定着したものは都道府県及び市町村が担うこととなるが、県内では対応が遅れたことにより防除が困難となっている事例もあることから、国による防除と自治体への財政的支援等を強化する必要がある。
- 特定外来生物はもとより、外来生物の侵入は、生態系などへの被害を引き起こすおそれがあることから、生息状況の把握及び有効な防除手法の開発と普及を進めておくことが必要である。
- また、特定外来生物以外の外来生物の譲渡や放出等は規制されていないが、安易な放逐等による定着・繁殖を防ぐため、特定外来生物に準じた規制が必要である。

- 外来生物の問題は、発見段階で既に対策が困難になっている事例が多いことから、海外の法制度等も参考に国内への持ち込みや侵入を阻止するための制度整備の検討が必要である。

7 特定外来生物キョンを根絶するため国が主体的に取り組むこと及びキョンを狩猟獣化することについて

- 千葉県において、平成13年に閉園した観光施設から逃げ出したキョンは10数頭程度であったと考えられるが、その後20年余りで8万頭を超えて増加を続けており、生息域も県南部すべての市町村で定着し、さらに拡大傾向にある。
- 県では、市町村と連携して捕獲に取り組むとともに、効果的な捕獲方法の開発に取り組んでいるものの、決定的な捕獲方法の開発に至っていないことなどから、十分な捕獲の効率化が図れていない。
- このまま歯止めをかけられない場合、被害の拡大のみならず、県外への生息域拡大が強く懸念されている。そこで、本県において、さらなる捕獲強化のため、生態を踏まえた誘引・忌避性を活用する効果的な捕獲方法について研究を開始したところであるが、国においても研究・開発や情報提供等の支援をお願いしたい。
- また、キョンの捕獲には許可が必要であるが、狩猟獣に加えることで捕獲の担い手の多様化により捕獲される機会が増えるとともに、様々な捕獲手法が試され、効果的な捕獲手法の開発が一層進むことが期待できる。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 稼げる農林水産業の推進

(2) 水産資源の適切な管理

① 改正漁業法に基づく新たな資源管理に向けた支援の強化

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】

① 改正漁業法に基づく新たな資源管理に向けた支援の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 ステップアップ方式による TAC 管理や TAC 管理魚種の拡大については、漁業者が過去から取り組んできた自主的管理の成果を資源評価に反映するなどして、関係者の十分な理解と協力を得て進めること。
- 2 TAC 管理のため必要となる資源評価や漁獲管理に伴う業務量の低減を図るため、「漁獲情報システム」の稼働を早急を実現するとともに、資源評価精度の向上に必要な予算を確保すること。
- 3 TAC 管理が先行導入されているクロマグロについて、次の取組を強化すること。
 - (1) 沿岸域への来遊量が増加している状況を踏まえ、国際委員会では、引き続き小型魚と大型魚の増枠に向けた交渉を進めること。
 - (2) 資源量が増加する中、漁獲枠を遵守するため、休漁や採捕したクロマグロを放流する漁業者の負担が増大していることから、負担に見合う支援を強化すること。

【直面している課題・背景】

- 1 ステップアップ方式による TAC 管理や管理魚種の拡大に向けた検討について
 - 国は、漁業法を改正し、TAC（漁獲可能量）管理を基本とする新たな資源管理体制を構築することとし、今般、「ステップアップ方式により課題解決を図りながら TAC 管理の導入を進める」としたが、漁業者は、十分な理解を得ないまま TAC 管理へ移行がなされたと感じている。
 - また、TAC 管理の導入が検討されているキンメダイ等の関係漁業者は、これまで自主的に取り組んできた資源管理によって地先資源が維持されているにも関わらず、一律に TAC 管理を導入しようとしていることに対し、納得していない。

2 資源評価や漁獲管理に伴う業務量の低減について

- 国は、漁獲情報を収集し、資源評価の精度向上やTAC魚種の漁獲管理等に活用するため「漁獲情報システム」の導入を進め、端末等のハードが整備されたものの、国において都道府県のデータを集約するソフトが構築されていないため、システムの稼働には至っていない。
- また、都道府県等と連携して資源評価精度を向上させるとしているが、これに必要なデータを収集するための予算は、毎年減少しており、十分なデータの収集が困難な状況となっている。

3 TAC管理が先行導入されているクロマグロについて

- 令和6年3月の資源評価によれば、太平洋クロマグロ資源は回復傾向にあり、一定の範囲で増枠が可能であるとされたため、12月のWCPFC年次会合において小型魚1.1倍、大型魚1.5倍の増枠が認められた。しかし、小型魚の漁獲枠は、過去の漁獲実績の半分程度であり、十分な漁獲量とはなっていない。また、大型魚については、沿岸への来遊が少なかった年代の実績が漁獲枠に反映されているため、本県への漁獲枠が少なく、十分な量とは言えない。
- 資源が回復傾向にある中、漁獲枠を遵守するため漁業者が休漁したり、漁獲したクロマグロを放流する作業が増加傾向にある。しかし、休漁に伴う減収対策や放流に対し国から支給される作業費は十分ではない。
また、減収対策については、煩雑で過大な事務を負擔する漁協への支援がない。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 稼げる農林水産業の推進

(2) 水産資源の適切な管理

② サンマ・マサバなどの国際水産資源の管理強化及び本県漁船の操業の安全確保

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】 ② サンマ・マサバなどの国際水産資源の管理強化及び本県漁船の操業の安全確保

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国際水産資源であるサンマ、マサバ及びカツオは本県の水産業にとって最も重要な魚種であるが、公海等での外国漁船による漁獲も多いため、関係国と共同で資源評価の精度向上と資源管理の強化を図ること。
- 2 併せて、近年、日ソ地先沖合漁業協定に基づくロシアの大型漁船の操業が、本県漁船の操業する海域で行われ、過去に漁具被害が発生していることから、引き続き、本県漁船の操業の安全確保を図ること。

【直面している課題・背景】

- サンマ、マサバ及びカツオは、本県における最も重要な魚種であるが、3魚種とも近年の漁獲量は、過去最低の水準となっており、厳しい状況が続いている。これらの漁獲量の低迷は、漁業経営を圧迫しているほか、水産加工業や観光業等への影響も生じており、資源の適切な管理と持続的な利用が強く求められている。
- これらの魚種は、公海等において外国漁船による漁獲量が増加していることから、サンマ、マサバについては、北太平洋漁業委員会（NPFC）、カツオについては、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）において、資源評価や資源管理に関する議論が行われている。
- 資源評価に関して、サンマについては、海洋環境の変化による資源変動のメカニズムを解明し、資源評価に反映させることが課題となっている。また、マサバについては、中国及びロシアの漁獲物の内容の情報が断片的な報告にとどまっているため、情報収集を強化するなど、関係国と共同で資源評価の精度向上を図る必要がある。
- 資源管理に関して、サンマについては、令和6年の漁獲枠22.5万トンに対し、漁獲量は15.5万トンであり、漁獲枠と漁獲実績に大きな開きがあることから、実効性のある漁獲枠の設定が必要となっている。また、カツオについては、熱帯域におけるまき網漁業の集魚装置の使用制限などが採択されているにもかかわらず、我が国近海での漁獲量は減少傾向が続いており、引き続き、資源管理の強化を目指し、関係国との合意に向けた日本主導による国際交渉が必要である。

- 近年、日ソ地先沖合漁業協定に基づくロシアの大型漁船の操業が、本県漁船の操業する海域で行われ、過去に漁具被害が発生していることから、引き続き、本県漁船の操業の安全確保が課題となっている。

- ロシア大型漁船の操業については、日ロ漁業委員会の協議の結果、令和5年から、茨城県の沿岸15マイル以内の操業が禁止され、さらに令和6年から、宮城県から福島県までの沿岸13マイル以内の操業が禁止されるなど新たな規制が定められており、安全確保に向けて一定の前進が図られている。しかし、本県はえ縄漁船は、規制された海域の沖合で操業を行っていることから、依然として漁場が重なり、事故や被害が生じる可能性があるため、更なる取組が必要である。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 稼げる農林水産業の推進

(3) 農林水産物・食品等の輸出に対する支援

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部、商工労働部



【提案・要望事項名】 農林水産物・食品等の輸出に対する支援

【具体的な提案・要望内容】

輸入規制を実施している中国や香港、台湾などの諸外国・地域に対して、食品等の安全性に関する正確な情報を十分に提供するとともに、科学的根拠に基づかない過剰な措置を早期に撤廃するよう求めること。

【直面している課題・背景】

- 原発事故に伴い諸外国・地域において措置された日本産農林水産物・食品の輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、規制を措置した55の国・地域のうち、現在49の国等で規制が撤廃される一方で、ALPS処理水の放出により中国、香港、マカオ、ロシアでは規制を強化しており、未だ6の国等で規制が継続されている。
- 千葉県産の農林水産物・食品の輸出については、中国が全ての食品を、香港、韓国、マカオ、ロシアが一部の食品の輸入を停止しているほか、台湾などにおいては輸出可能な品目についても、放射性物質検査を要求されるなど、輸出促進に当たっての大きな障害となっている。

【主な国・地域における千葉県産農林水産物・食品の輸入規制状況】

	品 目	規制内容
中国	全ての食品、飼料	輸入停止
香港	水産物（生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物）、海塩、海藻（加工品を含む）	輸入停止
	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳	政府作成の放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書を要求
	食肉、家禽卵	政府作成の放射性物質検査証明書を要求
韓国	全ての水産物	輸入停止
	きのこ類、たけのこ、茶	輸入停止（旭市、香取市、多古町）
	ほうれんそう、かきな等 上記以外の全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求
台湾	日本で出荷制限措置がとられている品目	輸入停止
	全ての食品（酒類を除く）	放射性物質検査報告書及び産地証明書を要求 台湾にて全ロット検査を実施

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 稼げる農林水産業の推進

(4) 家畜伝染病に対する防疫体制の強化

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】 家畜伝染病に対する防疫体制の強化

【具体的な提案・要望内容】

1 家畜伝染病に係る防疫制度の見直し

- (1) 開放畜舎だけでなく、最新の設備・技術を導入したウインドウレス畜舎においても家畜伝染病が発生している状況にあることから、発生の原因と感染経路の究明を国主導で早急に行うこと。
- (2) 連続・大規模発生に備えて、都道府県の枠を超え、家畜防疫員が速やかに派遣される仕組みのほか、作業人員や資機材等の輸送手段、焼却施設の確保などの広域的な防疫体制を整備すること。
- (3) 十分な人員確保と円滑な農場作業を実施可能な民間業者を育成すること。
- (4) 自衛隊の災害派遣について、国において基本的な考え方を整理すること。

2 家畜伝染病の発生に対応した支援の拡充

- (1) 家畜伝染病予防法第16条の本旨に基づき、家畜の所有者が殺処分等の防疫措置に必要な人材や機材などを確保して主体的に防疫措置を講ずる場合について、更なる財政支援や効率的な手法の周知などを行うこと。
- (2) 県が要した経費について国庫補助率を上げるとともに、防疫措置に係る県・市町村職員の時間外勤務手当等についても、財政支援の対象とできるよう制度を検討すること。
- (3) 家畜伝染病の発生時において、経営的に被害を受けるものの国の支援の対象外となる農家や、生産物の流通等に係る関連事業者にも多額の損失が生じるため、これらの者に対する経営継続に向けた財政支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

1 家畜伝染病に係る防疫制度の見直し

- 本県では、最新の設備・技術を導入したウインドウレス鶏舎を採用し、日頃から従業員により衛生対策が徹底されている農場でも、高病原性鳥インフルエンザが発生した。今後の発生予防対策のため、その原因と感染経路の速やかな解明が不可欠である。
- 令和6年度の発生事例では、最大で同時に9農場の殺処分を並行して実施することとなり、家畜防疫員が不足する事態となった。また、多くの作業人員、大量の資機材の輸送手段や焼却施設の確保など、速やかな防疫措置には、都道府県の枠を超えた調整を行うことが必要である。
- 令和6年度は、短期間に連続して発生したため、県職員を総動員して対応に当たったが、通常業務を犠牲にすることから県民サービスの低下が懸念された。

本県では令和2年度から農場作業員として民間業者を活用しているが、大規模・連続発生時に、県民サービスを維持しつつ速やかに防疫作業を進めるためには、十分な人員が確保でき、円滑な農場作業を実施可能な民間業者の育成が急務である。
- 自衛隊の分担については、明確な基準がなく、発生事例ごとに自衛隊が活動する畜舎の範囲の調整が必要となっており、決定までに時間を要している。他県においても同様の状況があり、迅速な防疫措置のため、自衛隊へ対応を依頼する範囲の整理が必要である。

2 家畜伝染病の発生に対応した支援の拡充

- 家畜伝染病予防法では、殺処分など防疫措置の責務は第一義的に畜主が負うこととなっている。家畜防疫員の指示のもと、畜主が主体的に実施する場合、畜主が一旦支払った上で、かかった費用の1/2を国に請求することとなる。

現在、畜主が主体的に防疫措置を行うケースは稀であるが、かかった費用の全額を補助対象とし、畜主による防疫措置を積極的に勧めていくべきと考える。
- 県が防疫資材の購入や民間業者への委託を実施した場合、大部分が費用の1/2を負担することとなり、また、県・市町村職員等を長期間にわたり動員した場合、多額の人件費が発生するため、費用負担が甚大となっている。
- 家畜伝染病の発生農家のみならず、移動・搬出制限により繁殖豚やヒナなど家畜生体の外部導入が制限された農家、また、生産物の流通等に係る関連事業者にも多額の損失が発生する。

特に、関連事業者は発生前と同水準の稼働体制が整うまで数ヶ月かかることが見込まれ、経営への影響が懸念される。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 稼げる農林水産業の推進

(5) 地域の実情を踏まえた土地利用の最適化

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 総合企画部 商工労働部 農林水産部 県土整備部



【提案・要望事項名】 地域の実情を踏まえた土地利用の最適化

【具体的な提案・要望内容】

農地の総量確保を定めた農業振興地域の整備に関する法律については、本年4月に改正されたところであるが、その運用に当たっては、地方の地域づくりやまちづくりを十分に尊重し、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう配慮すること。

【直面している課題・背景】

- 本県としては、食料安全保障の観点から、食料の安定供給に必要となる農地を確保していくことは、我が国にとって重要な政策課題であると認識している。他方、政府は経済安全保障の観点から国内生産基盤の強化やサプライチェーンの強靱化に向けた取組を総合的に進める方針であり、総合経済対策において示されていると承知している。
- 本県においても、地域の活力を維持していくためには、地域の特性を生かした産業を呼び込むことが重要であり、戦略的な産業用地の整備に向けた取組など、地域の持続的な発展に資する土地施策の推進を図る必要がある。
- 改正後の農業振興地域の整備に関する法律においては、市町村から都道府県に農用地区域除外の協議が行われた場合における同意基準として、「都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」という農地の総量確保規定が追加された。かかる規定については、国から示されたガイドラインで、画一的な取扱いが詳細に定められているため、都道府県の目標面積を達成しようとする、かえって地方における柔軟な地域づくりやまちづくりが阻害されるおそれがある。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(1) 首都圏中央連絡自動車道の建設推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 首都圏中央連絡自動車道の建設推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 県内唯一の未開通区間である大栄から横芝間については、令和8年度までの開通見込みを確実に達成すること。
- 2 県境から大栄間の4車線化については、令和8年度までの開通に向け、また、事業化されている横芝・東金間の4車線化については、一日も早く完成するよう、確実に事業を進めること。
- 3 4車線化未事業化区間については、「成田空港の更なる機能強化」による交通量の増加に対応するため、「高速道路における安全・安心基本計画」の優先整備区間に選定し、早期事業化を図ること。
- 4 成田国際空港及び周辺地域と圏央道を結ぶ新たなインターチェンジについて、「地域活性化インターチェンジ制度」を活用した連結許可に向け、必要な協力と助言を行うこと。
- 5 (仮称)かずさインターチェンジについては、かずさアカデミアパークへのアクセス強化のためにも、早期整備を図ること。
- 6 神崎パーキングエリア(仮称)については、令和8年度までの供用に向け、確実に整備を進めること。また、山武パーキングエリア(仮称)については、早期供用を図ること。
- 7 銚子連絡道路や長生グリーンラインなどインターチェンジへのアクセス道路が確実に整備されるよう必要な予算を確保すること。

【直面している課題・背景】

- 首都圏中央連絡自動車道(圏央道)は、アクアラインと一体となって首都圏の各都市と成田空港などの拠点間を環状につなぎ、国際競争力の強化や国土強靱化を図るとともに、地方創生と地域経済の活性化を実現していく上で、大変重要な道路である
- 圏央道は、全延長約300kmのうち約9割が開通しており、県内の観光入込客数の増加や、物流施設等の立地の進展など、経済に好循環をもたらすストック効果が表れている。本県の状況としては、県内区間95kmのうち、約8割にあたる76kmが開通しており、残る大栄から横芝間については、令和8年度までの開通を目指し、芝山トンネル(仮称)や高谷川高架橋(仮称)など、全線にわたり工事が展開されているところである。県内唯一の未開通区間であることから、一日も早い開通が不可欠である。

- 圏央道の4車線化については、現在、県境から大栄間において、令和8年度までの供用に向けて事業が推進されている。しかしながら、県内区間の大部分は暫定2車線となっており、ネットワークの機能拡充による生産性の向上等に加えて、安全で円滑な交通の確保や防災力の向上を図るためにも、4車線化未事業化区間においては、早期事業化を図り、事業化されている横芝から東金間を含め、一日も早く完成させることが必要である。

国では、高速道路の暫定2車線区間については、令和元年9月に課題の大きい区間を優先整備区間として選定し、4車線化を順次事業化しているが、圏央道についても県内区間の全線開通や成田国際空港の**更なる機能強化**による交通量の増加に対応するため、早期事業化が必要である。
- 成田国際空港の利便性を一層高め、人とモノの流れをスムーズにし、周辺地域を広く活性化させ、さらには防災力の強化のためにも、圏央道と空港のアクセスを強化する必要がある。

そのためにも、成田国際空港及び周辺地域と圏央道を結ぶ新たなインターチェンジについては、成田国際空港会社と連携し、国や東日本高速道路会社の協力を得ながら、設置位置や構造などの検討を進め、令和6年12月に「地域活性化インターチェンジ制度」を、圏央道などの一般国道の自動車専用道路にも適用できるよう対象路線の拡充が示されたことから、当制度を活用した連結許可を目指している。
- (仮称)かずさインターチェンジについては、内房地域の中核的な研究施設である、かずさアカデミアパークへのアクセスを強化するとともに、企業立地の促進、物流の効率化、観光振興などに寄与することから、早期整備が必要である。
- 神崎パーキングエリア(仮称)については、令和8年度までの供用に向け、工事が進められており、山武パーキングエリア(仮称)については、早期供用を目指し、用地取得に向けた境界確認及び物件調査が実施されている。

道路利用者の利便性向上やトラックドライバーの確実な休憩・休息機会の確保のためにも、これら休憩施設の早期整備が必要である。
- 銚子連絡道路や長生グリーンライン、国道356号のバイパス整備などインターチェンジへのアクセス道路については、圏央道の全線開通や4車線化に伴う効果を県内に広く波及させるとともに地域の活性化に大きく寄与することから、確実に整備していく必要がある。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(2) 北千葉道路の早期整備

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 北千葉道路の早期整備

【具体的な提案・要望内容】

- 1 北千葉道路（市川・松戸）については、事業が円滑に進むよう県と沿線市で最大限支援していくので、早期整備を図ること。また、専用部には有料道路事業制度の更なる活用により、財源を計画的に確保するなど、整備を加速させること。
- 2 市川市から船橋市間の未事業化区間については、沿線市が地籍調査を推進するなど事業実施環境を整えていくので、国による早期事業化を図ること。また、早期整備を図るため、専用部については、直轄事業と有料事業の合併施行とすること。
- 3 印西市から成田市間は、早期開通及び4車線化に必要な予算を確保すること。
- 4 国道464号の全線の直轄編入を図ること。

【直面している課題・背景】

- 国道464号北千葉道路は、機能強化の進む成田国際空港と東京外かく環状道路を最短で結び、首都圏の国際競争力の強化を図るとともに、周辺道路の渋滞緩和による物流等の効率化、商工業の振興など地域の活性化、災害時における緊急輸送ネットワークの強化に寄与し、千葉県のみならず、我が国にとって重要な道路である。
- 現在、全体区間約43kmのうち、約30kmが供用済みである。小室インターチェンジ以西の市川市から船橋市間約15kmは、専用部については、国、県、高速道路会社で構成する「千葉県道路協議会」において、専用部と一般部の併設構造とし、国の直轄事業と有料事業の合併施行の計画とする方針が確認された。
- 令和3年度に直轄権限代行として事業化された市川市と松戸市の区間の専用部1.9km、一般部3.5kmについては、令和6年度に都市計画事業認可され、用地買収に着手したところであり、千葉県土地開発公社による用地先行取得や県及び沿線市で構成する用地取得促進プロジェクトチームによる支援など、事業が円滑に進むよう引き続き国に最大限協力していく。
- 市川市から船橋市間の未事業化区間については、市川市、松戸市及び鎌ヶ谷市が令和6年度から地籍調査に着手しており、また、県では公有地の拡大の推進に関する法律に基づく用地の先行取得に取り組むなど、事業実施に向けた環境整備を進めているところである。北千葉道路の重要性を鑑みると、事業着手された区間を早期に整備するとともに、市川市から船橋市間の全区間を速やかに事業化していく必要がある。

- 高速道路の更新・進化については、令和5年度の道路整備特別措置法の改正により、料金徴収期間の延長による財源の確保の仕組みが構築されたところである。北千葉道路をはじめとした道路ネットワークを充実させるためには、有料道路事業制度の更なる活用により、財源を計画的に確保する必要がある。

- 印西市から成田市間の13.5kmについては、国と県が協同して整備を進めており、印西市若萩から成田市押畑までの9.8kmが暫定2車線で開通している。県が整備を進めている残る成田市押畑から大山間約3.7kmについては、道路が鉄道と並行・立体交差し、連続した橋梁区間があるなど、事業規模が大きく見込まれている。今後、成田国際空港の**更なる機能強化**の進展に伴い、交通需要の増加が見込まれることから、完成4車線整備を含め、早期完成に向けて更なる整備促進を図るためには、必要な予算を安定的に確保していく必要がある。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(3) 新湾岸道路の計画の早期具体化

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 国土整備部



【提案・要望事項名】 新湾岸道路の計画の早期具体化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 新湾岸道路については、外環道高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部において、多車線の自動車専用道路として、早期に計画の具体化を図ること。
- 2 沿線市と連携し、地域の理解が深まるよう、地元調整など積極的に役割を果たしていくので、有識者委員会における助言等を踏まえ、早期に概略ルートや構造の検討を進めること。
- 3 千葉県と東京都を結ぶ区間についても検討を進め、計画の具体化を図ること。

【直面している課題・背景】

- 東京都と千葉県を結ぶ湾岸地域には、商業施設や物流施設等が多く、都心方面と千葉県を行き交う人・モノの流れが集中し、慢性的な交通渋滞が発生しており、その解消が喫緊の課題である。
- 今後も、港湾機能の強化や、物流施設の立地等の開発計画に伴う交通需要の増大が見込まれているところであり、こうした状況を踏まえ、湾岸地域のポテンシャルを充分発揮させ、我が国の国際競争力の強化や首都圏の生産性の向上、湾岸地域の更なる活性化のため、必要な規格の高い道路として、多車線の自動車専用道路の計画の具体化が必要である。
- 令和6年7月22日に、新湾岸道路の早期実現を目指し、知事及び沿線市長により国土交通省に対して、計画の早期具体化を要望した。
- 新湾岸道路における概略ルート・構造の検討において、計画策定プロセスの透明性、客観性、公正性、合理性が担保されるよう、公正中立な立場から計画検討手順の妥当性、コミュニケーション活動及び技術・専門的検討について助言を行うことを目的として、「新湾岸道路有識者委員会」を設立し、令和6年8月2日に第一回委員会が開催された。
- 令和6年11月からアンケート調査を実施するとともに、同年12月からは国や県、沿線市で連携しパネル展やオープンハウスなど、地域の皆様や関係機関への情報発信や意見聴取を行う双方向のコミュニケーション活動を実施した。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(4) 千葉北西連絡道路の計画の早期具体化

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 千葉北西連絡道路の計画の早期具体化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 千葉北西連絡道路については、つくば野田線以北から国道464号付近までの間（野田市～印西市）において、核都市広域幹線道路の機能を兼ね備えた、多車線の自動車専用道路として、早期に計画の具体化を図ること。
- 2 千葉北西連絡道路の概略計画の策定に向け、県、沿線市は、地域住民に必要性・整備効果等を情報提供するとともに、交通課題や要望等の意見を把握するなど、地域の理解が深まるよう役割を果たしていくので、早期に概略ルート・構造の検討を進めること。
- 3 千葉北西連絡道路延伸部（国道464号以南）の計画についても検討を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 国道16号は、県北西地域唯一の幹線道路であり、沿線には大型商業施設や物流施設が多く立地し、地域の日常生活や物流などを支える重要な道路である一方、柏インターチェンジから大島田間では県平均の約8倍もの渋滞損失が発生しており、渋滞の解消が喫緊の課題となっている。
- 一方、令和元年東日本台風では、田中調整池の洪水調節のため市道が通行止めとなったことから、国道16号に交通が集中し、混雑が発生した。よって、平常時のみならず災害時にも安定した人・モノの流れを確保するため、千葉北西連絡道路の計画の早期具体化が必要である。
- 令和4年11月に、国、県、関係市で構成する「千葉北西連絡道路検討会」において、「千葉北西連絡道路の道路計画の基本方針」が策定され、概略計画の検討（計画段階評価）を進めることが確認された。
- 令和6年2月に、学識経験者、国、県、関係市で構成する「千葉北西連絡道路地元検討会」が開催され、地域への情報発信と意見聴取を行い、概略計画の検討（計画段階評価）を進めていくことが確認された。
- 千葉北西連絡道路について、令和6年3月に千葉県道路協議会を開催し、道路計画の具体化に向けた今後の動きについて、関係機関と情報共有を図った。
- 令和6年7月には、千葉北西連絡道路の最新の情報をお知らせするポータルサイトが開設されたほか、令和7年2月に、千葉北西連絡道路の早期実現を目指し、沿線市で構成される期成同盟会により国土交通省に対し、計画の早期具体化を要望した。
- 令和7年4月からオープンハウス（対話方式による説明会）が開始された。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(5) 高規格道路等のネットワーク機能の充実

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 国土整備部



【提案・要望事項名】 高規格道路等のネットワーク機能の充実

【具体的な提案・要望内容】

1 東京外かく環状道路の建設推進

(1) 東京外環自動車道（以下、「外環道」という。）の京葉道路との接続部である京葉ジャンクションについては、京葉道路千葉方面と外環道高谷方面とを連絡するランプの整備を進め、早期にフルジャンクション化を図ること。また、東京外かく環状道路を完全な環状道路とし、東京湾アクアラインと一体となって、その機能を十分発揮させるため、東名高速道路から湾岸道路間の計画の早期具体化を図ること。

(2) 東京外かく環状道路（千葉県区間）の整備に伴う周辺環境の状況を把握し、必要に応じて適切な対策を講じる等、環境の保全に努め、また本道路と密接に関連するまちづくりのための道路、河川、下水道等の事業を着実に推進できるよう、予算の確保を図ること。

2 京葉道路の渋滞対策の推進

京葉道路は交通集中に伴う慢性的な渋滞が生じているため、貝塚トンネル付近の車線追加等による抜本的な対策について、調査・設計を進め、早期に工事に着手するとともに、引き続き、必要な渋滞対策を行うこと。

3 東京湾岸道路の整備推進

(1) 東京湾岸道路を構成する国道357号については、塩浜立体及び船橋市域の渋滞対策のための事業を推進するとともに、（仮称）検見川・真砂スマートインターチェンジと併せて検見川立体の整備を推進すること。

また、湾岸千葉地区改良（蘇我地区）の着実な事業推進を図ること。

(2) 東京湾岸道路の千葉地区専用部や未整備区間について、計画の早期具体化を図ること。

4 国道51号等の直轄国道の整備推進

(1) 国道51号については、交通混雑の緩和や交通の安全性を確保し、道路ネットワーク機能の強化を図るため、北千葉拡幅、成田拡幅、大栄拡幅などの早期整備を図ること。

(2) 災害に強い、安全・安心な道路交通の確保のため、国道127号防災事業を推進すること。

特に、安房地域における防災ネットワークの強化を図るため、館富トンネルを含む川名・富浦地区については、早期に4車線化を図ること。
(3) 国道409号については、国道16号との交差点から木更津金田インターチェンジ間の4車線化を図ること。

5 銚子連絡道路・長生グリーンラインなどの幹線道路網や県境橋梁等の整備促進

圏央道などの広域的な幹線道路ネットワークから県内各地域にアクセスする銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの幹線道路のほか、県境を跨ぐ（仮称）押切・湊橋や都市軸道路利根川橋梁（仮称）の整備に必要な予算の確保を図ること。

6 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路に指定された地方管理道路において機能強化及び整備推進のため、補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

1 東京外かく環状道路の建設推進

- 外環道と京葉道路を接続する、京葉ジャンクションが未完成であり、早期にフルジャンクション化を実現する必要がある。また、東名高速道路から湾岸道路間については、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」において検討が進められており、計画の早期具体化が必要である。
- 東京外かく環状道路は、環境保全に十分配慮されるべきものであり、県が組織する「東京外かく環状道路連絡協議会環境保全専門部会^{*}」において、国及び高速道路会社により示された東京外かく環状道路（千葉県区間）供用後環境監視計画に基づき、周辺環境の状況を把握し、必要に応じて適切な対策を講じる等、環境の保全に努める必要がある。
※ 環境保全専門部会：東京外かく環状道路(千葉県区間)の都市計画変更（都計アセス）の際に環境担当部局から出された意見に対する都市計画決定権者の意見のフォローアップを行う会議体。
事業者（国・NEXCO）、県、市で組織。
- 外環道供用後に渋滞が顕在化した松戸インターチェンジ出口付近については、引き続き対策の検討が必要である。また、供用後に地元から強い要望のあった市川市国分地域の湧水対策については、着実に原因の調査を進め、地元で丁寧に説明していく必要がある。
- 東京外かく環状道路と密接に関連するまちづくりのための事業として、県は、地元の市川市（9分類22項目）・松戸市から要望されている、（都）国分下貝塚線、一級河川高谷川、江戸川第一終末処理場等、今後も着実に整備を進めていく必要がある。

2 京葉道路の渋滞対策の推進

- 京葉道路の渋滞対策については、これまで千葉県湾岸地域渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいて、特に渋滞の著しい渋滞箇所が特定され、車線運用の見直しなどの対策が示され、令和2年8月に付加車線の運用が開始された。また、貝塚トンネルについては、円滑な交通確保に向け、車線追加などの抜本的な対策について、調査・設計を進め、早期に工事に着手する必要がある。

3 東京湾岸道路の整備推進

- 湾岸地域においては、東京湾岸道路の一部をなす国道357号において、渋滞緩和を目的に交差点改良等が進められているが、いまだ渋滞は解消されておらず、塩浜立体事業や船橋市域の渋滞対策等を進めるとともに東京湾岸道路（千葉地区専用部）の計画の具体化を図る必要がある。

加えて、（仮称）検見川・真砂スマートインターチェンジと併せて、検見川立体の整備が必要である。

また、東京湾アクアライン着岸地周辺地域における、より一層の交通の円滑化を図るため、東京湾岸道路の未整備区間となっている袖ヶ浦市から木更津市間などについて計画の早期具体化を図る必要がある。

4 国道51号等の直轄国道の整備推進

- 一般国道51号は、一部区間で4車線化が図られ、交通環境が大きく改善しているが、2車線の区間については通勤時間帯を中心とした慢性的な交通渋滞が発生している。また、本道路は緊急輸送道路の1次路線に指定されており、令和元年の一連の台風・大雨時には、災害時の円滑な物資輸送や救援活動の支援ルートとして重要性が改めて認識されたところであり、早期整備が必要である。

- 一般国道127号は、異常気象時の交通規制区間を抱え、かつ、老朽化が著しいトンネル・橋梁、大型車のすれ違いが困難な区間が多くあり、並行する東関東自動車道館山線の代替路の確保の観点からも、老朽化が進んだ狭小なトンネル、橋梁を早期に改修し、安全で信頼性の高い防災ネットワークを確保していく必要がある。

特に、現在2車線となっている館富トンネルを含む約1km区間は、安房地域への支援物資輸送、館山港と連携した緊急輸送ネットワークとして、重要な役割を担っていることから、早期の4車線化が必要である。

- アクアライン着岸地周辺では、一般国道409号をはじめ、休日を中心に交通渋滞が発生している。円滑な交通確保に向け、国道409号の国道16号から木更津金田インターチェンジ間の2車線区間について、早期の4車線化が必要である。

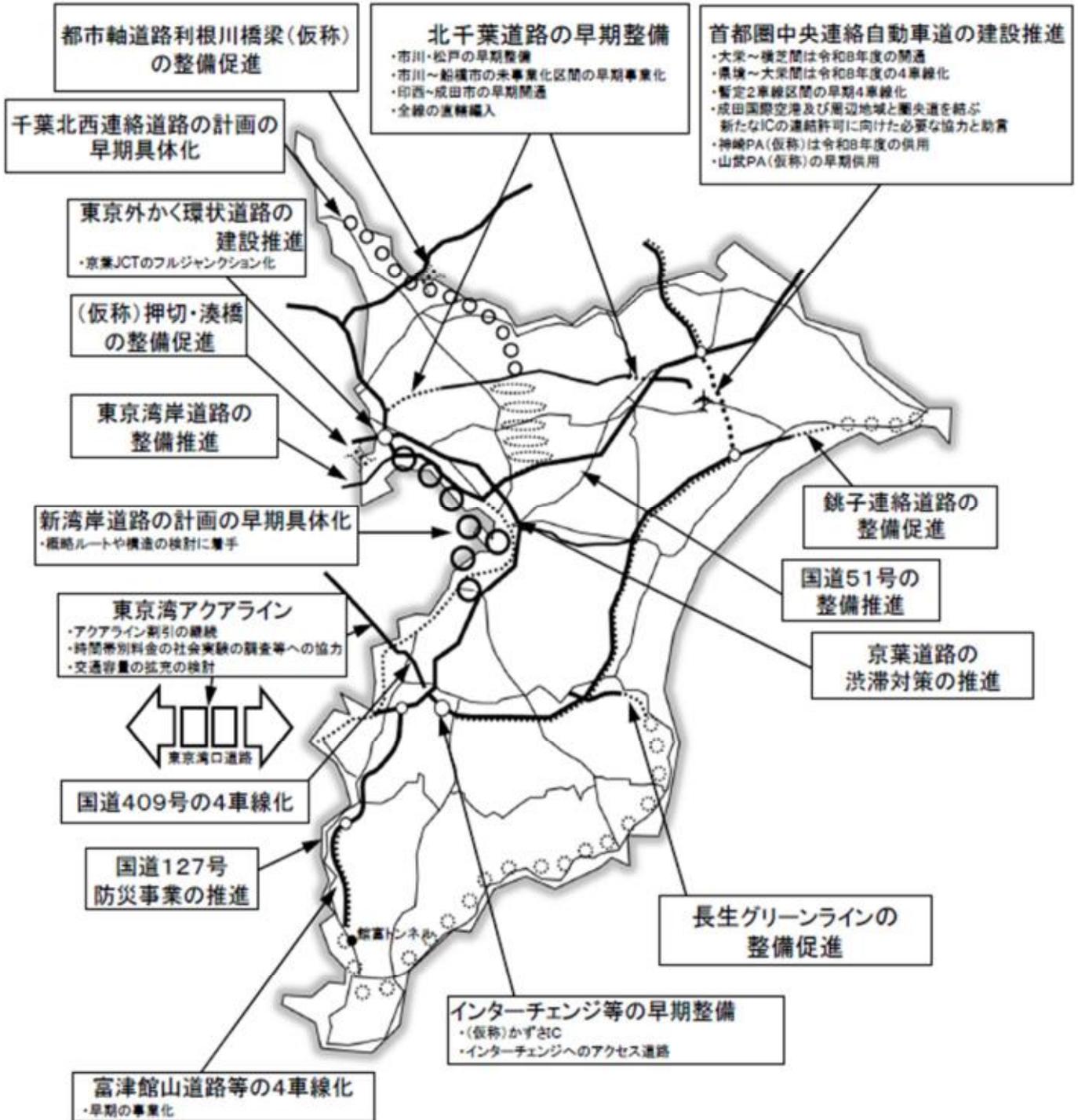
5 銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの幹線道路網や県境橋梁等の整備促進

- 県内外とのスムーズな人・モノの流れを強化し、地方創生と国土強靱化を実現するため、圏央道などの広域的な幹線道路ネットワークの整備効果を県内全域に波及させる銚子連絡道路や長生グリーンライン、国道356号のバイパス整備や、令和7年4月に新規事業化された、都市軸道路利根川橋梁（仮称）をはじめとする県境橋梁の整備などが必要である。

6 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等

- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、平成30年3月の道路法改正において、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として路線を指定した。令和4年3月25日には、供用区間に加え新たに「候補路線」、「計画区間」、「事業区間」が指定されたところである。

高規格道路等のネットワーク機能の充実



Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(6) 富津館山道路の早期4車線化

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 国土整備部



【提案・要望事項名】 富津館山道路の早期4車線化

【具体的な提案・要望内容】

富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）については、早期の4車線化を図ること。

【直面している課題・背景】

- 令和6年能登半島地震では、半島の地形的制約から道路ネットワークが限られ、被災地へのアクセスルートとなるべき幹線道路が被災し、初動における被災状況の把握や復旧等の対応が困難化した。
- 房総半島を有す本県においても、地域安全保障のエッセンシャルネットワークとして、半島地域の先端部へ向かう富津館山道路は、東京湾アクアラインや館山道などと一体となり、本県の半島性を克服するうえで大変重要な道路であり、安全で円滑な交通を確保し、観光振興や地域活性化に加えて、更なる防災力の強化は、半島性を克服する上で急務となっている。
- しかしながら、現在の富津館山道路は、早期の全線開通を目指したことから対面通行の2車線となっており、特に交通が集中する休日の夕方に、上り線で渋滞が発生するとともに、事故や災害等による通行止めのリスクが高く、時間信頼性確保や事故防止、ネットワークの代替性確保の観点から課題があり、早期の4車線化が必要である。
- 富津館山道路の富浦インターチェンジから富津竹岡インターチェンジの暫定2車線区間については、令和元年に国土交通省が策定した「高速道路における安全・安心基本計画」において全線が優先整備区間として選定され、令和6年3月には、富津竹岡インターチェンジから鋸南保田インターチェンジまでの6.8kmが準備調査箇所として高速道路会社に選定されたところであり、今後、調査が進展し、速やかな事業化に繋がることを期待しているところである。
- 県では、令和3年から4車線化に向けて都市計画及び環境アセスメントの手続きに着手し令和7年1月には都市計画変更を告示し、2月までに環境影響評価書の縦覧が完了したところである。事業実施環境が整ったことから、富津館山道路の重要性を踏まえ、早期に事業化し、4車線化する必要がある。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(7) 東京湾アクアラインの更なる効果発揮

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 東京湾アクアラインの更なる効果発揮

【具体的な提案・要望内容】

- 1 首都圏における交流・連携の強化、地域経済の活性化等を図るため、「アクアライン割引」に必要な予算を確保すること。
- 2 アクアラインの効果を発揮できるよう、「時間帯別料金」の社会実験の調査・分析・評価に当たっては、高速道路会社とともに引き続き協力すること。
- 3 アクアラインの6車線化など、交通容量の拡充方策について、中長期的な視点から検討すること。

【直面している課題・背景】

- 東京湾アクアラインは、首都圏中央連絡自動車道と一体となって、首都圏における交流・連携の強化や、災害時・緊急時における都心と成田国際空港を結ぶ代替ルートの確保、迂回機能による湾岸部の交通渋滞の緩和などにも大きく貢献し、本県の半島性の克服、地方創生、国土の強靱化を実現していくうえで極めて重要な高速道路である。
- アクアラインでは、平成26年4月から当分の間、国及び千葉県の負担を前提に「アクアライン割引」として通行料金800円（ETC普通車）が継続されている。

この継続により、アクアラインの木更津市側の着岸地周辺地域では、人口が増加するとともに、大型商業施設の進出や拡張により、新たな雇用が創出され、さらに、新たな企業の進出が計画されるなど、経済の好循環が生まれている。

「アクアライン割引」の前提である、平成26年4月に導入された高速道路の3つの料金水準とこれに伴う料金水準の引下げについては、関係者の尽力により、令和6年3月に10年間（令和16年3月31日まで）継続することが国土交通大臣から高速道路会社に事業許可された。
- 今後も、観光の振興や企業立地の促進などの経済効果をさらに高めていくためには、令和10年3月末まで継続する「アクアライン割引」の予算を確保することが必要である。

- 県では、国・県・東日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社で構成するアクアラインの料金施策の立案・検討・効果の把握などを目的とする検討会を設立し、アクアラインの土日・祝日の上り線において、特定の時間に集中する交通を分散させるため、時間帯によって通行料金を変動させる「時間帯別料金」を導入する社会実験を令和5年7月22日から開始した。

- 実験前と比較して、1日当たりの交通量は増加したものの、混雑時間帯の交通量が分散し、渋滞による時間のロスの減少などの効果が確認された。さらには、事故の減少や滞在時間の延長等の効果も確認できた。

アクアラインの効果を発揮させていくためには、更なる交通の平準化を図り、特定の時間帯に集中するアクアラインの交通量をより一層分散させる必要があることから、令和7年4月から社会実験の内容を見直し、加えて、下り線においても新たに実施している。

引き続き、一定期間の効果を調査・分析の上、より効果的な料金施策について、国や高速道路会社とともに検討していく必要がある。

- アクアラインは、橋梁が4車線から6車線に拡幅が可能な構造となっているほか、3本目のトンネルを掘り進めることが可能な構造となっている。

更なる交通需要の増加に対応するためには、アクアラインの6車線化など、広域的な高速道路ネットワークの強化などの観点から、国や高速道路会社において、中長期的に検討する必要がある。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(8) J R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及びJ R京葉線の輸送力増強

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】

J R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及びJ R京葉線の輸送力増強

【具体的な提案・要望内容】

- 1 J R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転が実現するよう、J R東日本と東京臨海高速鉄道との協議の加速化や乗車経路の判別技術の開発などに取り組むこと。
- 2 J R京葉線の一部区間の複々線化等の輸送力増強について促進すること。

【直面している課題・背景】

- J R京葉線とりんかい線の相互直通運転は、東京ディズニーリゾートや幕張メッセなどの大型集客施設や宿泊施設等が多数立地する東京湾岸地域の一体的な産業・観光の発展ばかりでなく、南房総・九十九里地域における通勤圏の拡大、産業や観光の振興、まちづくり等にとっても重要である。
- しかしながら、両路線は、新木場駅の蘇我寄りで線路が接続されているものの、乗車経路が判別できないことによる運賃配分等の課題があるため、相互直通運転が実施されていない。
- また、J R京葉線の朝ラッシュ時は混雑率が高く、混雑緩和を図る必要があることや、同時時間帯にりんかい線直通列車を運行した場合、東京駅方面への列車本数を削減せざるを得ないことなどの課題があることから、一部区間の複々線化等の輸送力増強にも取り組む必要がある。
- 「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28年4月20日交通政策審議会答申）においては、「羽田空港アクセス線の新設及び京葉線・りんかい線相互直通運転化」が国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクトとして位置付けられている。また、令和6年10月にはJ R東日本から、羽田空港アクセス線臨海部ルートについて、令和13年度に開業を目指すとの発表があったことから、京葉線とりんかい線の相互直通運転についても実現に向けて取り組むことが重要である。

【参考】対象区間



令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(9) 東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】

東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実

【具体的な提案・要望内容】

東葉高速鉄道及び北総鉄道の経営安定化を図るため、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する多額の長期債務の縮減や利払いの軽減など、各年の元利償還金の更なる軽減措置を講じること。

【直面している課題・背景】

- 東葉高速鉄道及び北総鉄道は、建設費の増大により、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する多額の長期債務を抱えており、開業以来、その償還が経営を圧迫する厳しい状況が続いている。
- このことは、両鉄道の建設当時、後につくばエクスプレス等で採用されたような、建設費の大半を無償資金により賄う制度がなく、財政投融资等の有償資金を中心とするP線方式を両鉄道が採用せざるを得なかったことが大きく影響している。
- こうした中で、県では、沿線自治体等と連携し、多額の追加出資等、様々な経営支援策を実施するほか、沿線開発による需要増のための取組に努めてきた。
- しかしながら、依然として両鉄道は多額の債務を抱えており、金利の動向に会社の経営が左右される状況が続いている中、金利が上昇基調にあることから、今後、金利負担の増加が想定されている。
また、資材価格や人件費等も上昇傾向にあり、今後、鉄道の安全運行のための経費が増加し、経常的な収支がより一層悪化することも懸念される。
- こうした、両鉄道を取り巻く状況を踏まえ、会社の経営安定化を図るため、機構に対する長期債務の負担軽減や利払いの軽減などの根本的な対策が必要不可欠である。

【参考】各鉄道の建設費に占める無償資金の割合について



令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(10) 地域公共交通の維持・確保

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】 地域公共交通の維持・確保

【具体的な提案・要望内容】

- 1 県民の暮らしに不可欠な乗合バスや地域鉄道の運転手等の不足を踏まえ、人材確保に向けた抜本的な対策を講じること。
- 2 地域公共交通事業者に対する物価高騰への支援について、国の責任において全国一律の対策を直接講じること。
- 3 地域鉄道の災害復旧の取組や安全性の確保等に対する支援を拡充すること。特に、脱線事故からの復旧に取り組む「いすみ鉄道」の安全運行に係る財政支援を強化すること。

【直面している課題・背景】

1 乗合バスや地域鉄道の人材確保について

- 地域公共交通は、通勤・通学・通院や買い物など生活に不可欠な社会基盤であるが、地域公共交通を取り巻く環境は、人口の減少や自家用車の普及等による輸送需要の減少、さらに、近年の担い手不足の深刻化によって厳しさを増している。
- 特に、担い手不足については、乗合バスの運転手の慢性的な人手不足が続いてきた中、令和6年4月以降、いわゆる「2024年問題」を契機として減便等が相次ぎ、県民生活に支障が生じている。
- このため、本県では、令和6年度から新たに、バス事業者が実施する労働環境改善等に係る経費への補助やバス運転手専門の合同企業説明会を開催するなど支援を強化しているが、バス運転手不足は全国的な問題であり、自治体の取組による解決には限界がある。
- また、地域鉄道においても、令和6年2月に国交省が実施した事業者向けのアンケート調査では、地域鉄道140事業者のうち、約半数に上る68事業者から運転士が不足しているとの回答が得られているほか、県内の事業者からは、運転手だけでなく、保線業務等を担う技術系人材が不足しているとの声が上がっており、人材確保は喫緊の課題となっている。
- 一方で、厳しい経営状況にあるバス事業者や地域鉄道では、人材確保に必要な賃上げを行うことが難しいことから、こうした状況を解消するためには、国として、人材確保や処遇改善に対する支援や、バス運賃をより柔軟に改定できるよう制度の見直しを行うなど、抜本的な対策を講じることが必要である。

2 地域公共交通事業者に対する物価高騰対策について

- バス・タクシー、地域鉄道の地域公共交通事業者については、昨今の物価高騰の影響により、経営が圧迫されていることから、これまで「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」等を活用し、各自治体の判断により支援を行ってきたところである。しかしながら、物価高騰は全国的な課題であることから、国の責任において全国一律の対策を直接講じる必要がある。

3 地域鉄道の災害復旧の取組や安全性の確保等に対する支援について

- 近年、自然災害が多発化、激甚化しており、多くの鉄道事業者が被害を受けている。本県の地域鉄道においても、度々、自然災害の被害を受けているところであり、厳しい経営状況にある地域鉄道事業者が確実に復旧に取り組むためには、国による支援制度の拡充が不可欠である。
- 鉄道事業の安全性の確保を図るための事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等）については、国の令和6年度補正予算により、事業者の保守検査業務体制の強化に向けた支援として、「地域鉄道メンテナンス体制強化事業」が新たに措置されたところであるが、地域鉄道の安全性を確保するためには、保線や設備整備、車検などへの安全投資を、より加速していく必要があることから、これまで以上に国の十分かつ確実な予算の確保が必要である。
- 中でも、令和6年に脱線事故が発生した「いすみ鉄道」については、復旧やその後の安全運行のための補修に多額の費用を要することから、特に、予算を確保する必要がある。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(11) ホームドアの整備による転落防止対策の促進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】 ホームドアの整備による転落防止対策の促進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 利用者数10万人以上の駅はもとより、利用者数10万人未満の駅であっても、利用者の安全確保の観点から特段の事情を有する駅については、国庫補助を措置すること。
- 2 従来型のホームドアや、鉄道車両の扉位置の相違などの課題に対応可能な、新たなタイプのホームドアの普及促進に向け、鉄道事業者の負担軽減のための支援の拡充を図ること。
- 3 ホームドア整備に係る地方公共団体の財政負担軽減のため、地方債の特例の要件緩和や、交付税措置の拡充についても検討を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 令和2年度に国土交通省が新たに策定したホームドアの整備目標では、利用者数10万人以上の駅の優先的な整備を引き続き推進するとともに、同10万人未満の駅についても、転落・接触事故の発生状況、駅やホームの構造・利用実態等を勘案した上で、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指すこととしている。
- 令和3年12月に、鉄道駅のバリアフリー設備の整備について、整備費用等を鉄道運賃に上乗せし、利用者から徴収する新たな料金制度が、国により創設されたが、同制度は、利用者数の多いJR路線や大手民鉄線以外は活用が難しいと考えられることから、他の駅については、引き続き国庫補助を措置することが求められる。
- 本県のホームドア補助制度については、国が優先整備を推進する、利用者数10万人以上の駅のみならず、同10万人未満の駅についても、駅周辺に病院や社会福祉施設が存在するなど、特段の事情を有する駅については補助対象としている。また、国が補助対象外とした、新たな料金制度による整備区間についても、事業者負担分が残る場合には引き続き補助対象とし、早期設置を促進することとしている。
- また、鉄道事業者がホームドアの整備を進めるにあたっては、車両の長さ・ドア位置・ドア数の相違といった問題を解決するために、駅によっては従来型よりもさらに多額の設置費用を要する、新型ホームドアの整備が必要となることから、国においては、事業費にかかわらず、国庫補助が満額措置されるよう、必要な予算の確保をお願いしたい。

- 一方、ホームドア整備の加速化に伴い、その設置に対する補助を行う地方公共団体の補助額は増加傾向にある。地方公共団体に対する財政措置として、バリアフリー法に地方債の特例が設けられているが、その適用にあたっては、バリアフリー基本構想に即した計画策定が要件とされており、地方債活用に係る負担が大きいことから、手続きの簡略化等を含め、地方への財政措置の拡充を検討されたい。

【参考】ホームドアに係る補助金

○ 国補助金（鉄道施設総合安全対策事業費補助）

*補助対象経費：ホームドア又は可動式ホーム柵の整備に要する経費

*補助率：補助対象経費の1/3以内

（基本構想の生活関連施設に位置付けられた事業は1/2以内）

○ 県補助金（鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金）

*補助対象駅：以下の要件に該当し、知事が特に認めるもの

- ・1日の利用者数が10万人以上の駅
- ・病院、社会福祉施設、特別支援学校等の最寄り駅
- ・他の路線との乗換客が多い等、駅の利用状況から特に設置が必要と認められる駅

*補助対象経費：鉄道事業者または市町村が設置するホームドア設備整備に対する市町村の実負担額（限度額あり）

*補助率：補助対象経費の1/2

【例：ホームドアの補助イメージ（10両編成対応ホーム）】

①JRで料金制度を活用する区間の駅

料金徴収 1億800万円(3/5)	事業者 3,600万円 (1/5)	市町村 3,600万円(1/5)	
		市町村 自主財源 (1/10)	県補助金 (1/10)

②料金制度活用区間外の駅

事業者 6,000万円(1/3)	国庫補助金 6,000万円(1/3)	市町村 6,000万円(1/3)	
		市町村自主財源 (1/6)	県補助金 (1/6)

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(12) 千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 千葉港千葉中央地区における港湾計画に基づく埠頭再編に必要な大規模で高度な技術を要する大水深岸壁等の港湾施設について、国において整備を推進すること。
また、埠頭再編にあたり県が実施する港湾施設等の整備に必要な予算を十分確保すること。
- 2 災害発生時における緊急物資輸送等を円滑に行うためには、港湾を核とした海上支援のためのネットワークを形成することが重要であることから、防災拠点となる耐震強化岸壁の整備を推進すること。

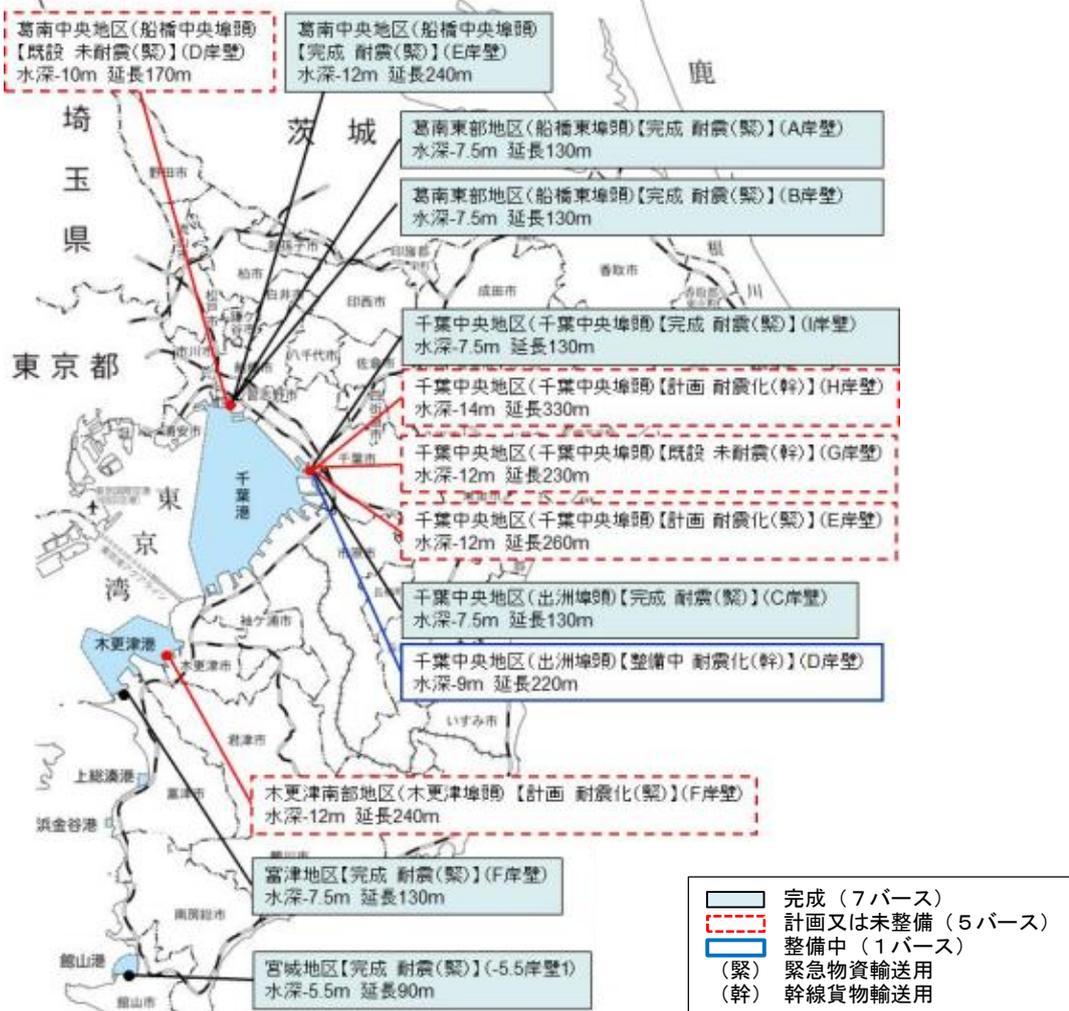
【直面している課題・背景】

- 千葉中央地区では、コンテナ、完成自動車、一般貨物、RORO 貨物を取扱っており、各船舶が利用する岸壁や荷捌き地の配置が混在しているほか、船舶の大型化に伴うバース延長の不足やコンテナ取扱能力が上限に達していることからコンテナターミナルのヤードが不足している状況にある。
これらの問題や課題を解消するための埠頭再編において、計画に位置付けられている港湾施設のうち、大規模で高度な技術を要する大水深岸壁等の施設については、令和2年度にその一部が国により事業化されたところであり、残る施設についても国による早期整備が必要である。
埠頭再編にあたり県が整備する港湾施設等についても、直轄事業による整備と同時に進めていくため、その予算の十分な確保が必要である。
- 「令和6年能登半島地震」では、陸路が寸断された地域が、半島部という条件不利地域であったことから、港湾を通じた被災地支援活動が行われ、海上輸送の重要性が再認識されている。
大部分が半島部である本県においても、各港湾が円滑な海上支援ネットワークを形成し、災害発生時に緊急物資等の受入れや輸送の拠点として機能を速やかに、かつ、確実に確保することが重要であるため、大規模で高度な技術を要する「耐震強化岸壁」の国による早急な整備が必要である。

【参考】千葉港港湾計画改訂に基づく埠頭再編内容



【参考】県内港湾における耐震強化岸壁の整備状況



令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(13) 洋上風力発電事業における名洗港の活用に向けた整備の推進

提案・要望先 内閣府 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】

洋上風力発電事業における名洗港の活用に向けた整備の推進

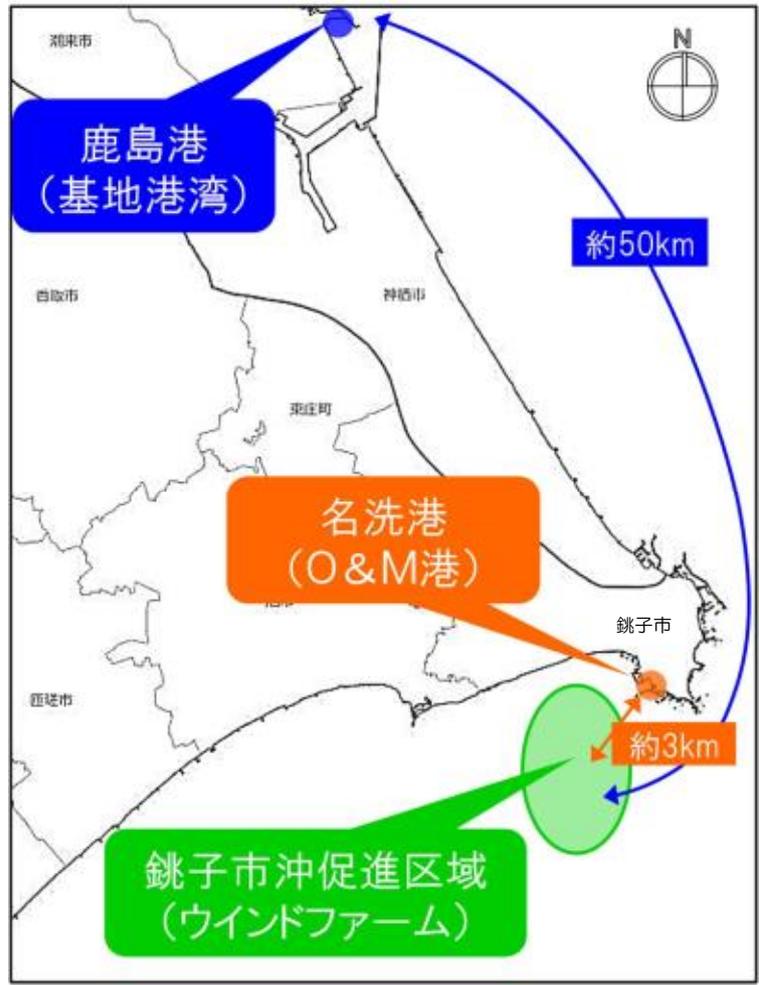
【具体的な提案・要望内容】

国策として進められる銚子市沖洋上風力発電事業の導入に際して、維持管理の拠点として利用され、重要な役割を果たす名洗港の整備に必要な予算の確保及びGXの推進に資する事業として、O&M港の更なる機能強化に向けて支援すること。

【直面している課題・背景】

- カーボンニュートラルの実現に向けた国策の一つとして進められている洋上風力発電事業において、基地港湾の規模を有しないものの促進区域に近接する港湾は、O&M*港として洋上風力発電施設の安定的な維持管理を実現する重要な役割が期待される。
※O&M：オペレーション&メンテナンスの略。風車の運転管理・維持管理のこと。
- 地方港湾である名洗港は、銚子市沖促進区域に近接することから発電事業者よりO&M港として利用する意向が示され、洋上風力発電設備の運転期間である数十年間にわたり継続的に利用されることとなる。
- 名洗港周辺への維持管理のための人的・物的拠点等の設置による経済波及効果や洋上風力発電事業による新たな観光スポットと既存の地域観光資源と融合させることで更なる観光振興が期待され、銚子地域全体の活性化が見込まれる。
- 名洗港の整備については、令和5年度から地方創生港整備推進交付金事業として新規採択されたところであり、銚子市沖洋上風力発電事業の令和10年9月に運転開始となるスケジュールに支障が出ないよう、名洗港の防波堤等を短期間で確実に整備するため、引き続き十分な予算の確保が必要である。
- GXの推進に資する洋上風力発電の導入促進においては、国が指定する基地港湾だけではなくO&M港も含めた機能全体を考慮した整備を進める必要があることから、国においてO&M港のあり方を検討し、名洗港整備における更なる支援が不可欠である。

【参考】 銚子市沖洋上風力発電事業における
基地港湾とO&M港の役割分担



	基地港湾(鹿島港)	O&M港(名洗港)
用途	大型資機材の保管・組立 風車部品の検査	作業員の陸上準備・陸上補修・検査作業 工具類・油脂類・補修部品(小型)の保管
取扱品目	ナセル・ブレード・タワー等	工具、油脂類、日常補修部品(ボルト等)、 風車・ケーブル補修部品(制御盤、ジョイント等)
利用船舶	自己昇降式作業船(SEP船) ケーブル敷設船等	人員輸送船(CTV) 小型作業船(クレーン付き台船、引船等)

港湾	役割	2027	2028	2029	...	2051	2052
鹿島港	基地港湾	建設工事			■ ■ ■		撤去工事
名洗港	建設補助			大規模メンテナンスで使用			
	維持管理	運転開始					運転終了

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(14) 利根川及び江戸川の治水対策の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部、農林水産部



【提案・要望事項名】 利根川及び江戸川の治水対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 安全な県土の形成のため、令和元年東日本台風で浸水被害があった利根川下流部における無堤区間の築堤及び河道掘削を更に推進するとともに、人口が集中する東葛飾・葛南地域における江戸川の堤防整備等を早急に進めること。
- 2 印旛沼流域全体の治水安全度の向上のため、排水流路となる長門川及び印旛放水路の着実な改修に向け、必要な予算を措置すること。併せて印旛沼から利根川、東京湾へ排水する印旛機場、大和田機場の排水能力増強を検討すること。
- 3 利根川河口部での津波・高潮・洪水対策について、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に位置付けを行い、必要となる整備を実施すること。
- 4 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に位置付けられた、印旛沼を調節池として活用した放水路を整備するための調査及び検討にあたっては、丁寧に地域の意見を聞きながら進め、必要となる整備を実施すること。

【直面している課題・背景】

- 利根川については、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に基づく無堤区間の整備を早急に進める必要がある。また、漁港区域を含む利根川河口部右岸（約4 km）は東日本大震災では津波、令和元年東日本台風では洪水被害を受けているが、堤防整備の対象区間となっていないため、国が設置した利根川河口部の改修協議会において検討や調整を行い、河川整備計画に位置付け、整備を早期に実施する必要がある。
- 江戸川については、堤防断面不足箇所等の堤防整備について、東京都及び埼玉県側（右岸側）に比べ、千葉県側（左岸側）の整備が遅れていることから、千葉県側（左岸側）についても早期整備が必要である。
- 印旛沼流域では、令和元年10月25日の大雨や、令和5年9月の台風第13号の接近に伴う大雨により、流域では多くの浸水被害が発生した。浸水被害を軽減するには、排水流路としての、県で実施している長門川及び印旛放水路の整備を推進する必要がある。
また、印旛機場や大和田機場を増強することにより、印旛沼から利根川や東京湾への排水能力の向上を図る必要がある。

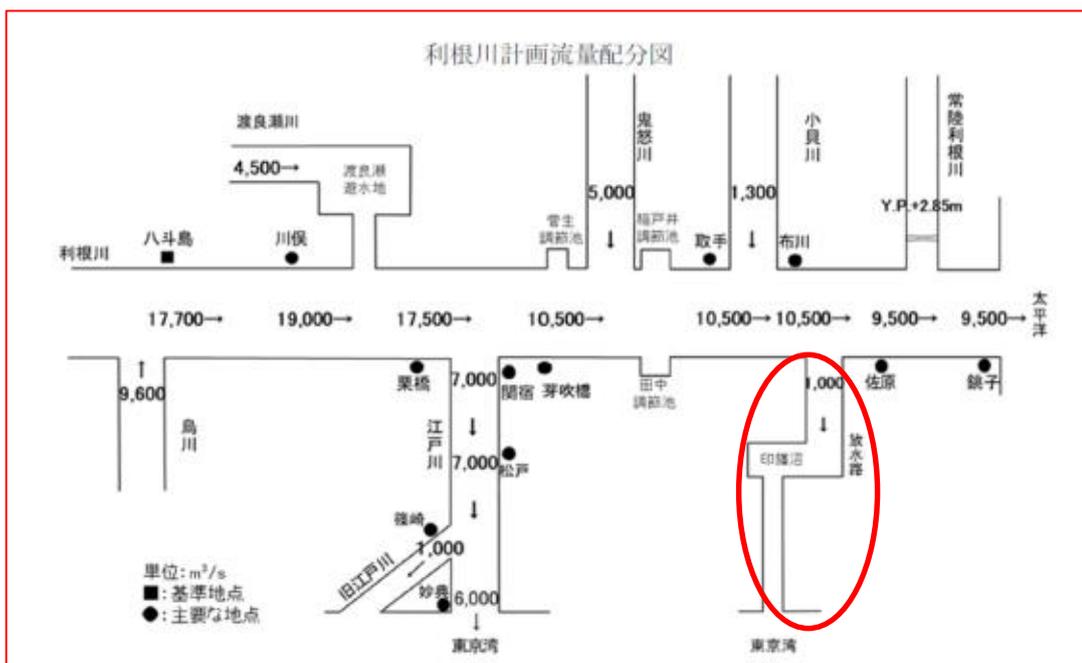
- 印旛沼を調節池として活用した放水路については、これまで「利根川水系河川整備基本方針」にのみ位置付けられていたが、令和7年3月27日に変更された「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に、「印旛沼を調節池として活用した放水路を整備するための調査及び検討を行うものとする。検討にあたっては、印旛沼の水質改善対策や周辺の内水対策にも配慮する。」と、初めて調査及び検討が位置付けられた。
- この位置付けについては、印旛沼流域の地元市町長で構成される「印旛沼関連事業市町連絡会議（成田市長・佐倉市長・印西市長・酒々井町長・栄町長）」が、国及び県に対し、毎年、放水路整備について要望を実施していたものであり、地元の関心も高い。

【参考：利根川水系河川整備基本方針（R6.7）（抜粋）】

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

ア 災害の発生の防止又は軽減

利根川本川においては、(中略) 印旛沼を調節池として活用した放水路を整備する。なお、整備にあたっては、関係機関と連携・調整を行い、印旛沼の水質改善対策や周辺の内水対策にも配慮する。



(上図は河川整備基本方針の流量配分図)

※利根川から印旛沼を経由して東京湾へ抜ける放水路が位置付けされている)

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(15) 社会資本の適正な維持管理

① 社会資本の整備や老朽化対策等の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 ① 社会資本の整備や老朽化対策等の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 大規模自然災害から生命・財産を守り、防災上必要である重要インフラ等の機能強化を図るため、新たな国土強靱化実施中期計画においては、現行の対策を大きく上回る必要な事業・予算規模で策定し、今後の人件費等の高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。
- 2 社会資本の整備及び施設の老朽化対策等を着実に進めるため、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保すること。
- 3 国庫補助・交付金の対象外となっている港湾施設や河川管理施設などの定期点検に係る費用について、施設の適切な維持管理を着実に実施するため、国庫補助・交付金の対象とすること。

【直面している課題・背景】

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、強靱化対策に取り組んでいるところであるが、対策期間が令和7年度で完了することから、新たに策定される国土強靱化実施中期計画においては、現行の対策を大きく上回る必要な事業・予算規模で策定し、今後の人件費等の高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保する必要がある。
- 千葉県ではこれまでの公共投資により、ストック効果が着実に現れてきているものの、その効果を更に広く県内へ波及させていくために必要な国県道や、安全安心な生活を支える河川や港湾、公園などの社会資本整備はいまだ十分ではない状況であり、引き続き、生産性の向上を導くストック効果の高い公共投資が必要である。
- また、高度経済成長期に建設された道路、河川などの社会資本の老朽化が急速に進んでいる中、施設ごとに長寿命化計画を策定し、事後的な修繕・更新から予防的な修繕への転換に取り組んでいるところであり、引き続き、予防保全型の老朽化対策を着実に進めるため、予算の安定的・持続的な確保が必要である。
- 県が管理する多数の港湾施設や海岸保全施設、河川管理施設、公営住宅の定期点検は、国庫補助金や社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の対象外となっているが、着実に実施するためには、国の財政支援が必要である。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(15) 社会資本の適正な維持管理

② 河川・海岸管理施設の維持管理・更新の推進

提案・要望先 国土交通省、総務省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 ② 河川・海岸管理施設の維持管理・更新の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 排水機場等河川・海岸管理施設の適正な維持管理、更新のための安定した予算確保を図るとともに、補助事業採択基準を引き下げ、費用負担の軽減を図ること。また、施設の耐震化を図るため、耐震対策に係る事業を創設するなど財政支援を講じること。
- 2 水防上重要な堤防や護岸、河川トンネル等の河川・海岸管理施設及び河道、の点検、維持修繕について財政支援を講じること。
- 3 適正な河川機能の確保や災害発生予防・拡大防止のため、「緊急自然災害防止対策事業債」の事業期間を延長すること。

【直面している課題・背景】

- 県で管理している排水機場、水門等は人口が集中する北西部に多く、半数程度の施設は、既に耐用年数を超過している状況であり、今後、維持管理及び更新に要する費用の増大が懸念される。

令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」の分野について、取組の更なる加速化・深化を図ることとしており、県においても排水機場等の更新等について、重点的に対策を講じる必要がある。

- 国では、県において長寿命化計画を策定したもので、延命化に必要な費用が一定額以上である施設を補助対象要件（河川メンテナンス事業は概ね4億円以上、海岸メンテナンス事業は5千万円以上）に排水機場等の延命化を実施しているが、多額の費用を要しており、これらを確実に進めるため、財政支援が必要である。また、県管理河川には補助対象とならない比較的小規模な施設が多いことが課題となっており、適切な維持管理を行うため、財政支援が必要である。

また、当県で管理する排水機場や水門の多くは、昭和40～50年代に設置されており、震災時においても、施設の機能を確保するため、現行基準により耐震性能を照査し、必要に応じて耐震補強工事を行う必要があることから、新たに耐震対策に係る事業を創設するなど財政支援が必要である。

- 平成25年12月に河川法、平成26年6月に海岸法が一部改正され、河川・海岸管理施設の維持又は修繕の義務が明確化されたこと、法改正に伴い技術的基準等が定められ、河川・海岸管理施設の点検を適切な時期に行うこと等が明確化されたことなどから、施設の点検や維持修繕等を適切かつ確実に実施するため、財政支援が必要である。
- 令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、社会経済活動に大きな影響をもたらしている。本県においても、国分川分水路（約3km）、小野川放水路（約1.3km）等の河川トンネルを有しており、これらの施設にかかる施設の点検や維持修繕等を適切かつ確実に実施するため、財政支援が必要である。
- 令和3年度より、国で創設された緊急自然災害防止対策事業債を活用し、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、国庫補助の要件を満たさない河川改修（総事業費10億円未満の一級、二級河川の改修）や準用河川の改修等を実施している。当該事業債の事業期間は令和7年度までであるが、今後も河川改修等を継続的に実施していく必要があることから、事業期間の延長が必要である。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(15) 社会資本の適正な維持管理

③ 上下水道施設の老朽化対策の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部、県土整備部、企業局



【提案・要望事項名】③ 上下水道施設の老朽化対策の推進【新規】

【具体的な提案・要望内容】

高度経済成長期に整備された上下水道施設の老朽化が進み、大規模漏水や道路陥没を伴う事故が発生していることを踏まえ、以下のとおり要望する。

- 1 上下水道施設の老朽化が加速度的に進む中、事故が発生した場合の断水や下水道の使用制限等による生活及び経済活動への影響を踏まえ、上下水道施設の老朽化対策を国土強靱化実施中期計画に位置付け、継続的かつ安定的に老朽化対策の取組が実施できるよう必要な予算を確保すること。
- 2 上下水道の施設整備に係る交付金制度である「防災・安全交付金」において、上水道における「老朽管更新事業」の時限措置の撤廃や採択要件の緩和を図ること。
- 3 管路の点検について、上下水道それぞれの特性を踏まえ、老朽化や漏水の状況等を適切に把握するための判断基準や効果的な手法等を示すこと。
- 4 老朽管路や漏水、地下空洞等を的確に把握し、効率的かつ確実な更新事業を実施していくため、デジタル技術を活用した維持管理・点検手法の導入を支援すること。
- 5 上下水道に関わる技術職員が不足し、老朽化対策や耐震化などの施設整備、日々の維持管理・点検に支障を生じかねない状況にあることから、上下水道事業者の技術職員の人材育成・確保を支援すること。

【直面している課題・背景】

- 令和7年1月に埼玉県八潮市で下水道管の破損が原因と考えられる道路陥没事故が発生したほか、千葉県内でも老朽化した水道管や下水道管の破損による漏水や陥没が多発している。
- 令和5年度末時点における県内の水道管の総延長は約29,400kmで、そのうち法定耐用年数の40年を超過している管路は約3割にあたる約9,300kmで年々増加傾向にある。
また、下水道管についても、県が管理する流域下水道の管路約344kmのうち法定耐用年数50年を超過している管は約1割にあたる約41kmあり、上下水道の老朽化した管路の更新が十分でない状況となっている。

- 管路をはじめとした上下水道施設の更新には、多額の費用が見込まれることから、継続的かつ安定的に老朽化対策に取り組むため、国が現在、策定に取り組んでいる「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の後継にあたる国土強靱化実施中期計画に位置付け、必要な予算を安定的に確保する必要がある。
- 管路の補助事業について、上水道では防災・安全交付金の水道総合地震対策事業が創設され、導水管・送水管に加え「上下水道耐震化計画」に位置づけた避難所等の重要施設に接続する配水管も対象となり、採択要件も緩和された。
しかしながら、それ以外の配水管は、同事業の対象外であり、従来の補助事業で実施する場合は水道料金の要件を満たす必要があるなど、依然として補助対象が限定的であるため、管路の更新を進める上での支障となっている。
管路の老朽化による漏水や陥没事故等は、基幹管路や重要施設に接続しない配水管であっても防ぐ必要があることから、水道事業者が重要度や老朽度等を踏まえ策定した計画に基づく更新事業については、時限措置や水道料金等に係る要件を緩和し、積極的に管路更新を支援していく必要がある。
- 老朽化による漏水や陥没事故等を未然に防ぐには、管路の定期点検が重要になるが、地下に埋設されていることから、その手法は限られる。
また、上下水道の管路は、それぞれ材質、埋設場所や深さ、使用に係る管路への負荷、劣化進度等が異なることから、事故の予兆を的確に把握するためには、上下水道それぞれの特性に応じた判断基準や、効果的な点検手法を事業者を示す必要がある。
- 近年、上下水道事業者における技術職員の不足が深刻化しており、県内事業者においても老朽化対策や耐震化に係る施設整備を進めるための技術者を確保できない、日々の運営管理や維持管理業務に追われている、といった声が多く寄せられている。
こうした状況下において、効率的かつ的確に管路の老朽化や漏水、地下空洞の状況を把握するための手法として、人工衛星やA I等のデジタル技術を活用した維持管理・点検が、業務の省力化や人材の有効活用に効果的と考えられることから、その効果的な手法等を事業者に周知するとともに、導入に係る支援の充実を図る必要がある。
- また、上下水道施設の老朽化対策や耐震化などの施設整備や維持管理・点検業務を担う技術職員を安定的に確保するため、上下水道事業者の技術職員の確保及び育成に係る支援の充実を図る必要がある。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(16) 九十九里浜における侵食対策の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 九十九里浜における侵食対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 九十九里浜の侵食対策は、防護・利用・環境の観点から国土保全上特に重要なものである。九十九里浜（60 km）において離岸堤などの施設整備と養浜を組み合わせた侵食対策をより一層推進するため、必要な予算を確保すること。
- 2 また、九十九里浜侵食対策事業は広範囲にわたり、事業規模が大きいことから、国の直轄事業化について検討すること。

【直面している課題・背景】

1 九十九里浜侵食対策事業の予算確保について

- 九十九里浜では、沿岸漂砂の減少や地盤沈下等により海岸侵食の範囲が拡大し、越波等に対する防護レベルの低下や、砂浜喪失による海水浴場の閉鎖、動植物の生息環境の喪失など、防護・利用・環境の面で深刻な影響が生じている。特に、南九十九里浜（片貝海岸（九十九里町）～一宮海岸（一宮町））では、近年は台風に伴う波浪等により、各所で大規模な浜崖が発生するなど、著しい砂の流出による防護レベルの脆弱化が進み、さらに、海浜空間の消失により地域の活力が低下している。
- 九十九里地域では、天然ガスかん水の汲み上げによる天然ガスやヨウ素の採取が地域の重要な産業となっている一方で、地盤沈下の要因の一つとなっていることから、県と天然ガス採取企業各社で協定を結び、更なる地盤沈下の防止・抑制を目指しているところである。
- 県では、令和2年7月に「九十九里浜侵食対策計画」を策定し、九十九里浜全域を対象とした侵食対策に取り組んでいるが、計画どおりに対策を進めるため、予算の確保が必要である。

2 九十九里浜侵食対策事業の国の直轄事業化について

- 海岸法第6条では、「工事の規模が著しく大であるとき」は、海岸管理者に代わって事業を行うことができるとなっている。当該事業は、九十九里浜60 kmと広範囲にわたり、340億円という大規模な事業であることから、要件を満たすと考えている。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(17) 水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充

提案・要望先 総務省、国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】 水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充

【具体的な提案・要望内容】

1 地域の実情に応じた水道事業の統合・広域連携を着実に推進していくために、防災・安全交付金（水道事業運営基盤強化推進事業）の採択基準について、以下の見直しを行うこと。

(1) 広域化事業については、以下の見直しを行うこと。

ア 統合までの協議時間を確保するため、令和16年度までとしていた時限を令和21年度まで延長すること。

イ 全体計画は原則10年間としているところ、統合基本計画の計画期間内の任意の10年間を交付対象として選択できるようにする等、柔軟な運用に配慮すること。

ウ 2事業間の事業統合や経営の一体化も交付対象とすること。

(2) 水道施設共同化事業については、「令和6年度以降は新規採択を行わない」こととされたが、従前どおり交付対象とし、事業統合や経営の一体化を伴わない施設の共同化についても交付対象とすること。

2 水道事業の統合・広域連携の推進に必要な予算の確保

地域の実情に応じた水道事業の統合・広域連携を着実に推進していくため、要望額に対して満額交付できるよう、必要な予算を確保すること。

【直面している課題・背景】

1 防災・安全交付金の採択基準の見直し

(1) 広域化事業について

○ 本県の水道事業体は、設立経緯や地理的要因などから、令和7年4月1日現在41の水道事業体があり、湾岸エリアを全国第三位の規模の県営水道が担うほか、他の地域では、小規模な事業体が担っている。

県内水道事業体の多くは、人口減少に伴う有収水量の減少が見込まれる中、施設の老朽化対策や耐震化、技術職員の確保など単独事業体では対応困難な課題に直面しているため、本県では、千葉県版水道ビジョンや千葉県水道広域化推進プランに基づき、県内水道事業体の統合・広域連携を推進している。

先行して協議を進めた九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合では、施設整備計画の期間を20年間とし、統合を契機に、

約765億円を投じ、老朽化対策や耐震化を加速することとしているが、施設の大規模更新・統廃合は30年後を想定していることなどから、原則10年間の計画期間で令和16年度までの時限事業である「防災・安全交付金（水道事業運営基盤強化推進事業）【広域化事業】」（以下「交付金」という。）を最大限活用することができない状況であり、同区域内の末端給水事業体での統合協議においても、同様の状況が生じている。

また、九十九里地域・南房総地域で統合協議が進んだことから、他の地域においても検討の機運が醸成されつつあるが、統合・広域連携の効果の発現に更なる遅れが懸念されるほか、検討状況に差異が見られ、広域化事業の採択基準である「3事業体以上での事業統合等の方針を明示している場合」を満たすことが困難な状況であり、引き続き、地域の実情にあった統合・広域連携の検討を促進していくためには、2事業体間での事業統合や経営の一体化も交付対象とするなど選択肢を増やすことが必要である。

（2）水道施設共同化事業について

- 千葉県水道広域化推進プランにおいて、各地域の実情に応じた末端給水事業体の統合・広域連携の推進方針等を取りまとめたところであるが、事業体間の格差が大きく、早期の統合が困難な場合、施設の共同化から検討を始めている地域もある。

施設の共同化は、施設の廃止・ダウンサイジング等による事業運営の効率化や共同化をきっかけとした今後の統合等の段階的な推進にも資することが想定されるが、施設整備費が高額となり財源の確保が不可欠である。

なお、水道施設共同化事業については、広域化事業と異なり、「運営基盤強化等事業」の対象とならないことから統合と広域連携との差別化を図ることもできる。

2 水道事業の統合・広域連携の推進に必要な予算の確保

- 急速な人口減少に伴う有収水量の減少、老朽化した施設・管路の更新や耐震化への対応などにより、水道事業を取り巻く状況は急速に厳しさを増しており、経営基盤の強化を進める必要があるが、個々の水道事業体の取組では限界があるため、統合・広域連携の検討が進んでいる水道事業体では、持続的・安定的な経営の確保に必要な施設整備を統合基本計画に位置付けている。

今後、統合基本計画に基づき、必要な施設の整備を着実に進めていくため、要望額に対して満額交付ができるよう、予算の確保が必要である。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

4 社会資本の充実とまちづくり

(18) 工業用水道施設の更新・耐震化に対する支援の拡充

提案・要望先 経済産業省

千葉県担当部局 企業局



【提案・要望事項名】 工業用水道施設の更新・耐震化に対する支援の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 工業用水の安定給水の確保にとって喫緊の課題である工業用水道施設の更新・耐震化の取組を加速させるため、必要な予算を長期に渡り確保すること。
- 2 予算化に当たっては、工業用水事業費補助金の補助対象の拡充や補助率の嵩上げと併せて、複数年度に渡る事業が継続して採択されるよう、補助事業の採択条件に配慮すること。
- 3 また、ウォーターPPPの導入を補助金の採択要件から撤廃すること。

【直面している課題・背景】

- 本県の工業用水道は、京葉臨海地域等に進出する鉄鋼、石油、電力等、本県の経済をけん引するとともに、近県へのエネルギー供給等の重要な役割を担う約280の企業に対し、工業用水を安定的に供給する重要な役割を担っている。
- 本県の工業用水道施設の多くは、建設後50年近くが経過して施設の老朽化が進んでおり、耐震化率は管路が約57%、浄給水場の土木施設が約34%と低い状況である。
- 近年、令和元年房総半島台風や令和6年能登半島地震など、自然災害が激甚化、頻発化していることから、今後も工業用水を安定的に供給するため、早急に施設の更新・耐震化を進めていく必要がある。
- このため、工業用水道施設の中長期的な更新・耐震化の計画を策定し、国の補助金を活用しながら、施設の更新・耐震化を計画的に進めているところ。
- しかしながら、国の補助金の予算が十分ではないため、全国の工業用水事業体で分け合う状態が続いており、優先度が高い事業であっても採択を受けられない場合がある。
- 加えて、平成28年度に補助金交付要綱が改正され、「補助事業の採択条件」の事業期間が「10年以下」から「1年」に見直しされたため、複数年度にわたり実施する事業への補助が継続されない場合があり、事業の継続実施に大きな支障が出ている。
- さらに、令和3年度の補助金交付要綱の見直しにより、補助金の対象が国土強靱化に係る耐震化や浸水対策、停電対策等に限定され、老朽化による施設の更新が補助対象外となったため、ポンプ施設等の工業用水道事業に不可欠な施設に係る更新計画の変更を余儀なくされている。

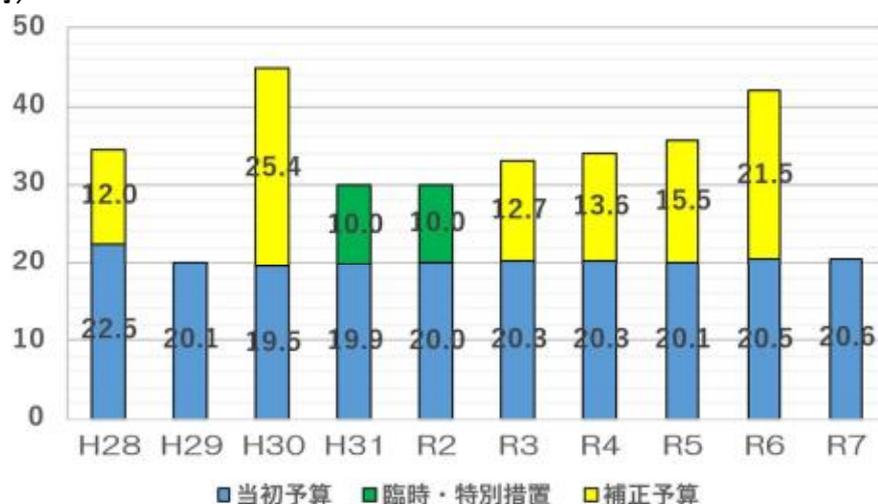
- また、補助対象となる施設であっても、補助金の補助率は30%以内であり、国土交通省の下水道事業に係る交付金の交付率50%と比べると低くなっている。地区によっては補助率が15%となる場合もあり、整備促進を図っていく上での支障となっている。
- ウォーターPPPについては、官民連携による経営の効率化を図る新たな手法として取組を始める事業者もある。一方で、工業用水道事業は、地域性や受水企業の業種や規模、施設の規模や老朽化の状況、耐震対策の進捗等、事業者ごとに取り巻く環境が様々であり、ウォーターPPPの導入の判断は、各事業者によって異なるものであることから、個々の事業者の状況に配慮する必要がある。
- 経営の安定化を図りつつ、安定給水に不可欠な施設の強靱化を推進していくためにも国による補助は不可欠であり、当該補助金と直接関係のないウォーターPPPの導入を採択要件とすることは、適当ではない。

(参考)

1 工業用水道事業費補助金の推移

近年の工業用水道事業費補助金の推移（補助採択ベース）

(億円)



2 工業用水道事業費補助金の補助率 ※事業及び地域により補助率が決定

補助率	事業・地区	本県地区
30%	地盤沈下対策・その他の地域	東葛・葛南地区
22.5%	基盤整備・その他の地域	北総地区等
15%	基盤整備・四大工業地帯	千葉地区等

Ⅲ 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

1 医療提供体制の充実と健康寿命の延伸

(1) 医師・看護職員の養成・確保対策の推進

提案・要望先 総務省、文部科学省、厚生労働省
千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 医師・看護職員の養成・確保対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 医師確保対策について、県が地域の実情を踏まえて主体的に実施できるよう、地域医療介護総合確保基金等の財政措置の拡充と柔軟な運用を行うとともに、将来にわたって十分な財源を確保すること。
- 2 要望のある自治体については、自治医科大学の入学枠が3名以上となるよう、入学定員の増員をさらに図ること。
- 3 医学部の臨時定員増について、県の実情を踏まえた地域医療対策協議会における協議の結果を尊重し、恒久定員内の地域枠の設置を要件とすることなく地域枠の申請を認めること。
- 4 医師臨床研修の制度運用に当たっては、本県が医師少数県であることを踏まえ、更なる医師の地域偏在の改善につながるよう、国としても都道府県別募集定員上限を増員すること。
- 5 医師の地域偏在対策に当たっては、医師需給推計や医師偏在指標等の算定方法等の再検証を行い、地域の実情を十分に踏まえた上で、実効性のある対策を行うこと。
- 6 医師の診療科偏在対策について、専門研修の領域別・都道府県別の定員設定を行うよう日本専門医機構に強く働きかける等、実効性のある仕組みを構築すること。
また、新専門医制度について、県の意見を制度運営に反映するよう、日本専門医機構に積極的に働きかけること。
- 7 医師の働き方改革の推進について、医療機関や県の取組を支援し、診療報酬の改善や国民に対する上手な医療のかかり方に関する啓発を行うなど、国も役割を積極的に果たすこと。
- 8 看護職員確保対策として、看護職員の職場環境整備や再就業支援、看護師等養成所の教員確保において実効性のある仕組みを構築すること。
- 9 災害支援ナースについて、更新研修とは別に、登録者が知識や技術を維持するための研修を国の責任において実施すること。

【直面している課題・背景】

1・2 医師確保対策に係る財政支援・人的支援について

- 本県においては、医師数の多寡を示す医師偏在指標が全国38位である等、医師の絶対数の不足及び産科や小児科などの診療科偏在や地域偏在も続いていることから、医師の養成・確保は喫緊の課題となっている。
- 国においては、地域医療構想の実現、医師の偏在対策、医師の働き方改革を相互に関連するものとして、都道府県に対し各施策の実行と進捗管理を求めており、それに対応するためには、国からの十分な財政支援措置、人的支援、技術的支援が欠かせない。

3 医学部臨時定員増について

- 医師数の増加や偏在是正対策に大きな役割を果たしている医学部地域枠設定のための臨時定員増について、国は、令和9年度以降の入学定員の検討に当たって、地域における医師確保への大きな影響が生じない範囲で適正化を図っていく方針を示した。
- 本県の地域医療対策協議会において、地域で必要な医師を確保するために地域枠医師への期待は大きく、今後もその確保が重要である。暫定的な増員措置を一律に終了してしまうことは、地域枠の設定を取りやめる大学も出てきかねず、必要な取組を後退させることにつながる。

4 医師臨床研修の募集定員の増員について

- 医師少数県である本県にとって臨床研修医の確保は、本県全体の医療提供体制を確保するという観点から非常に重要な施策であるが、各都道府県における臨床研修医の募集定員数は、国が設定しているところ、令和9年度以降の配分において、本県が医師少数県であることや都道府県別定員上限に対する充足状況など、地域の実情を勘案し、令和9年度以降の県上限数について、増員いただく必要がある。

5 医師の地域偏在対策について

- 国は令和6年12月に医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージを策定し、総合的な医師偏在対策を推進していくとしたが、制度の詳細は令和8年度予算編成過程において検討するとされている。
- また、規制や支援については、医師需給推計や医師偏在指標等、国の推計に基づき実施されることから、その算定方法等について、引き続き検証を行うとともに、地域の実情を十分に認識した上で、実効性のある取組を行っていただく必要がある。

6 医師の診療科偏在対策について

- 診療科偏在の是正に向けて、令和2年度の専門研修開始者から、一部の都道府県・診療科の募集定員についてシーリングが設定されたが、偏在解消が一層促進されるよう、更なる取組が必要である。
- 専門医制度の仕組みが円滑に運用されるためには、地域医療へ配慮した養成プログラムであることや、専門医を適正に配置させることが重要である。医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合には、国が都道府県の意見を聴いた上で、機構に意見できることとされているが、機構には意見を反映させる努力義務が課せられているに過ぎないことから、都道府県の意見がしっかりと反映されるよう実効性のある仕組みが必要である。

7 医師の働き方改革の推進について

- 医師の時間外労働に対する上限規制が開始されたが、県としては、働き方改革の推進と地域医療の確保が両立されるよう、上限規制開始後も医療機関への実効性のある支援等の取組を行う必要があると考えており、そのためには国からの十分な支援が欠かせない。また、都道府県と医療関係者だけの取組では限界があることから、国の制度的な対応や、広く国民に向けた啓発等、国においても積極的に対応していただく必要がある。

8 看護職員確保対策について

- 看護職員については、対人口10万人当たりの人数が989.8で全国45位と低い順位であり、医師養成・確保同様に課題となっている。
- 国の需給予測によると令和7年度には約8,900人の看護職員の不足が予測されており、職場環境を改善し、看護職員が長く勤務できる体制を整備する必要がある。併せて再就職支援として潜在看護師に働きかける更に実効性のある仕組みを構築していただく必要がある。
- 看護師等養成所における教員については、養成所の課程・規模に応じて一定の専任教員数を確保する必要があるが、本県においては、複数の養成所において教員数の要件を満たしていない事例がある。一方、県が実施する看護教員養成講習会は定員未充足の状況が続いている。そこで、受講者やその所属の負担感を軽減するため、eラーニング活用可能な科目を増やすなどの教員養成講習会カリキュラムの見直し等、働きながら講習会を受講しやすくする実効性のある仕組みを構築していただく必要がある。

9 災害支援ナース登録者に対する研修の実施について

- 災害支援ナースについては、令和6年4月1日から施行された改正医療法により、災害等発生時に医療機関や被災自治体等から災害支援ナースの派遣要請があった際、都道府県は協定締結医療機関と調整の上、派遣を行うこととなった。災害支援ナースの養成研修及び登録については国が行うこととされており、養成研修は令和5年度から開始している。
- 一方、登録の更新は5年ごとに行うこととされており、登録の更新にあたっては、国が実施する更新研修に1回以上参加する必要があるとされているが、登録者が災害支援ナースとしての知識や技術を維持するためには、更新研修を待たずに定期的な研修や訓練を実施していただく必要がある。

Ⅲ 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

1 医療提供体制の充実と健康寿命の延伸

(2) 医療体制の充実

提案・要望先 厚生労働省、総務省
千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 医療体制の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 診療報酬については、医療関係者の意見を丁寧に聴取の上、物価高騰などの社会情勢の変化を踏まえ、医療機関の運営に支障がないよう見直しを行い、持続可能な医療体制の確保を図ること。
- 2 救命救急センター、小児救命救急センター及び周産期母子医療センター等の政策医療を担う医療機関に対し、物価高騰等の影響に対応できるよう、運営の実態に見合った地方交付税や補助金等の財政支援措置の充実を図ること。
- 3 ドクターヘリについて、運航に必要な備品等も補助の対象となるよう、制度の拡充を行うこと。加えて、国において行われているドクターヘリの夜間運航に対する検討を進め、必要な施策を推進すること。
- 4 夜間や悪天候時に運航が行えないドクターヘリの機能を補完するドクターカーの整備や運行に必要な費用に対する財政支援措置の拡充を行うこと。
- 5 医療提供体制推進事業費補助金や医療提供体制施設整備交付金、病床数適正化支援事業等の医療施設等経営強化緊急支援事業について、十分な予算の確保を行うこと。
- 6 施設整備に関して、資材高騰等による建設費の増大に対応できるよう、地方交付税や補助金等の財政支援措置の更なる充実を図ること。

【直面している課題・背景】

1 持続可能な医療体制の確保について

令和6年度の診療報酬の改定では、医療従事者へのベースアップのための項目が盛り込まれたものの、医療費本体部分については、物価高騰への対応ができない内容となっており、医療機関の経営に支障が出ていると各医療団体から厳しい声が噴出している。国民の命を守るためには、医療提供体制が維持できるよう、診療報酬制度の適切な見直しが必要である。

2 救命救急センター、小児救命救急センター及び周産期母子医療センター等への財政支援措置の拡充について

○ 重篤救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターや小児救命救急センター又はハイリスク妊産婦等を受入れる周産期母子医療センターは、専門知識を有する医師の配置や高度医療機器等の整備が必要であり、より不採算事業となりやすい。

- また、市町村等が実施する小児初期救急センターについても、体制確保が困難であることから、診療時間の短縮や診療そのものを休止する施設が見受けられる。
- これらの運営に対して、補助金や地方交付税等による財政支援措置が行われているが、経営の実態に見合っておらず、病院、市町村等の負担が課題となっている。

3 ドクターヘリに関する補助拡充及び夜間運航の検討について

- ドクターヘリについて、搭乗する医師・看護師が着用する装備、頻繁に入れ替えが必要な消耗品の整備等病院の負担が大きい。
- ドクターヘリの夜間運航については、国における「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」で主に安全面での課題の検討がなされており、引き続きその検討状況を注視していく必要がある。

<検討会で議論されている主な課題>

- ・ 民間事業者に係る財政負担と要員育成に対する国レベルの支援が必要
- ・ 運航可能な最低気象条件が昼間より厳しい
- ・ 現場直近の着陸は安全確保が困難なため不可能
- ・ 騒音対策（夜間は地域住民への配慮がより必要）等

4 ドクターカーの補助拡充について

ドクターヘリとともに患者の円滑な搬送や現場での治療を行うためのドクターカー（ラピッドカー含む）を救命救急センターで有しているが、補助対象額が見合っていない。

5 十分な予算の確保について

- 医療提供体制の充実・強化を図るため、医療機関の運営費や施設・設備整備費に対し支援を行う「医療提供体制推進事業費補助金」等について、医療機関から申請のあった基準額を満たしておらず、県では申請のあった各事業に対する補助金を減額等している状況にある。
- 具体的には救命救急センター運営事業、小児救命救急センター運営事業、周産期母子医療センター運営事業など計17事業が該当する。
- また、令和7年度に実施される医療施設等経営強化緊急支援事業において、病床数適正化支援事業の内示が示されたところであるが、全国から想定以上の計画が提出された結果、本県への内示額は事業計画額の2割以下となっている。

6 施設整備に関する補助について

インフレによる資材価格の高騰や労務単価の上昇により、医療機関の施設整備に係る建築費が高騰しており、補助の拡充や新たな支援を行うよう、市町村から要望されている。

<医療提供体制推進事業補助金（統合補助金）の要望額と内示の状況>

	要望額	内示額（内示額／要望額）
令和6年度	1,731,929千円	1,161,609千円（67.1%）
令和5年度	1,629,859千円	1,107,570千円（68.0%）
令和4年度	1,568,668千円	1,065,076千円（67.9%）
令和3年度	1,457,502千円	1,044,229千円（71.6%）
令和2年度	1,332,332千円	971,226千円（72.9%）

Ⅲ 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

1 医療提供体制の充実と健康寿命の延伸

(3) 効率的な医療提供体制の構築に向けた新たな地域医療構想の適切な見直し

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】

効率的な医療提供体制の構築に向けた新たな地域医療構想の適切な見直し

【具体的な提案・要望内容】

- 1 新たな地域医療構想における市町村の責務・役割を、医療法や介護保険法等の関係法令において明確に位置付けるなど整理すること。また、在宅医療や医療・介護連携等については、介護保険法における既存の取組等も活用しつつ、市町村が積極的に取り組むことができるようにすること。
- 2 構想策定後の病床機能の分化・連携に関わる進捗状況の検証を客観的に行えるよう、毎年度、国において、将来の病床の必要量の算定方法と整合の取れた定量的な方法で機能別病床数についての現状分析を行い、都道府県へ提供すること。
- 3 新たな構想における医療機関機能の報告に当たっては、地域における医療機関機能の明確化が図られるよう、都市部・郡部などの類型ごとに、各機能に求められる一定の実績等の基準を示すこと。

【直面している課題・背景】

1 新たな地域医療構想における市町村の責務・役割について

- 医療法や介護保険法等の関係法令において、新たな地域医療構想における市町村の責務・役割が明確に位置付けられるなどの整理がされない場合、市町村としても新たな構想に積極的に取り組む根拠がなく、具体的な取組につながらないことが懸念される。
- 新たな地域医療構想では、在宅医療や医療・介護連携等の構想区域・協議の場について、市町村単位等のより狭い区域で協議を実施することとされているが、本県には54市町村があり、都道府県が市町村単位等による数多くの会議の設置・運営を行うことには課題がある。
- 在宅医療や医療・介護連携等については、既に介護保険法に基づく「在宅医療・介護連携推進事業」において、各市町村が主体となって在宅医療と介護の提供体制の構築について関係者と協議がされており、そうした既存の取組も活用しつつ、各市町村等単位の協議における課題等について、都道府県が原則として2次医療圏ごとに設置する地域医療構想調整会議において報告・共有できる仕組みが求められる。

2 新たな地域医療構想における進捗状況の検証について

- 現行の地域医療構想においては、構想策定に当たって国から提供された平成25年度のNDB（National Database）等の各種データ（医療需要や患者流出入）に基づき入院や在宅医療に対する需要が推計されているが、その後の変化を把握するための同様のデータ提供はなく、進捗状況の検証が十分に行えない状況にある。
- なお、現行の地域医療構想において、国は、都道府県医師会などの医療関係者等と協議を経た上で、地域の実情に応じた定量的な基準を導入することを求めているが、全ての都道府県が導入しているわけではなく、定量的基準の算定方法が都道府県によって異なり、他県との比較も困難である。

3 医療機関機能報告について

- 新たに医療機関機能として設けられる高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能について、地域の実情に応じた幅をもった報告のあり方を設定するとしているが、基準が曖昧になることで実際には当該機能の実績が少ない医療機関からも報告され、地域における医療機関機能の明確化につながらない恐れがある。
- また、急性期拠点機能については、手術や救急医療等の医療資源を多く要する症例を集約化した医療提供を行い、地域における拠点としての役割・機能を担うものであるが、明確な基準が設定されない場合、実態として実績に乏しい医療機関からの報告が想定される。
- さらに、新たな地域医療構想等に関する検討会の取りまとめにおいて、医療機関機能報告の創設に伴い、医療機関機能の報告内容が実態に合わない医療機関に対して、都道府県は報告の見直しを求めるとあるが、都道府県が報告の見直しを求めるには定量的かつ明確な報告基準が必要である。

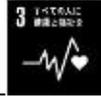
Ⅲ 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

1 医療提供体制の充実と健康寿命の延伸

(4) 新興感染症等に対応できる医療提供体制の確保

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 新興感染症等に対応できる医療提供体制の確保

【具体的な提案・要望内容】

- 1 新興感染症等の感染拡大時においても、感染症への対応と一般医療や救急医療などの地域医療との両立を図る医療提供体制を確保できるよう、医療機関等への財政支援など総合的な取組を推進すること。
- 2 季節性インフルエンザの流行時等、感染症患者数の増加により地域の高齢者の救急搬送が想定を超え一時的に集中した際には、患者の入院長期化に対する診療報酬等の取扱いについて、臨時的対応を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 新興感染症等の感染拡大時において、速やかに、一定の病床の提供、人材の確保ができるような医療提供体制とするには、医療機関の自主的な役割分担と連携への取組だけでなく、国による支援が必要である。
- 感染症法の改正（令和6年4月1日施行）により、各都道府県は、新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応に係る協定（病床/発熱外来/自宅療養者等に対する医療の提供/後方支援/人材の派遣）を締結することとなっており、感染症発生・まん延時に確実に稼働する医療提供体制を構築するため、協定締結医療機関に対する継続的な財政支援とともに、一般医療を担う医療機関等における感染対策に対する財政支援が必要である。
- また、外来感染対策向上加算の要件として、第二種協定指定医療機関のうち、発熱外来の協定締結医療機関が評価されることになったが、発熱外来を行わずに往診対応のみを行う医療機関についても加算を受けられるよう対象を広げることを検討いただきたい。併せて、協定締結医療機関のうち、現在報酬加算等のない訪問看護事業所への加算の新設も検討いただきたい。
- 高齢化の進展とともに、高齢の救急搬送患者数の増加が続く中、急性期病棟に入院した高齢者の一部で離床が進まないケースが報告されており、現在の診療報酬体系においては、基準の平均在院日数を超えると、特別入院基本料の算定に切り替わり、診療報酬の減額につながっている。
- 特に季節性インフルエンザ等の急激な感染者の増加時などでは、救急搬送の急激な増加が生じるため、実質的に患者の受入れを医療機関の費用持ち出しによって行わざるを得ない状況が生じることが課題となる。このため、こうした事態においては医療機関が救急患者の受入れに困難をきたすことがないよう臨時的な対応が必要となる。

Ⅲ 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

1 医療提供体制の充実と健康寿命の延伸

(5) 訪日外国人等への医療提供に係る支援

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 訪日外国人等への医療提供に係る支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 医療機関が、訪日外国人の患者を不安無く受け入れられるよう、入国に際して旅行保険等への加入を要請するなど、国において必要な取組を行うこと。
- 2 外国人の未払医療費を補助対象としている救命救急センター運営費補助事業（医療提供体制推進事業費補助金）について、必要な財源を十分に確保すること。

【直面している課題・背景】

1 訪日外国人の旅行保険加入促進について

- 訪日外国人旅行者の保険加入率は7割程度にとどまっており、医療機関側からは医療費の未払いについて問題視されている。
- 平成30年度に実施された「医療施設における未収金実態に関する調査研究」（厚生労働省委託事業）によれば、アンケートに回答した医療機関で訪日外国人を受け入れた医療機関は5割弱であり、そのうち未収金が発生している医療機関は約3割となっている。
- 今後、訪日外国人旅行者の増加が見込まれる中、予期せぬ病気やけがの際に不安を感じることなく医療を受けられるためにも、国において訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策の実施が求められている。

2 救命救急センター運営費補助事業の財源確保について

- 救命救急センター運営費補助事業では外国人医療費未収金の一部を補助しているが、当該補助事業を含む厚生労働省の「医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）」は、令和6年度の都道府県計画額に対する予算額が67.1%となっている。

【参考：H30年4月以降の訪日外国人の診療における医療費の未収の有無】

	回答機関	
	件数	%
1. ある	124	27.0
2. ない	313	68.0
3. 不明	19	4.1
4. 無回答	4	0.9

※ アンケート調査で回答のあった医療機関の内、訪日外国人診療を受けたことのある医療機関460の回答状況

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅲ 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

1 医療提供体制の充実と健康寿命の延伸

(6) 国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立

提案・要望先 厚生労働省、こども家庭庁
千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】

国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立

【具体的な提案・要望内容】

- 1 今後の医療費の増嵩を見据え、国民の保険料負担の平準化に向け、財政支援を行うとともに、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築するための財政基盤を国の責任において確立すること。
- 2 子どもに係る均等割保険料軽減措置について、対象範囲の拡大等を図ること。
- 3 重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対する医療費助成制度の地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額調整措置を全面的に廃止すること。

【直面している課題・背景】

- 国が公費支援の拡充を行い、都道府県が財政運営の責任主体となる国保の広域化が平成30年度から実施されたが、他の保険制度と比較すると、年齢構成が高く医療費水準が高いこと、所得水準が低いこと、所得に占める保険料の負担が重いことなどの国保の構造的な課題は全て解消したわけではない。
- 令和4年度から子どもに係る均等割保険料軽減措置が導入されたが、対象は未就学児に限定され、5割の軽減とされている。子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、対象範囲の拡大等を図ることが必要である。
- 地方の自主的な取組を阻害するとして廃止を要望していた、地方単独事業にかかる国保の減額調整措置については、令和6年度から子どもの医療費助成を対象とした措置は廃止されたものの、その他の措置は引き続き行われている。

【参考】国民健康保険一人当たりの医療費（全国、千葉県）

（円）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
全国	378,939	370,881	394,729	403,817	
千葉県	347,435	338,801	364,332	373,042	381,968

（出典）国民健康保険事業年報(国・県) [令和5年度は速報値]

Ⅲ 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

2 高齢者福祉と障害者福祉の充実

(1) 介護人材及び障害福祉人材の確保・定着対策の推進

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 介護人材及び障害福祉人材の確保・定着対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 介護職員の処遇については、これまでの介護報酬改定等により一定の改善が図られているが、全産業の平均に比べると依然として低い水準にあることから、処遇改善加算等の対象サービス・職種の拡大を含め、介護に携わる職員全体について、更なる処遇改善を図ること。
- 2 介護職への理解促進と魅力・やりがいの発信を様々なメディアを活用して実施し、学生や主婦、高齢者など多様な人材の確保に取り組むとともに、介護現場における職員の負担軽減と働きやすい職場環境の整備を促進すること。
- 3 介護福祉士資格取得に係る経過措置が終了する場合においても、介護事業者が円滑に外国人を雇用できるように、介護福祉士養成施設で専門的な介護知識・技術を学んだ外国人が、介護福祉士国家試験の可否に関わらず、同施設卒業後に永続的に就労できる制度の創設や介護福祉士修学資金の返還要件の緩和等、外国人介護人材の受入体制の充実を図ること。
- 4 介護福祉士修学資金等貸付事業を安定的に継続するため、確実な財源措置を講じること。
- 5 障害福祉分野のサービスに従事する職員の処遇については、これまでの報酬改定等により一定の改善が図られているが、全産業の平均に比べると依然として低い水準にあることから、処遇改善加算等の対象サービス・職種の拡大を含め、これらの職員全体について、更なる処遇改善を図ること。
- 6 障害福祉分野における地域の実情に応じた人材の確保・定着対策を支援するため、地域医療介護総合確保基金事業のような総合的・体系的な支援策を提示し、併せて必要な財源の確保を図ること。

【直面している課題・背景】

1 介護職員の処遇改善について

- 介護職員の処遇については、介護報酬における処遇改善加算の充実により、有資格者を中心に徐々に改善がされているが、資格を持たない者も含めた介護職員全体では、全産業の平均に比べると依然として低い水準にある。
また、介護に携わる職員のうち、居宅介護支援事業所の介護支援専門員などは、処遇改善加算の対象となっていない。

2 介護人材の確保・定着促進について

- 高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大により、介護人材の確保が喫緊の課題となっている。
- 県では、市町村や事業者と連携し対策に取り組んでおり、介護職員数は年々増加しているものの、有効求人倍率は全産業に比べて高い傾向にあり、依然として人材不足の状況が続いている。
- そのため、限られた人員でサービスの質を維持・向上させるための取組が強く求められている。

3 外国人介護人材の受入体制の充実について

- 介護福祉士養成施設の令和8年度卒業生までは、介護福祉士国家試験の可否に関わらず、卒業翌年度から介護福祉士資格を有することを可能とする経過措置が設けられており、この資格により外国人卒業生は在留資格「介護」が認定され、長期的な就労が可能となっている。

経過措置が終了した場合、国家試験に不合格となった留学生は、2年間で1,800時間のカリキュラムを終了し、専門的な知識・技能を習得しているにも関わらず、在留資格「特定技能1号」に移行することとなり、貸与された介護福祉士修学資金を速やかに返還する必要があるとともに、在留期間の上限である5年以内に国家試験に合格しなければ、5年を超える就労ができなくなる。

4 介護福祉士修学資金等貸付事業の財源措置について

- 介護福祉士修学資金等貸付事業については、外国人留学生の増加に伴い、貸付実績が急増している。しかしながら、介護職員不足は依然として解消に至っておらず、介護職員の需要は今後ますます高まることが見込まれることから、介護人材確保・定着対策として有効な本事業を安定的に継続できるよう、確実な財源措置が必要である。

5 障害福祉分野のサービスに従事する職員の処遇改善について

- 障害のある人のニーズや障害特性に応じたサービスの提供体制を整備するため、人材の確保・定着を図ることが重要であるが、障害福祉サービスに従事する職員の給与水準は他産業に比べて低いことなどが原因で、必要な人材の確保・定着が非常に厳しい状況にある。
- 福祉・介護職員処遇改善加算は、これまで段階的に引き上げられてきたが、加算対象とならないサービス種別や職種があるなど、職員全体の給与水準の底上げにはなっていない。
- 令和6年度の報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算が、「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化されたが、福祉・介護職員が配置されていないことを理由に、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援は交付対象外のままとされている。

6 障害福祉分野における人材の確保・定着対策について

- 国において、令和6年度より人材確保対策に活用できる障害福祉サービス事業所サポート事業補助金が創設されたものの、障害福祉分野において、求職者の掘り起こしや学生への啓発、資格取得・能力向上のための研修等に取り組む場合、介護人材と比較すると、財政的な支援が乏しいことから、こうした取組に対する支援制度と財政措置が必要である。

【参考1：介護職員の処遇の状況】

- 介護報酬改定及び処遇改善加算の状況
 - ・平成29年度 1. 14%増
→介護職員の処遇改善として1万円相当分
 - ・平成30年度 0. 54%増
 - ・令和元年10月 2. 13%増
→経験・技能のある職員に対する処遇改善（特定処遇改善加算の創設）
→消費税引き上げ（10%）への対応 等
 - ・令和3年度 0. 7%増
→介護人材の処遇改善、物価動向、介護事業者の経営を巡る状況等を反映
 - ・令和4年2月 介護職員処遇改善支援補助金
→介護職員の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置
 - ・令和4年10月 介護職員等ベースアップ支援加算
→介護職員の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置
 - ・令和6年2月 介護職員処遇改善支援補助金
→介護職員の収入を2%程度（月額6,000円）引き上げるための措置
 - ・令和6年6月 介護職員等処遇改善加算
→現行の各加算・区分の要件及び加算率を組み合わせることで一本化するもの
 - ・令和7年度 介護人材確保・職場環境改善等事業
→介護職員等処遇改善加算を取得し、生産性向上に向けた取組を行っている事業所に対して、職場環境等の改善又は人件費の改善に必要な費用を補助するもの
- 給与の状況

ア 有資格介護職員の平均給与額（月給・常勤・加算Ⅰ～Ⅴ取得事業所） [全国]（千円）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
有資格介護職員	302.5	312.6	319.5	321.1	326.6	339.9
介護福祉士	313.6	322.7	328.7	331.6	337.1	350.0
社会福祉士	336.6	347.2	363.5	352.5	377.2	397.6
介護支援専門員	351.5	355.9	362.3	376.2	377.6	388.0
実務者研修	288.9	299.9	307.3	302.5	313.4	327.2
初任者研修	285.8	293.4	300.5	302.9	311.2	324.8

（出典）厚生労働省「介護従事者処遇状況等調査」 [各年9月、R1年は2月、R4年は12月]

（注1）諸手当、賞与を含む

（注2）介護職員：施設介護員、訪問介護員（R1から通所リハ等も含む）

（注3）R4年12月については介護職員等ベースアップ支援加算を取得している事業所の数値

イ 介護職員等・全産業平均給与額（月給）[全国] (千円)

	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
介護職員（医療・福祉施設等）	244.1	252.3	250.6	257.5	263.6	271.0
全産業	335.6	330.6	334.8	340.1	346.7	359.6
差	▲91.5	▲78.3	▲84.2	▲82.6	▲83.1	▲88.6

（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」[各年6月]

（注1）職種別は、企業規模10人以上の額

（注2）賞与を除く。

（注3）福祉施設介護員：老人・障害・児童・その他福祉施設における介護従事者

（注4）令和2年度の「福祉施設介護職員」は「介護職員（医療・福祉施設）」へ区分変更

【参考2：介護職員の確保・定着の状況】

○ 県内介護職員数 (人)

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
人数	86,890	87,657	89,466	88,960	90,024

（出典）厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

（注1）調査結果に基づく推計値 （注2）介護職員：施設介護員、訪問介護員（通所リハを除く）

【参考3：介護福祉士養成施設に在籍する留学生の状況】

○ 介護福祉士養成施設に占める外国人留学生の状況 (人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
入学者 (a)	268	277	265	273	387
留学生数 (b)	117	107	111	158	248
留学生割合 (b/a)	43.7%	38.6%	41.9%	57.9%	64.1%

○ 介護福祉士国家試験合格率（全国：養成施設ルート） (%)

	留学生のみ		留学生除く		全体	
	新卒	既卒	新卒	既卒	新卒	既卒
R6年度（第37回）	47.9	11.8	95.3	29.9	78.5	14.6
R5年度（第36回）	52.3	12.1	95.9	45.7	82.8	17.9
R4年度（第35回）	50.3	37.0	97.3	66.1	81.7	45.4

（出典）厚生労働省「介護福祉士国家試験養成施設等別合格率」

【参考4：介護福祉士修学資金等貸付 新規貸付件数及び金額の状況】

	H31	R2	R3	R4	R5	R6 (未確定)
貸付人数	122	181	181	215	248	308
うち留学生	63	108	99	125	166	233
貸付金額 (支出額 千円)	101,439	149,479	149,922	179,396	204,680	257,687

【参考5：障害福祉分野のサービスに従事する職員の処遇の状況】

○ 障害福祉サービス等報酬改定及び処遇改善加算の状況

- ・平成29年度 1.09%増
→障害福祉人材の処遇改善として1万円相当分
- ・平成30年度 0.47%増
- ・令和元年10月 2.00%増
→経験・技能のある職員に重点を置いた処遇改善（特定処遇改善加算の創設）
→消費税引き上げ（10%）への対応 等
- ・令和3年度 0.56%増
→障害福祉人材の処遇改善、物価動向等を反映
- ・令和4年2月 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金
→福祉・介護職員の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置
- ・令和4年10月 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
→福祉・介護職員の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置
- ・令和6年2月 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金
→福祉・介護職員の収入を2%程度（月額6,000円）引き上げるための措置
- ・令和6年6月 福祉・介護職員等処遇改善加算
→現行の各加算・区分の要件及び加算率を組み合わせることで一本化するもの
- ・令和7年度 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業
→福祉・介護職員等処遇改善加算を取得し、生産性向上に向けた取組を行っている事業所に対して、職場環境等の改善又は人件費の改善に必要な費用を補助するもの

○ 給与の状況

福祉・介護職員等・全産業の平均給与額（月給） [全国] (千円)

	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
介護職員（医療・福祉施設等）	244.5	252.3	250.6	257.5	263.6
訪問介護従事者	240.8	260.2	267.5	260.8	284.1
その他の社会福祉専門職業従事者	—	274.6	278.3	287.3	289.3
全産業	338.0	330.6	334.8	340.1	346.7

（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」[各年6月]

（注1）介護職員（医療・福祉施設等）：介護職員・介護福祉士・ケアワーカー（医療・福祉施設等）、障害者支援施設生活支援員等

（注2）訪問介護従事者：ホームヘルパー、介護福祉士・ケアワーカー（訪問）等

（注3）その他の社会福祉専門職業従事者：障害者支援施設長・職業指導員・相談支援専門員、サービス管理責任者、ソーシャルワーカー等

（注4）全産業：企業規模10人以上の額

（注5）R1年の「介護職員（医療・福祉施設等）」は「福祉施設介護員」、「訪問介護従事者」は「ホームヘルパー」の区分としており、「その他の社会福祉専門職業従事者」に相当する区分はなし。

（R2年調査より職種129区分から144区分に変更された）

Ⅲ 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

2 高齢者福祉と障害者福祉の充実

(2) 老人福祉事業の運営への支援

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 老人福祉事業の運営への支援【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 社会福祉法人の経営改善・再建に向けては、老人福祉施設等の当事者団体が、会員に対して経営改善計画の策定などを支援することが有効とされており、これらが円滑に行えるよう、人材の派遣・養成などの人的支援や、必要な財政的支援を行うこと。
- 2 老人保護措置については、市町村におけるいわゆる「措置控え」が問題視されており、当該制度が適切に活用されるよう、必要な財政的支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 光熱費や食材等の物価の高騰が長期化し、令和6年度上半期の物価高騰による経営上の影響を受けた社会福祉法人は59.0%となっており、資金繰りが厳しい法人が増加傾向にあることから、老人福祉事業の経営課題の解決に向けた支援の強化が必要である。
- 社会福祉法人の経営については、収益性を示す指標である平均収支差額率が令和4年度で1.7%、赤字法人の割合が35.7%（介護主体法人では45.8%）となっており、全産業の売上高経常利益率（加重平均値）の4.29%と比べて、収益性に大きな差がある。
- 国の調査においても、特に小規模の社会福祉法人では、金融支援や事業再生支援を受けるために必要となる経営改善計画を策定する上で、ノウハウ等が不足している。そのため、法人経営に関する知見を継続的に蓄積してきた当事者団体の機能を強化し、計画策定のための個別相談や研修等の支援を行えるようにすることが必要と考えられる。
- また、新型コロナウイルス感染症は、特に高齢者が重症化しやすいとされており、老人福祉施設における対策は一部継続しているが、ワクチン接種や検査費用等の公費負担が終了したことや必要な物品の購入等により負担が大きくなっている。

- 老人保護措置については、市町村において、措置の決定や措置費の額の決定を行うこととされており、財源として普通交付税が措置されているが、高齢者人口に比して措置者数が少ないと単価が下げられ、高齢者人口の多い市町村に不利益が生じる可能性が高い仕組みとなっている。
- そのため一部の市町村では、財政負担を抑えるため措置を行わない、いわゆる「措置控え」により、本来支援を必要とする方が入所できない状況がある。
- こうした状況から、老人保護措置の受け皿である養護老人ホームの入所率が年々減少傾向となっており、運営法人の経営に影響を与えているケースも見受けられる。
- 養護老人ホームは、困難を抱えた高齢者を行政の措置により養護し、高齢者の尊厳を守る役割を果たす施設であり、今後の一人暮らしの高齢世帯の増加を鑑みると、その重要性が更に増してくるものと考えられる。

【参考 1：社会福祉法人のサービス活動収益対サービス活動増減差額比率及び赤字法人割合の推移】

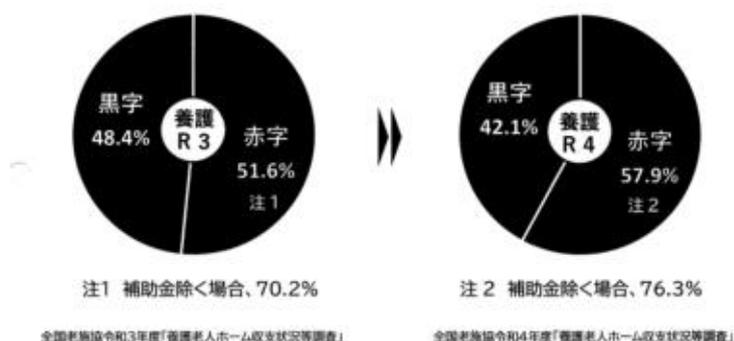


「独立行政法人福祉医療機構「2022年度社会福祉法人の経営状況について」

【参考 2：赤字経営の養護老人ホームの割合】

1. 赤字経営の養護老人ホームは 57.9%

赤字施設は令和 3 年度で半数を超えていたが、令和 4 年度は 57.9%まで増加し、厳しい施設経営はさらに深刻化している。



全国老協協令和3年度「養護老人ホーム収支状況等調査」

全国老協協令和4年度「養護老人ホーム収支状況等調査」

IV こども・若者の可能性を広げる千葉の確立

1 こども・若者施策の充実

(1) 保育所等の施設整備と運営に対する財源措置及び保育士の確保

提案・要望先 こども家庭庁、文部科学省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】

保育所等の施設整備と運営に対する財源措置及び保育士の確保

【具体的な提案・要望内容】

- 1 保育士の負担軽減やこどもの安全・安心な保育環境の整備を推進するため、保育士の配置基準を改善すること。
- 2 待機児童の解消に必要な保育所等の整備に加え、老朽化した施設の修繕や耐震化に対応するため、施設整備に要する財政支援を充実させること。
- 3 保育士の給与が他の職種と比べ適切な水準となるよう公定価格の引上げを行うこと。
また、自治体の財政力によって保育に地域格差の生じることがないように、公定価格や各種補助制度において、統一かつ総合的に保育士の人材確保及び定着化の取組を強化・充実させること。
- 4 公定価格の地域区分について都県境を含めた隣接する自治体間で公定価格に大きな差が生じないように、公務員の地域手当の区分だけを考慮するのではなく、地域の実情を十分に反映し、現在の水準以上の設定にすること。
- 5 公定価格の人件費部分を明確にし、保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。
- 6 休暇取得や研修受講のための代替保育士、事務員、調理員、看護師等の職員の配置について現場の実情を考慮し、公定価格に反映させること。
- 7 保育士等キャリアアップ研修の修了履歴の管理や加算認定の電子化について、国の責任において早急に整備すること。
- 8 保育士修学資金等貸付事業を安定的に継続するため、確実な財源措置を講じること。
- 9 幼児教育・保育の分野において、大きな制度創設等が続いているが、必要となる地方負担分について確実な財源措置を講じること。また、地域の実情に配慮し、公立保育所及び公立認定こども園の運営や再整備に係る経費についても、十分な財源措置を行うこと。
- 10 保育所等における医療的ケア児の受入れの促進が図られるよう、看護師の配置等必要な体制整備に要する財政支援を充実させること。

【直面している課題・背景】

- 保育所等における不適切な保育や重大事故が全国的に発生している中で、保育士の負担軽減やこどもの安全・安心な保育環境の整備を推進するため保育士の配置基準の改善が必要である。

3歳児及び4・5歳児の職員配置については、令和6年度に基準の改善が進んだところであるが、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)において示された、1歳児の職員配置の改善(6対1から5対1)についても基準の改善を進めるとともに、更なる配置基準の見直しを行うべきである。
- 本県では、待機児童の多い都市部を中心に施設整備を促進してきたが、令和6年4月1日時点の待機児童数は83人と、前年同期(140人)より減少したものの、待機児童の解消には依然至らない状況であり、引き続き施設整備による定員増を図っていく必要がある。

また、老朽化した施設の修繕や耐震化も課題であることから、年度当初から施設整備を実施できるよう、国における安定的な予算の確保が必要である。
- 保育士等を対象に、令和4年2月から収入の約3%(月額9,000円相当)の更なる処遇改善が図られているが、保育士は他業種と比較し、依然、給与水準が低く平均勤続年数も短い傾向にあるため、保育士確保のためには処遇の改善が引き続き重要である。加えて、物価高騰や賃金上昇の影響を十分に考慮した公定価格単価が設定されなければ施設運営に重大な影響が生じる。

また、全ての地域や施設で統一的に取り組むべき部分と、地域や施設の実情に応じて取り組むべき部分を国において整理し、必要な財源措置を講じるべきである。具体的には、保育士が不足している地域では、地方単独の処遇改善を行う場合があるが、自治体の財政力などにより差が出ていることが大きな課題となっている。また、保育士の人材確保及び定着化に係る各種制度について、財政負担が困難な自治体は、制度の活用を見送らざるを得ない状況がある。

さらに、施設区分(保育所、認定こども園、地域型保育事業等)によって補助制度や公定価格の基本単価に含まれる経費・加算項目などの交付方法がある。例えば、障害児に対する保育士の加配について、小規模保育事業では公定価格の加算項目であるが、保育所等では交付税措置とされているなど制度間で取扱いが異なっている。
- 公定価格の地域区分が市町村ごとに設定されているが、東京都と比較して低く設定されていることで、保育士が給与水準の高い東京都へ流出している。

また、一部地域では、隣接市町村間で大きな差が生じている。
- 保育所については市町村から委託費として運営に要する費用が支給されており、その使途範囲は施設の人件費、事業費、管理費とされているが、公定価格においてその内訳が示されていないことから、人件費を抑えて、事業費や管理費等に充てるなど、保育士の処遇の改善の妨げとなっている。

- 保育現場の環境改善と、保育士の定着確保、多様な保育ニーズへの対応や児童の処遇改善のため、比較的規模の大きな保育所だけでなく全ての保育所等を対象に、公定価格算定上の保育士数を早期に改善する必要がある。その他、新制度移行及び幼児教育・保育の無償化に伴う事務量の増加や、アレルギー食対応、医療的ケア児の受入れ等に対応するため、事務員、調理員、看護師等を実情に応じて配置できるよう、公定価格への反映が必要である。
- 保育所等運営費の給付における処遇改善等加算に係る事務処理が煩雑かつ膨大であることから、全国統一で電子化し、地方自治体や事業者の負担を軽減する必要がある。
- 保育士修学資金等貸付事業については、平成29年1月の事業開始以降、数回にわたり貸付原資が追加交付されている中、貸付実績も順調に推移している。しかしながら、保育士不足は依然として解消に至っておらず、令和8年度から全国で開始される「こども誰でも通園制度」など、保育士の需要は今後ますます高まることが見込まれることから、保育士確保・定着対策として有効な本事業を安定的に継続するための確実な財源措置が必要である。
- 新制度の開始以降、幼児教育・保育の無償化や処遇改善等加算の拡充など、都道府県や市町村に新たな事務や財政負担が生じている。

また、公立保育所等の運営や施設整備に係る経費については、地方債又は一般財源で財源措置することとされているが、財政的な課題を抱えている市町村が少なくない中で、人口減少地域では民間事業者の参入が難しいことも考慮し、保育等のサービスを必要とする者が確実にサービスを利用できるよう、国による確実な財源措置が必要である。
- 医療的ケア児の受入れに対応するため、看護師等の職員の配置が必要だが、その体制整備には十分な費用が必要である。また、自治体の財政力によっては体制整備に要する費用が負担となっている状況がある。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

IV こども・若者の可能性を広げる千葉の確立

1 こども・若者施策の充実

(2) こどもの医療費助成制度の創設

提案・要望先 こども家庭庁、厚生労働省
千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 こどもの医療費助成制度の創設

【具体的な提案・要望内容】

国、県、市町村が一体となって次世代育成支援ができるよう、国において現物給付方式による子どもの医療費助成制度を創設すること。

【直面している課題・背景】

- 市町村が実施するこども医療費助成事業に対しては、こどもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、全都道府県で助成を行っている。
- しかしながら、財政事情や政策的な要素などから、自治体間で支払方法や対象年齢、自己負担金、所得制限等の制度内容が異なるため、保護者の不公平感や転居によって負担が増加することへの不満が生じている状況にある。
- こどもの医療費助成は、子育て世代の保護者の要望が多く、また、次世代育成支援対策の一環として重要な制度である。さらに、市長会、町村会、市町村及び県議会すべての会派からも、制度の創設等について要望が出されている。

【参考：子ども医療費助成事業の概要】

こどもにかかる医療費から保険給付の額を控除した額について、その費用の全部又は一部を助成する経費を、実施主体の市町村に補助する事業。

実施主体	市町村（県単独事業）
負担割合	県 1/2、市町村 1/2（千葉市のみ県補助 1/4）
助成対象	入院：中学校3年生まで 通院：小学校3年生まで
自己負担 (月額上限)	通院1回、入院1日につき 300円 (市町村民税所得割非課税世帯は無料) なお、通院6回、入院11日以降は無料
所得制限	旧児童手当に準拠
R7当初予算額	68億円

IV こども・若者の可能性を広げる千葉の確立

1 こども・若者施策の充実

(3) 子育て世帯の負担軽減

提案・要望先 こども家庭庁、文部科学省

千葉県担当部局 総務部、健康福祉部、教育庁



【提案・要望事項名】 子育て世帯の負担軽減

【具体的な提案・要望内容】

1 保育の無償化

就労や所得、こどもの人数に関わらず、誰もが良質な保育サービスを受けられるよう、保育の完全無償化を早期に実現すること。

2 義務教育における学校給食費の無償化

小学校における無償化について令和8年度からの実施に向け、早急に制度設計に取り組むとともに、中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現すること。

また、無償化に必要な財源は、国において確実に確保するとともに、制度設計にあたっては、自治体や学校現場の負担とならないよう、十分に配慮すること。

3 高等学校等就学支援金制度の拡充

令和8年度から実施される収入要件の撤廃と私立加算額の引き上げにあたっては、地方負担が生じることのないように、国において財源を確実に確保するほか、支給月数や支給単位数の制限について、制度の見直しを図ること。

また、保護者等の申請手続や都道府県・各学校の確認事務が抜本的に簡素化されるよう、法改正を含めた制度改正を行うこと。

【直面している課題・背景】

1 保育の無償化

- 令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児及び0歳から2歳児の非課税世帯の保育料の無償化が行われているところであるが、少子化が進行する中、こどもを安心して産み育てられる環境を整備するため、0歳から2歳児の保育料の完全無償化についても、国の制度として早期に実施されたい。
- 財政力の豊かな自治体においては、0歳から2歳児の保育料の無償化施策を打ち出し、周辺自治体との地域間格差が拡大している。すべてのこどもが等しく幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するためには、このような地域間格差を解消し、全国一律で制度を整えていくことが必要である。

2 学校給食費無償化への支援

- 学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、栄養バランスのとれた給食を児童生徒に提供することは、児童生徒の健やかな成長のために非常に重要である。
- 本県では、令和5年1月より学校給食費の無償化に取り組む市町村の負担を軽減するため、市町村と連携して、第3子以降の給食費無償化の支援を実施しているところであるが、自治体ごとの給食費の無償化や減免措置等の取組に違いが生じていることが、課題となってきた。
- 現在、国では、小学校を念頭に令和8年度からの給食費無償化について、検討を進めているところであるが、令和8年度からの実施に向け、早急に制度設計に着手するとともに、無償化の実施に必要な財源を、国において確実に確保すること及び制度設計にあたっては、自治体や学校現場の負担とならないよう十分に配慮することが重要である。
- 併せて、中学校への拡大についても、できる限り速やかな実現が求められている。

3 高等学校等就学支援金制度の拡充

- 令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円まで引き上げるとされ、また先行措置として、令和7年度は、全世帯を対象とする支援金(11.88万円)の支給について、収入要件が事実上撤廃された。
- 現行の就学支援金制度は、収入要件のほか支給制限が設けられており、修学の意思にかかわらず、全日制課程は36ヶ月、定時制・通信制課程は48ヶ月が支給の上限になっており、さらに、単位制高校は74単位が支給の上限となっている。
- また、令和7年度においては、新たに無償化となる区分(年収910万円以上世帯)について、就学支援金ではなく「高校生等臨時支援」(高等学校等修学支援事業費補助金)(以下「高校生等臨時支援金」)で支援することとなったため、就学支援金と高校生等臨時支援金との仕分けが必要となり、収入要件が撤廃され全世帯が無償化となるにも関わらず、全ての保護者がマイナンバーの入力を伴う申請を行う必要が生じ、各学校は収入要件に係る確認事務が求められるなど、事務が煩雑になっている。
- いわゆる高校無償化の実現に向け、必要となる財源は引き続き国の責任において確実に確保し、修学の意思のある全ての生徒に等しく教育の機会を保障すべきであるほか、令和8年度に向けては、申請手続や確認事務が抜本的に簡素化されるよう制度改正を行うべきである。

IV こども・若者の可能性を広げる千葉の確立

1 こども・若者施策の充実

(4) 児童虐待防止体制の充実

提案・要望先 こども家庭庁
千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 児童虐待防止体制の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 児童相談所における児童福祉司、児童心理司、保育士などの専門職員の配置について、人材の確保が非常に困難である状況に加え、国の新たなプランに基づく専門職員の増員目標により、更なる増員が必要である状況を鑑み、国の責任において、十分な人材の確保・育成対策及び財政措置を講じること。
- 2 児童養護施設や乳児院等職員の待遇改善を図り、人材の確保・育成・定着を進めるため、国庫措置費の更なる見直しを行うこと。
また、こどもを児童養護施設等に措置する費用は、扶養義務者からその負担能力に応じて徴収することとなっているが、この児童措置費負担金に保護者が反発し、結果として本来最も優先すべきこどもの円滑な支援を阻害する要因となっている実態を踏まえ、これを見直すこと。
- 3 虐待の発生防止に向けて、こども家庭センターの設置と適切な運営のために必要な支援策を講じること。
- 4 中核市における児童相談所設置を促進するための必要な支援策を講じること。
- 5 一時保護時の司法審査の導入が円滑に実施されるよう必要な措置を講じること。

【直面している課題・背景】

1 児童相談所における相談・支援体制の強化

- 県では、平成29年度から児童福祉司や児童心理司等の児童相談所職員を計画的に増員しているところであるが、令和4年12月に国において策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和6年12月再改定）では、全国で令和8年度末までに児童福祉司は1,610人程度、令和8年度までに児童心理司は950人程度増員すること等が目標とされており、更なる増員が必要となったことから、人材の確保が急務となっている。

2 国庫措置費及び児童措置費負担金に係る制度の見直しについて

- 児童養護施設等の児童福祉施設は、職員確保において大変厳しい状況に置かれている。これらの施設は、措置費のほかに収益を得られる方法がなく、職員の待遇改善を図り人材確保を進める必要があっても、そのための原資が不十分な状態である。このため、国庫措置費の見直しにより、施設職員の給与水準の底上げを図る必要がある。
- 令和5年度の児童虐待相談対応件数は9,329件で、平成28年度の6,775件と比較して約1.4倍となっており、児童福祉司等の職員の業務負担が増加し、事案のきめ細やかな対応が難しくなっており、業務執行体制の強化が課題となっている。
- 児童福祉法において、こどもを児童養護施設等に入所させる措置をとった場合、その費用の全部または一部を保護者の負担能力に応じて徴収することができるものとされている。

しかしながら、虐待対応は多くが介入から始まるため、その後、保護者と信頼関係を構築し支援を行っていくことは大変難しい作業であるにもかかわらず、さらに保護者から負担金を徴収することは、ケースワークをより困難なものとし、結果としてこどもの支援に支障をきたす要因となっている。
- 児童養護施設等の児童福祉施設は、職員確保において大変厳しい状況に置かれている。これらの施設は、措置費のほかに収益を得られる方法がなく、職員の待遇改善を図り人材確保を進める必要があっても、そのための原資が不十分な状態である。このため、国庫措置費の見直しにより、施設職員の給与水準の底上げを図る必要がある。
- 一時保護所の実態等に関する全国の児童相談所（219か所）の調査（令和2年6月）では、措置の決定について親権者等の同意を得る上で課題となる説明事項として、「措置にかかる保護者の費用負担」を児童相談所の約68%（130か所）が回答している。さらに、児童養護施設等に入所する措置には、保護者の同意のないケースもあるこどもへの支援をつなぐため当該負担金の見直しが必要である。

3 市町村の体制・機能強化の促進

- 児童福祉法等の改正（令和6年4月施行）により、市町村は児童福祉分野の子ども家庭総合支援拠点と母子保健分野の子育て世代包括支援センターの2つの機能を担う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされた。
- さらに、市町村においては専門人材の確保、家庭支援事業等の導入や施設の整備等が課題となっていることから、人材確保や事業実施及び施設整備等の財政支援を含めた十分な支援が必要となる。

4 中核市の児童相談所設置

- 平成31年2月に、中核市である船橋市、柏市が児童相談所の設置に向けた検討に着手することを表明し、現在、令和8年度中の開所に向けた準備を進めている。
- 中核市における児童相談所設置の推進は、住民に最も身近な行政の強みを生かし、児童虐待の未然防止から虐待を受けたこどもの自立支援まで、切れ目のない一貫した支援を行うことが可能となるため、本県における虐待防止対策を充実させるうえでも極めて有効である。
- そのため、本県では、両市との意見交換を重ねるとともに、両市からの研修生を児童相談所に受け入れる等の支援を実施している。平成31年2月には、両市が児童相談所の設置に向けた検討に着手することを表明し、現在、令和8年度中の開所に向けた準備を進めている。
- 一方で、児童相談所の設置に当たっては、児童福祉司や児童心理司などの専門職の確保や、財源の確保が今後の大きな課題となっており、国においても支援を強化しているところではあるが、両市は更なる支援の強化を求めている。

5 一時保護時の司法審査

- 令和4年6月に成立した「児童福祉法の一部を改正する法律」において、一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保を目的とした一時保護開始時の司法審査の導入が盛り込まれ、令和7年6月に施行予定とされている。
- 当該審査の対応に当たり、児童相談所において新たに増加すると見込まれる一時保護状の請求に向けた事務負担等を踏まえ、更なる審査運用の明確化や人員体制強化などの対応策を国が打ち出すことが必須となる。

児童虐待相談対応件数の推移（H29～R4） （単位：件）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全国	133,778	159,850	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509
千葉県・市	7,914	9,060	10,715	11,629	11,870	11,219	11,738
千葉県のみ	6,811	7,547	9,061	9,863	9,593	8,747	9,329

一時保護所入所状況（H29～R6 各年4月1日現在） （単位：人）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
入所児童数	118	125	175	179	203	195	184	230
定員	115	115	115	115	171	171	171	171

IV こども・若者の可能性を広げる千葉の確立

1 こども・若者施策の充実

(5) こどもの貧困対策の推進

提案・要望先 こども家庭庁、厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 こどもの貧困対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 こどもの貧困に係る統一的な基準・指標を用いた全国調査の着実な実施と地域別の傾向を分析できるようなデータの提供を行うこと。
また、地方公共団体が必要な調査研究を実施できるよう、十分な財政支援を図ること。
- 2 生活困窮者自立支援制度における「子どもの学習・生活支援事業」について、国庫補助の事業費上限を撤廃し、補助率の引上げなど財政支援の強化を図ること。
- 3 貧困対策はもとより多世代交流等の場としての役割が期待される「こども食堂」等について、自律性を担保しながら、継続的な運営が可能となるように、財政基盤を安定化させる仕組みを国レベルで構築すること。

【直面している課題・背景】

1 調査研究等について

- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、国及び地方公共団体は、こどもの貧困の解消に向けた対策を適正に策定し、実施するため、調査研究等を講ずるものとされている。
- こどもの貧困対策は、地域の実情に応じて取り組むことが効果的であり、こどもの生活実態を、他の地域との比較等により把握した上で施策に反映させられるよう、国において統一的な基準・指標による十分なサンプル数による実態調査の実施と、地域別の分析が可能となるようなデータの提供が期待される。
- また、地方公共団体が調査研究等を実施するに当たっては、大規模な実態調査や専門的な分析を要することも想定されるため、国による十分な財政支援が求められる。

2 子どもの学習・生活支援事業の推進について

- 生活困窮者自立支援法に定める事業の国庫補助については、自立相談支援事業は補助率3/4、就労準備支援事業や居住支援事業は補助率2/3である一方、こどもの貧困対策として効果的な事業である「子どもの学習・生活支援事業」は補助率1/2とされている上、事業費上限があることから、実施自治体数が伸び悩んでいる。

3 こども食堂の運営について

- 県で把握している県内のこども食堂の数は、平成29年度には91箇所であったが、令和6年6月現在で351箇所であり、毎年増加している。こどもの貧困対策はもとよりこどもの居場所づくり、さらには、多世代交流の場等、大きな役割が期待されているこども食堂について、自律性を担保しながら継続的な運営が可能となるよう支援の充実が必要である。

IV こども・若者の可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(1) 学校教育の充実のための教職員等の体制強化と専門スタッフ・外部人材の充実

提案・要望先 文部科学省、スポーツ庁、文化庁
千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】 学校教育の充実のための教職員等の体制強化と専門スタッフ・外部人材の充実

【具体的な提案・要望内容】

1 教職員定数の改善・充実及び処遇改善

- (1) 学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、引き続き、教職員定数や処遇の改善に取り組むこと。
- (2) 基礎定数化された初任者研修指導教員の算定基準を見直すこと。
- (3) 小学校において35人学級が実施されるなか、加配定数の振替が行われているが、地域の実情や学校の実態に応じた柔軟な加配定数の活用ができるよう制度を見直すこと。また、中学校においても同様の取組を進めること。

2 養護教諭及び栄養教諭の配置拡充

児童生徒一人一人に応じた心身の健康課題に対応できるよう、養護教諭の複数配置基準の改善及び栄養教諭の配置拡充を図ること。

3 「チーム学校」を支える専門スタッフ・外部人材の充実

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、学習指導員、スクール・サポート・スタッフ、副校長・教頭マネジメント支援員、部活動指導員など、専門スタッフ・外部人材の配置に係る補助率の引き上げ及び予算の拡充を図ること。

【直面している課題・背景】

1 教職員定数の改善・充実及び処遇改善

- 生徒指導上の問題等が複雑化、多様化するなか、近年の教育行政には、学習指導要領の改訂に伴う授業時数や指導内容の増加等への対応、いじめ問題をはじめとした生徒指導への対応強化、通級指導教室の充実など特別支援教育の推進、新たな外国人材の受入れに伴う外国人児童生徒への日本語指導のより一層の充実等、様々な課題への対応が求められており、これらの教育課題に対応するためには教職員定数を適切に措置する必要がある。
- 併せて、教員の超過勤務に対して適切な処遇を確保することは喫緊の課題である。令和6年8月に中央教育審議会から教師の処遇改善の在り方について答申が示されたことを踏まえ、教職調整額の段階的な引上げ、校長等の管理職員の本給の見直し及び学級担任等への手当の増額などの方策が示されたが、教員の長時間勤務の現状、複雑化・高度化する教育課題への対応等といった職務の実態を踏まえれば、一層の処遇改善を進めていく必要がある。

- 特に、働き方改革を推進していくためには、管理職によるマネジメントが重要である。管理職に求められる職務・職責の重要性や負荷を踏まえ、管理職手当を改善する必要がある。

しかしながら、令和6年度に続き、令和7年度の国の概算要求に盛り込まれた管理職手当改善のための予算は、再度措置が見送られた。働き方改革を強力に推進していくためにも、管理職手当改善のための予算を確保する必要がある。

- 平成29年に行われた「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下、「義務標準法」という。）改正により基礎定数化された「初任者研修体制の充実」については、学校現場の状況を踏まえると、国の基準では十分とはいえない。初任者6名に対し1名の初任者指導教員を配置するよう加配措置されているが、初任者研修の体制及び水準を維持するためには初任者指導教員1名が担当する初任者は4名が限度である。

- 教職員定数については、その配置や活用に条件を付すことなく、地域の実情や学校の実態に応じて、専科指導や少人数指導など多様な指導方法を学校が選択し、柔軟に活用することができるようにすることが必要である。

令和3年の義務標準法改正では、小学校の学級編制の標準が全ての学年において40人から35人に引き下げられ、令和7年度まで学年進行により段階的に実施されることとなったが、これには少人数学級のための加配が一部振り替えられている。

中学校においても令和8年度から35人学級への定数改善を行うとされているが、児童生徒一人一人に合ったきめ細かな対応ができるよう、地方自治体が柔軟な取扱いを可能とするような制度を構築すべきである。

2 養護教諭及び栄養教諭の配置拡充

- 近年の社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもたちの心身の健康に大きな影響を与えており、いじめや不登校などのメンタルヘルスに関する問題、アレルギー疾患の増加、生活習慣の乱れ等、児童生徒が抱える課題は複雑化・多様化し、医療機関等との連携を必要とする児童生徒や合理的配慮を要する児童生徒が増加している。

- 義務標準法における養護教諭の複数配置基準は、平成13年度に定められた児童数851人以上の小学校及び生徒数801人以上の中学校となっている。現行の基準では、小・中学校の約94%が養護教諭1人配置校であり、複雑化・多様化する課題に対応することが困難な状況にある。一人ひとりに対して、きめ細かな対応を図ることができるよう、養護教諭の複数配置基準の改善が必要である。

- また、食物アレルギーや偏食等、児童生徒の食に関する健康上の諸課題が多様化している中、栄養教諭等を中心とした食に関する指導の重要性が高まっている。

- 本県においても、令和5年度から開始された食に関する健康課題対策支援事業により、栄養教諭の指導力向上を図っているが、栄養教諭が配置されていない学校も多く存在する。栄養教諭の配置基準の見直しなど、更なる配置拡充が必要である。

3 「チーム学校」を支える専門スタッフ・外部人材の充実等について

- 教員の負担軽減と教育の質の向上には、教職員定数の改善に加え、専門スタッフ・外部人材を充実し、「チーム学校」としての体制を整えることが重要である。
- 本県ではこれまでに、全小中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、小学校については、段階的に配置時間の拡充を図ってきた。
また、高等学校においても、生徒の悩みや課題は複雑化、深刻化しており、学校現場においてスクールカウンセラーの役割は欠かせないものとなっていることから、令和6年度からは全121校にスクールカウンセラーを配置している。
- しかし、依然としていじめの早期発見、早期対応や増加傾向にある不登校児童生徒への適切な支援、虐待や発達障害への対応、災害時における精神的なケアなど、スクールカウンセラー配置の要望は、より一層強くなっている。また、いじめ重大事態や自殺等の緊急事案も発生しており、学校の教育相談体制の一層の充実が求められている。
- スクールソーシャルワーカーについては、令和7年度は5名増員し、全県で69名を配置したところであり、今後も段階的に配置拡充を目指している。児童生徒の問題行動等の背景には、家庭環境等が影響している事案もあり、児童生徒の抱える課題に環境面からサポートするスクールソーシャルワーカーのニーズは更に高まっている。
- 学習指導員については、これまでも児童生徒の学力向上のため、授業中の学習支援や学校が行う放課後学習等の取組に対して、小・中学校に派遣しているところだが、申請額のとおり国からの補助が措置されない上に年々減額をされているため、必要とする派遣時間数を確保することができない状況にある。
- 教員の業務の一部を担うスクール・サポート・スタッフについては、令和6年8月の中央教育審議会の答申においても、支援スタッフの配置効果が定量的に確認されたこと等を踏まえ、更なる配置拡充の必要性が挙げられている。
本県では、令和6年度から全ての公立小・中・義務教育学校及び特別支援学校へ配置しているほか、令和7年度からは新たに高等学校へも配置を拡充することとしたところである。県独自に実施している勤務実態調査において、時間外在校等時間が減少するなど、成果として表れているところであり、学校現場からは更なる配置拡充の声が高まっている。
- また、令和4年度に文部科学省が公表した教員勤務実態調査によると前回の調査に引き続き、副校長・教頭の在校等時間が最も長時間傾向にあり、負担軽減に向けた取組が喫緊の課題となっている。
令和5年度に県教育委員会が実施した「教職員の働き方改革に係る意識等調査」の結果では、全校種の副校長・教頭において、「業務に多忙感を感じている」と答えた割合は、93.3%と、副校長・教頭の負担は看過できない深刻な事態である。

国においては、令和6年度から、副校長・教頭マネジメント支援員の配置に係る補助制度が新設され、本県では、令和6年度に小中学校42校、特別支援学校2校に配置した。配置校への調査結果では、時間外在校等時間の減少だけでなく、学校全体の業務見直し及び効率化、教頭が本来業務にかかる時間の確保等、配置効果が高いことが確認されたことから、令和7年度は小中学校への配置を拡充するとともに、高等学校へも新たに配置することとしたところである。

- さらに、学級担任と部活動主顧問の両方を担当している中学校教員においては、時間外在校等時間が長時間傾向にあり、部活動主顧問となった教員の負担は看過できない深刻な事態である。教員の負担軽減を図るため、部活動指導員の配置は重要である。

令和4年度にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」においても部活動指導員等を積極的に配置することが示されている。

- これらの人材の配置を促進し、必要とする学校に確実に配置できるよう、予算を拡充するとともに、補助率の引上げも含めた国の更なる財政支援が必要である。

IV こども・若者の可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(2) 公立高等学校の教育環境の向上

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】 公立高等学校の教育環境の向上【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 高等学校施設の計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策、教育環境向上を図るための空調設備の整備やトイレ改修、避難所としての防災機能強化などについて、補助制度の対象とすること。
- 2 高等学校における教育内容のより一層の充実を図るため、最先端の施設・設備の整備が更に進められるよう、新たな交付金等による財政支援を含め、教育環境の整備の実施に必要な予算を確保すること。
また、地域の公立・私立高等学校等が連携して、施設設備の共同利用や学習環境の充実を図る仕組みなど、柔軟な制度創設と必要経費に対する財源措置を講じること。
- 3 高等学校におけるネットワーク通信環境など、ICT環境整備に係る費用について、必要な経費を確実に措置するとともに、安定的・継続的な財政支援を行うこと。
- 4 スクール・サポート・スタッフ、副校長・教頭マネジメント支援員等の外部人材について、高等学校への配置が進むよう予算の拡充を図るとともに、部活動指導員の高等学校への配置について補助制度を拡充すること。
- 5 高等学校において、最先端の技能を有する学校外の優れた人材を講師として招へいできるよう、補助制度を創設するとともに、外部機関との連携を図るコーディネーターを安定的に雇用・配置するため、予算の拡充や定数配置を検討すること。

【直面している課題・背景】

1、2 高等学校施設の整備に係る補助制度の充実

- 高等学校等への進学率は約99%に達しているものの、義務教育諸学校と異なり、施設整備費は原則として設置者である県の負担とされており、国からの補助は災害復旧、屋外防災施設の防災機能強化及び産業教育の実習施設等のみにとどまっている。
- 昭和51年度から昭和63年度にかけて、進学率の向上に伴う生徒数の急増に対応するために設けられた国の補助金を活用して、本県では60校以上の新增築工事を行った。これらの学校をはじめ、建築から40年以上が経過した学校が増大し、老朽化が課題となっている。

- 暑さ対策やバリアフリー化、老朽化対策など、安全・安心な教育環境を整備することは高等学校においても急務であり、自治体の財政力によらず、必要な整備が行えるよう、国からの補助が必要である。
- 国は、高等学校等就学支援金における所得制限の撤廃と私立加算額の引上げにより、私立高等学校についても実質無償化を図る方策を示したところであるが、家庭の経済状況によらず、進路選択が可能となることで、公立高等学校の志願者が減少することが懸念される。
公立高等学校が、多様な背景を持つ生徒を受け入れ、将来、社会人として自立し、活躍するために必要な資質・能力を育成する公教育の社会的役割を十分に果たすためには、より一層の魅力向上やニーズに対応した学びの充実が必要である。
- 本県における県立高校技術系学科の実習施設・設備は老朽化が著しい。特に、農業機械や材料試験機をはじめとする工業機械などの高額な備品が更新できておらず、実習に大きな支障をきたしている。
- また、ICTを活用した探究的・文理横断的・実践的学びを支援する高等学校DX加速化推進事業で整備できる機器は、必要な備品等の2割程度である。
- 地域産業の担い手の育成に公立高等学校の果たす役割は非常に大きく、これからの時代を支える人材の育成のため、新しい学びに対応した最先端の施設・設備が必要である。
- 加えて、人口減少が進む地域においては、公立・私立高校が高等教育を維持・充実していくためには、例えば各高校や地域が連携して、施設設備の共同利用や学習環境の共同整備を図るなど、より効率的な取組が重要であり、こうした取組を後押しする制度創設や財源措置が必要である。

3 高等学校におけるICT環境整備に係る支援について

- 1人1台端末をはじめとする学校のICT環境は、これまでどおりの指導や学習を単に効率化する付加的なものではなく、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等を図る上で必要不可欠な学習基盤である。
- 県立高等学校においても、今後、1人1台端末やデジタル教科書の更なる活用を進めるには、教師用端末の継続的な整備や、通信量の増大に対応できるネットワーク環境の整備に加え、電子黒板等の大型提示装置のような教室のICT機器整備も必要であるが、各種のICT環境整備には多額の費用がかかり、県の財政負担のみでは十分な対応が困難な状況にある。
- 国においては、令和7年1月に策定した「学校のICT環境整備3か年計画」に基づき、必要な事業費について単年度1,464億円の地方交付税措置を講じるとのことだが、ICT機器は数年で性能の優れたモデルが開発されるなど機器の更新サイクルが早いことから、全ての生徒が公平にICTを活用した学習ができる環境を構築するためには、ICT機器やネットワーク環境の充実を継続的に図る必要がある。整備に係る経費が継続的かつ確実に交付されるよう、補助金化も含め、安定的なスキームとすることが望ましい。

4、5 高等学校における外部人材の活用への支援充実

- 進学率の向上に伴い、学び直しが必要な生徒、日本語指導が必要な外国人生徒等の増加により、教員の負担が増加している。また、千葉県で実施している令和6年度「教員等の出退勤時刻実態調査結果」では、月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える県立高等学校・特別支援学校の副校長・教頭の割合が、それぞれ46.9%、59.4%と高い状況が続いている。
- 副校長・教頭をはじめとする教員の負担軽減を図るとともに、生徒が社会的・職業的に自立するために必要な資質・能力を、高等学校でしっかりと身に付けられるよう、一人一人に応じたきめ細かな指導を行うためには、教員の業務を支援する人材の配置が不可欠であり、高等学校へも配置が進むよう、予算の更なる拡充が必要である。
- 国の部活動指導員配置支援事業は中学校を対象としており、高等学校は、補助対象となっていない。県では、「スポーツエキスパート活用事業」を実施し、運動部を対象に、外部人材が実技指導や助言を行っているが、外部人材単独での指導や大会引率はできないこととなっており、教員の負担軽減に対処しきれっていない状況である。学校からは、単独での指導等や文化部での活用の希望があり、高等学校においても部活動指導員が配置できるよう、補助制度の拡充が必要である。
- さらに、各学校において最先端の学びを実現する上で、企業等の外部機関に在職する優れた人材の活用は必須であり、その派遣に係る謝金や旅費など、必要経費に係る財政措置が必要である。
- また、外部機関との調整を行うコーディネーターの配置が不足していることから、教職員が外部機関との調整を行っている場合が多く、学校現場において負担となっている。
- コーディネーターについては、文部科学省の「補習等のための指導員等派遣事業」を活用して、配置を行っているところであるが、補助金が申請額どおり措置されず、十分な勤務日数を確保できていない。コーディネーターは、産業界や地域との連携において、非常に重要な役割を果たしていることから、予算の拡充や補助率の引き上げを図るとともに、安定的に雇用・配置できるような仕組みとすることが必要である。

IV こども・若者の可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(3) 多様な教育ニーズに対応した支援の充実

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】 多様な教育ニーズに対応した支援の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、特別支援学級の編制標準の引下げ及びそれに伴う教職員定数の改善を図ること。
また、重度の障害のある児童生徒が小・中学校の特別支援学級に在籍する場合の加配教員の 신설や特別支援教育コーディネーターの定数配置をすること。
- 2 特別支援教育支援員の配置のための地方財政措置を拡充すること。
- 3 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導を充実するため、日本語指導等を行う教員の定数の改善等を図るとともに、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」について、予算の拡充及び補助率の引上げを図ること。

【直面している課題・背景】

1 特別支援教育推進のための教員の充実

- 「障害者基本法」及び「発達障害者支援法」の改正、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行を受けて、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の多様なニーズを踏まえた指導や合理的配慮の必要性が一層高まっている。
- 近年の小・中学校における特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあることに加え、障害の重度・重複化、多様化により、学級に在籍する児童生徒が、1学級当たりの編制標準とされている8人未満でも指導が困難なケースがあり、適切な指導及び支援を行うための体制整備は喫緊の課題である。
- 小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、義務標準法を改正し、特別支援学級の編制基準の引下げ及びそれに伴う教職員定数の改善を図ることが必要である。
- 特別支援教育コーディネーターは、校内委員会や校内研修の開催、保護者との教育相談、関係機関との連携等、校内体制整備の要であるため、本県では、全校種において特別支援教育コーディネーターを指名し、特別支援教育を推進している。年々、特別な支援を要する児童生徒が増加し、障害も重度・重複化、多様化する中で、特別支援教育コーディネーターが果たす役割は、ますます重要になってきている。

- しかしながら、小・中学校、高等学校等では、多くの教員が担任等、他の分掌を兼務してコーディネーターの業務を担っており、コーディネーターとしての業務に専念することができない現状の体制では、適切な指導、支援の提供が難しくなるとともに、業務上の負担も非常に大きくなっている。コーディネーターとしての機能を、効果的に発揮させるために、特別支援教育コーディネーターの定数配置が必要である。

2 特別支援教育支援員の配置に係る財政措置について

- 特別支援教育支援員（以下、「支援員」という。）は、幼稚園、小・中学校、高等学校等において特別支援教育コーディネーターや学級担任等と連携の上、幼児児童生徒の日常生活上の介助・学習支援・安全確保を行うために、欠かせない存在となっている。
- 令和4年12月に公表された文部科学省の調査結果では、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、小・中学校の通常学級に約8.8%在籍しているとされている。
- 支援を要する幼児児童生徒数に即した支援員の配置のため、十分な財政的支援が必要である。

3 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導の充実

- 成田国際空港を有し、我が国における世界の玄関口の役割も果たす本県では、在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等の人数が、令和3年度2,633人、令和5年度3,925人と約1.5倍に増加し、使用言語も約40言語と多様化している。
- 日本語指導が必要な児童生徒に係る教職員定数について、児童生徒18人に1人の割合で、令和8年度までに段階的に基礎定数化するとされているものの、使用言語の多様化への対応や多文化共生のためのきめ細かな日本語指導を行うことは困難な状況であり、少数在籍校を含む一層の加配措置が必要である。
- 「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」を活用し、県立学校への外国人児童生徒等教育相談員の派遣や市町村が実施する日本語支援員等の配置等に係る経費の助成を行っているが、県及び市町村の負担が大きく、十分な支援が困難な状況にある。必要な経費が申請額どおり措置されるよう、国の予算を拡充するとともに、1/3とされている補助率の引上げが必要である。
- 特に、文化的・言語的な違いを理解し、帰国・外国人児童生徒等に対応できる教員の育成、日本語指導教材の充実など、支援の拡充が必要である。
- こうしたことに関し、国として、体制整備等の対応方針を作成し、都道府県等が財源を負担することのない具体的方策を講じる必要がある。

IV こども・若者の可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(4) 公立学校施設及び社会教育施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】

公立学校施設及び社会教育施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 校舎等の大規模改造等の実施に必要な公立学校施設整備事業の予算について格段の充実を図ること。
- 2 計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策、教育環境向上を図るための空調設備の整備やトイレ改修、避難所としての防災機能強化などについて、補助率の引上げや補助対象の拡充を図るとともに、昨今の著しい物価高騰の中でも、学校施設を計画的に整備できるよう補助単価の引上げを図ること。
また、多様な整備手法が選択できるよう、リース方式による空調導入に対しても、地方財政措置を始めとした地方負担の軽減に向けた対応を図ること。
- 3 学校給食施設の整備に向け、地方の事業計画を踏まえて、必要な財源を確保すること。
- 4 被災した公立学校施設（学校給食共同調理場を含む）及び社会教育施設の復旧に係る補助制度については、原形復旧に限らず、必要な改良復旧を行えるよう制度を拡充すること。

【直面している課題・背景】

1、2 公立学校施設の整備に必要な財源の確保について

- 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としても使用される重要な施設である。このような中、公立小中学校施設の約7割が建築後約30年以上を経過するなど老朽化が著しい。
また、国においても、避難所となる学校施設の防災機能の強化を推進しているところであり、自治体の整備計画を促進する観点からも、補助率の引上げや下限額の引下げなど補助制度の拡充を図る必要がある。
- 災害時に避難所となる公立学校施設の空調については、体育館等への空調整備に係る臨時特例交付金が新設され、地方負担の軽減が図られているが、リース方式は国庫補助の対象外となっている。公立学校施設への空調整備を推進するため、リース方式についても、特別地方交付税等による財源措置や国庫補助の対象とするなど地域負担の軽減を図る必要がある。

3 学校給食施設の整備に必要な財源の確保について

- 学校給食施設の整備に係る事業については、各地方公共団体が地域の実情を踏まえた事業計画を立てているが、過年度においては採択漏れがあった。また、国の補助率に対して地方の事業予算が上回ることから、財源の確保が必要である。

4 被災した公立学校施設及び社会教育施設の復旧に係る補助制度について

- 防災基本計画第2編第3章第2節には「国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。」との記載があるが、公立学校施設災害復旧費国庫負担事業等の現行制度では、原則、原形復旧に限られており、改良復旧が実施できない。
- 災害時には、多くの公立学校施設や社会教育施設等が避難所や緊急避難場所として指定されている実態を踏まえ、避難所等として指定された公立学校施設等及び社会教育施設等がその機能を十分に発揮できるよう、必要な改良復旧を行うために補助制度の拡充を図る必要がある。

IV こども・若者の可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(5) 私立学校の運営等に対する支援策の充実

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 総務部



【提案・要望事項名】 私立学校の運営等に対する支援策の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 私立学校に対する経常費補助については、国の財源措置の更なる充実を図ること。
- 2 私立幼稚園教員の処遇改善に係る支援制度については、保育園や認定こども園に対する国の処遇改善制度との均衡を図りながら、私立幼稚園が教員の処遇改善を確実に実施できるよう、制度の拡充及び恒久化を図ること。
- 3 幼児教育の無償化については、市町村ごとに手続きや様式等が異なり、私学助成を受けている私立幼稚園の事務負担が増加していることから、事務処理の見直しを行うとともに、事務費などの財政的な支援を行うこと。
- 4 幼児教育・高等教育の無償化に係る地方負担分については、十分な交付税措置を行うこと。
- 5 私立学校施設の耐震化に必要な予算（非構造部材やブロック塀等も含む）を確保すること。また予算の確保に当たっては、次の点に留意すること。
 - (1) 国庫補助率の引上げを行うこと。
 - (2) 補助単価を実情に見合った単価に引き上げること。
 - (3) 令和8年度までとなっている高等学校等の耐震改築事業費補助制度を恒久化すること。

【直面している課題・背景】

1 私立学校への経常費助成

- 国は、私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営等に資するため、都道府県が高等学校・中学校・小学校及び幼稚園を設置する学校法人の学校教育に係る経常的経費に対し補助する場合に、都道府県に対しその経費の一部を助成している。
- 千葉県では、国の標準単価に県独自の上乗せ額を加算し、生徒1人当たりの補助単価を充実させ、学校法人に補助しているが、私立学校の経常的経費も教育環境の改善を図るなど増加傾向にあり、十分とは言えないため、国の財源措置についても更なる充実が必要である。

2 幼稚園教員の人材確保支援

- 私立幼稚園については、預かり保育や地域の育児相談等を積極的に実施するなど、待機児童の解消や子育て支援に一定の役割を果たしているが、幼稚園教諭は他業種と比較し、依然、給与水準が低い傾向にある。幼稚園教諭確保のためには処遇の改善が引き続き重要である。
- 国は令和4年度から、私立幼稚園が実施する教職員の継続的な賃上げによる処遇改善に要した経費の一部を補助している。令和7年度は、令和6年度までの既存の人材確保支援補助に加え、幼児教育の質の向上のため、幼稚園教員のキャリアアップやマネジメント力の強化等を目的とした補助制度が新設される予定である。幼児教育の質の向上のため、私立幼稚園が将来も継続して人材を確保できるように、制度の更なる拡充及び恒久化を図っていく必要がある。
- 幼児期は人格形成の基礎を培うものであり、幼児教育の質の向上を保証するには、私立幼稚園における人材確保が極めて重要である。そのためにも教員の処遇改善を確実に実施できるよう、財政的な支援が必要である。

3 幼児教育・保育の無償化に係る制度の見直し

- 幼児教育の無償化の事務については、国の制度であるにもかかわらず、保護者への書類交付や、取りまとめた資料の市町村への提出など、私立幼稚園を経由する制度となっており、私立幼稚園にとっては新たな事務が発生していることから、必要な事務費などの財政的な支援が必要である。
- また、市町村ごとに様式や提出手続きが異なるため、複数の市町村から園児が通園している場合には、私立幼稚園の事務が煩雑化していることから、手続きの簡素化など制度の見直しを行う必要がある。

4 幼児教育・高等教育の無償化について

- 幼児教育・保育、高等教育の無償化については、国の制度であり、消費税率の引き上げによる財源を活用し実施することとされているので、県負担分についても国による確実な財源措置を求める。

5 私立学校施設の耐震化の促進について

- 私立学校施設は、幼児・児童・生徒が一日の大半を過ごすとともに、非常災害時には、地域住民の避難所としての役割を果たしていることから、私立学校施設の安全確保は喫緊の課題となっている。
- 千葉県の子私立学校における令和6年4月1日現在の耐震化率は、92.0%となっており、特に私立幼稚園の耐震化率は88.6%と低く、取組が遅れている。未耐震となっている幼稚園では、財政規模が小さく、事業費の目途が立たない園が多いため、補助制度の一層の拡充が必要である。

- 認定こども園や保育所に対する国の補助率は原則 1 / 2 であるのに対し、私立学校の耐震化に対する国の補助率は原則 1 / 3 となっており、学校法人の負担が大きいことから、均衡を図る必要がある。
- 国の耐震改築における補助単価については、年々増額されているところであるが、実際の改築単価とは乖離があり、私立学校の負担が大きくなっている。
- 耐震改築事業補助制度は、当初小中高等学校を対象として、平成 26 年度から平成 28 年度まで臨時措置された後も、令和 6 年度まで延長されていたが、令和 7 年度予算案において、さらに令和 8 年度まで延長措置がなされている。各学校において計画的に事業を実施するためには期限設定のない事業の恒久化が必要である。

【参考】私立学校の耐震化率（R6. 4 現在）

単位：%

	千葉県（私立）	全国平均（私立）	千葉県（公立）
幼稚園 (こども園除く)	88.6	92.2	100.0
小中高	96.3	94.6	100.0
合計 (こども園除く)	92.0	93.6	100.0

IV こども・若者の可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(6) 部活動の地域展開に係る地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備支援

提案・要望先 スポーツ庁・文化庁

千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】

部活動の地域展開に係る地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 希望する全ての生徒に地域のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、地域展開により、生徒が新たに負担することとなる費用が高額とならないよう、受け皿となる団体に対して十分な支援を講じること。また、経済的な困窮家庭については、新たな費用負担が生じないよう、全額を支援すること。
- 2 自治体の規模や財政力により格差が生じないよう、自治体が受け皿となる団体の体制整備を支援するために要する事務経費等について、十分な財政措置を講じること。
- 3 地域展開後においても継続的、かつ、安定的な運営が可能となるよう、恒久的な財政措置を前提とした制度設計を行うこと。

【直面している課題・背景】

1 生徒の費用負担軽減について

- スポーツ庁・文化庁においては令和8年度から令和13年度までを改革実行期間として、この期間内に全ての学校部活動において、休日は地域クラブ活動に転換することを示しており、本県でも各市町村の実情に応じた支援を行い、地域展開の取組を推進している。
- 急激な少子化が進む中で、生徒が希望する部活動を維持できない状況が懸念されており、将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術に継続して親しむ機会を確保・充実することは重要である。一方で、部活動の地域展開の推進にあたっては、指導者や活動場所の確保など、新たに発生する費用負担の在り方が課題となっている。希望する全ての生徒にスポーツ・文化芸術活動の機会が確保されるよう、受益者負担が高額とならないようにすることが必要である。

2 自治体等への財政支援について

- 地域によっては、質の高い指導者や受け皿団体、活動場所の確保などに課題が見られ、設置可能なクラブ活動が限定されてしまうことも考えられる。生徒の活動機会に地域格差が生じることがないように、自治体が行う環境整備への十分な支援やクラブ・地域ごとの費用負担の差の是正を講じる必要がある。
- 公的負担については、国・県・市町村で支え合うことが重要であることは理解できるが、県や市町村においては新たな財政措置となるため、国からの十分な財政支援が必要である。

3 恒久的な財政措置を前提とした制度設計

- 地域展開に当たっては、様々な課題があり市町村への支援は相当な期間必要となる。また、地域展開によって、部活動の在り方が大きく変わることから、展開に向けた取組や展開後においても継続的、かつ、安定的な運営が行えるように十分な支援が必要である。

IV こども・若者の可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

教育施策の充実に当たっては、以下の事項を要望している。

(7) 子育て世帯の負担軽減【再掲】

3 高等学校等就学支援金制度の拡充

令和8年度から実施される収入要件の撤廃と私立加算額の引き上げにあたっては、地方負担が生じることのないように、国において財源を確実に確保するほか、支給月数や支給単位数の制限について、制度の見直しを図ること。

また、保護者等の申請手続や都道府県・各学校の確認事務が抜本的に簡素化されるよう、法改正を含めた制度改正を行うこと。

[IV-1-(3) 参照]

V 誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会の実現

1 多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現

(1) 女性活躍を推進する取組の充実・強化

提案・要望先 内閣府

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】 女性活躍を推進する取組の充実・強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 「地域女性活躍推進交付金」について、地方公共団体の創意工夫を生かした主体的な取組が、安定的・継続的に実施できるよう、交付要件等を緩和するなど、柔軟な制度運用を図ること。
- 2 国が検討を進めている男女共同参画社会基本法の一部改正において設置が努力義務化される、男女共同参画センターが、地域における男女共同参画施策を推進するための拠点としての機能を果たすことができるよう、「地域女性活躍推進交付金」の拡充など、国としても財政支援等を確実に講ずること。また、地域の課題及びニーズに応じた、独自の施策を実施できるよう、引き続き、必要な財政支援等を行うこと。

【直面している課題・背景】

1 女性の活躍推進に向けた地域における主体的な取組の促進

- 人口減少やグローバル化の進展など、急速に社会が変化する中で、社会の活力・創造性を高めていくためには、年齢、性別、障害の有無など、様々な違いのある人々が、個性を生かし、その人らしく活躍できる、すなわち多様性が尊重される社会の実現が重要である。
- 女性の活躍推進は、そうした社会の実現のために不可欠な要素であるが、女性への家事・育児等の偏りや、それらの根底にある固定的な役割分担意識などの課題が根強く存在しており、課題の解消に向けた意識の変革等を社会全体で進めていく必要がある。
- これらの課題解消に向け、女性活躍推進に資する様々な取組に活用できる「地域女性活躍推進交付金」について、現行の制度では、交付金の対象となる類型が多岐に渡り、類型毎に要件が異なることから、交付申請手続きが複雑になっている。
また、当交付金は、単年度の事業実施となっているため、地域の実情に応じた施策を安定的に取り組めるよう、複数年の継続事業も交付対象とするなど、柔軟で使いやすい運用が必要である。

2 男女共同参画センター(拠点)の整備及び機能強化

- 「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(仮称)」では、男女共同参画社会基本法を改正し、地方自治体の男女共同参画推進拠点となる男女共同参画センター設置が努力義務とされ、新たに連携及び協働の促進や人材確保などの事務負担が義務づけられる見込みである。

- 男女共同参画センターは、直接地域住民と接する最前線の拠点として、地域の実情を踏まえつつ、国や地方公共団体の施策等と連動して、地域の様々な課題に実践的に対応する役割を担っている。
- 「拠点としての機能を担う体制」の確保にあたっては、人材の確保・育成、地域の関係機関との連携、事業実施のノウハウ等の習得など、事務負担等の増加が見込まれることから、「地域女性活躍推進交付金」の拡充等、体制整備や施策実施のための十分な財政支援等が必要である。特に、男女共同参画センターが設置されていない市町村においては、人的にも財政的にも負担が大きいと見込まれるため、拠点機能を担う体制を確保するための十分な財政支援等が必要である。

【参考 1：地域女性活躍推進交付金の概要（内閣府）】

女性活躍推進法に基づき、都道府県及び市町村が、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することで、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。（平成 26 年度補正予算で創設）

<対象事業>

- ・地方公共団体の新規・拡充事業が対象
- ・原則、既存事業は対象外だが、継続による効果が認められる場合は継続事業も対象とする

<交付金の類型・上限額・補助率>

①都道府県事業

類型		取組例	上限額・補助率
活躍推進型		女性役員・管理職を育成するための研修、地域女性リーダー養成事業 など	800 万円・1/2
デジタル人材・起業家育成支援型		女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナー など	1,200 万円・3/4
寄り添い支援・つながりサポート型	寄り添い支援型プラス	コロナ等生活上の困難・不安を抱える女性向け相談支援	800 万円・1/2
	つながりサポート型	孤独・孤立等の困難・不安を抱える女性向けアウトリーチ型サポートと居場所づくり	1,125 万円・3/4
	男性相談支援型	男性の望まない孤独・孤立、家庭、介護等に係る悩み相談	800 万円・1/2

②市町村事業

類型		取組例	上限額・補助率
活躍推進型		女性役員・管理職を育成するための研修、地域女性リーダー養成事業 など	政令指定都市 500 万円、他市町村 250 万円・1/2
デジタル人材・起業家育成支援型		女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナー など	政令指定都市 750 万円、他市町村 375 万円・3/4
寄り添い支援・つながりサポート型	寄り添い支援型プラス	コロナ等生活上の困難・不安を抱える女性向け相談支援	市 800 万円、町村 500 万円・1/2
	つながりサポート型	孤独・孤立等の困難・不安を抱える女性向けアウトリーチ型サポートと居場所づくり※NPO等への委託が必須	1,125 万円・3/4
	男性相談支援型	男性の望まない孤独・孤立、家庭、介護等に係る悩み相談	市 800 万円、町村 500 万円・1/2

◇類型が多岐に渡り、それぞれ要件（「活躍推進型」については、全部委託は不可、「つながりサポート型」については、NPO等への委託が必須等）や補助率が異なる等、手続きが複雑となっている。

<令和7年度交付金における県内の状況>

令和7年度は、8自治体、33事業について、交付金活用希望があったところ、21事業が不採択となった。

	交付決定(令和7年3月末時点)	事前協議(令和7年2月時点)
自治体数	8自治体(県及び7市)	8自治体(県及び7市)
事業数	12事業(県1、市11)	33事業(県3、市30)

【参考2：男女共同参画センターの概要】

<全国設置状況> (令和6年4月1日時点)

- ・都道府県：45都道府県設置、49施設
- ・政令指定都市：全20市設置、29施設
- ・市区町村(政令指定都市を除く)：292市町村、300施設

<県内設置状況> (令和7年4月1日時点) 12施設(県1・市11)

名称	設置年月日	運営主体
千葉県男女共同参画センター	2006年8月1日	直営
千葉市男女共同参画センター	1999年12月1日	指定管理
市川市男女共同参画センターウィズ	1991年11月1日	直営
船橋市男女共同参画センター	1994年4月1日	直営
男女共同参画センターゆうまつど	1980年11月29日	直営
佐倉市男女平等参画推進センターミウズ	2003年4月1日	指定管理
習志野市男女共同参画センターステップならしの	2003年11月1日	直営
柏市男女共同参画センター	2016年5月14日	直営
八千代市男女共同参画センター	1989年6月1日	直営
鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター	2006年10月1日	直営
浦安市多様性社会推進課ルピナス	2002年10月1日	直営
印西市男女共同参画センター	2025年4月1日	直営

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

V 誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会の実現

1 多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現

(2) 外国人の増加に対する取組の強化

提案・要望先 内閣官房、法務省、文部科学省、総務省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】 外国人の増加に対する取組の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 育成就労制度の創設など外国人材の受入政策を進めるにあたっては、基本法の制定などにより、中長期的な視点で国や地方自治体などの役割を明確にし、責任を持って主体的に外国人との共生のための施策を実施するとともに、地方自治体が地域の実情に応じた施策を展開できるよう十分な財政的支援を継続的に行うこと。
- 2 在留資格「家族滞在」で在留する者をはじめとする、外国人の更なる増加に対応できるよう、日本人と外国人との共生社会を築く上で前提となる日常生活に必要な日本語能力や日本の文化、生活ルール等を学ぶ仕組みを国が主体となって充実させること。
- 3 地域の状況に応じた日本語教育を推進するための「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」については、所要額が十分に措置されていないことから、必要な予算額を確保すること。
- 4 義務教育年齢を超過した子供に対しては、高校就学に必要な日本語等を学習する制度が整っていないことから、必要となる公的な仕組みを構築すること。また、「外国人の子供の就学促進事業」について、自治体の実情に合わせた活用しやすい補助制度に見直しを図ること。
- 5 「外国人受入環境整備交付金」について、要望額に対して満額交付できるよう、予算を十分に確保すること。また、人件費の算定方法をはじめとした制度の見直しを行うこと。
- 6 公的機関の窓口等における外国人とのコミュニケーションを支援するための通訳体制の一層の整備を図ること。
- 7 不法滞在に対し、国の責任において適切な出入国在留管理を徹底すること。

【直面している課題・背景】

1 外国人の受入に係る適切な政策の推進

- 人口減少による働き手や社会の担い手不足が顕在化するなど、県を取り巻く社会環境が厳しさを増す中、これらの社会環境の変化に的確に対応していくためには、外国人県民を支援対象としてだけではなく、地域社会の担い手として認識し、外国人県民を含めた全ての県民が共に助け合い、その能力を最大限に発揮して活躍していくという視点が重要である。

- 現在、国においては新たに創設される「育成就労制度」に係る関係規定等の整備など、外国人材の受入れを推進しているところであるが、外国人材の受入れについて、中・長期的な視点に立った目指す姿や基本理念などについては、明らかにされていない。
- 外国人材の受入れが進む中、日本人と外国人とが共に安心して暮らすことのできる社会に向けた取組を充実していくためには、国が責任を持って国や地方自治体、受入企業など関係者の役割分担や責務を明確化し、帯同家族も含めた受入れに係る政策を体系的、網羅的に進めるとともに、自治体が地域の実情に応じた施策を実施できるよう、財政支援が必要である。

2 日本語教育の一層の推進

- 外国人が地域社会の一員として暮らしていくためには、その家族も含め、日本語の習得や我が国の社会規範等に対する理解が欠かせない。本県の県内在留外国人に占める在留資格「家族滞在」の割合は全国で1位（11.1%）であり、労働者の家族として帯同する者のうち、特に配偶者については、日本語教育を受ける機会に乏しく全く日本語ができない場合が散見され、結果的に地域社会とのつながりが希薄な状況に陥ることから、国の責務として外国人労働者のみならず帯同家族についても、入国前後を通じ継続して日本語と日本の文化や生活ルール・マナーを学べる環境整備を進めるべきである。
- 近年、母国で日本語を学ばず入国する外国人への基礎的な日本語教育への対応が課題となっており、自治体や支援団体の負担が増加している。ボランティア任せではなく、外国人に生活者として必要な日本語を身に付けるための学習機会を提供する公的な仕組みを、国が責任をもって構築する必要がある。

3 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業における十分な予算の確保

- 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」については、都道府県が域内の日本語教育体制を整備する事業の経費の一部を補助するものであるが、国庫補助分は令和6年度に引き続き、所要額が十分に措置されない見込みとなっている。
 ついては、自治体が必要とする要望額に対して満額交付できるよう、予算の十分な確保をお願いしたい。

4 義務教育年齢を超過した子どもに対する就学支援

- 外国人の子どもが日本社会で自立していくためには、高等学校等において適切な教育を受けることが重要である。適切な教育を受けることで、自己実現はもとより地域の活力の維持・向上に繋がることも期待される。
 このため、義務教育年齢を超過して来日した子どもに対し、高校就学に必要な日本語等を学習する公的な仕組みの構築が必要である。
- さらに、文部科学省の「外国人の子供の就学促進事業」は子どもの高校就学のための教室運営も対象となっはいるものの、自治体の直接事業のみが認められ、教室運営をする団体への補助は認められていない。
- 本県においては、外国籍の子どもが急増しており、支援団体による個々の教室運営の取組が先行して進められている。自治体が個々の団体へ補助し自立的な運営を支援する方が、合理的であり即効性がある。自治体の実情に合わせた活用しやすい補助制度となるよう見直されたい。

5 一元的相談窓口のさらなる充実

- 外国人県民の中には、日本語によるコミュニケーションが難しく、行政への相談等に困難を抱える場合もあるため、多言語で相談できる体制の充実が必要となる。
- 外国人受入環境整備交付金については、自治体が在留外国人に対し、生活に係る適切な情報提供及び相談を多言語で行う一元的相談窓口の運営のために、経費の一部が交付されるものであるが、所要額が十分に措置されていないため、自治体によっては、財政負担の増加や相談体制の縮小を招くこととなる。
- 今後も外国人の増加が見込まれる中、外国人が抱える問題に対応した相談体制が十分に整備できない場合、安心して暮らし、将来にわたり社会の活力を生み出せる社会の構築に支障が生じる恐れがあることから、特別交付税措置も含めて、自治体が必要とする要望額に対して満額交付できるよう、予算の十分な確保を求めるもの。
- また、令和7年度から前年度上半期の相談件数に基づいて人件費の上限を設定することとされ、在留外国人数の増加やそれに伴う複雑な相談事案の増加が考慮されていないことから、在留外国人数及び複雑な相談事案の増加に対応できる補助制度となるよう見直されたい。

6 公的機関の窓口等における外国人とのコミュニケーション支援

- 外国人への日本語教育を推進する一方で、多言語による情報提供も不可欠であり、自治体において一元的相談窓口の設置や、多言語による情報提供が徐々に進んでいる。
- 国が自治体の行政窓口向けに実施している電話通訳サービスについて、教育関係の相談窓口など対象機関を拡大するとともに、電話をより繋がりやすくすることや、ペルシャ語などの対応言語を拡大することを通じて支援体制を一層整備されたい。

7 適切な出入国在留管理

- 日本人と外国人が共に安心して暮らすためには、適切な出入国在留管理により、外国人が適法に滞在することが前提となる。一方で、入管法違反件数は、令和5年に18,198件と直近5年で2番目に高く、違反件数のうち不法残留件数は16,949件と9割以上を占めている。
- 国は関係省庁が連携して「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」を設置し、我が国における不法就労等外国人問題について連携・協力して取り組んでいるところであるが、本県でも多数の不法滞在の外国人が稼働しており、こうした状況が続けば、労働市場、治安など様々な分野に影響を及ぼすことが懸念されることから、一層取組を充実されたい。
- なお、本県には約800か所のヤードが存在しており、その一部のヤードでは使用済自動車の再資源化等に関する法律や廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの各種法令に違反した行為が行われたり、不法滞在外国人等の稼働・い集場所等として利用されたりしている実態がみられる。

<参考>入管法違反事件について

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	19,386	15,875	18,012	10,300	18,198
不法入国	349	225	182	176	168
不法上陸	134	56	50	69	172
資格外活動	255	96	37	44	175
不法残留 (うち出国命令)	17,627 (8,713)	14,465 (6,874)	16,638 (4,365)	9,137 (3,877)	16,949 (9,197)
刑罰法令違反	448	504	574	527	422
その他	573	529	531	347	312

不法就労者	12,816	10,993	13,255	6,355	12,384
-------	--------	--------	--------	-------	--------

出典：出入国在留管理庁「令和5年における入管法違反事件について」

* 不法就労者数は総数のうち不法就労事実が認められた者

<参考>不法就労者の稼働場所別構成

都県	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
茨城県	2,126	1,512	1,973	1,283	2,748
千葉県	1,878	1,488	2,064	890	1,915
群馬県	826	851	1,439	536	1,333
埼玉県	1,290	1,290	1,632	558	1,172
東京都	1,551	1,428	1,287	529	831
栃木県	305	287	477	238	509
神奈川県	625	534	566	269	475
全国計	12,816	10,993	13,255	6,355	12,384

(出入国在留管理庁公表資料「令和5年における入管法違反事件について」はじめ、令和元年から令和5年の入管法違反事件を公表した同庁の資料から作成)

V 誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会の実現

1 多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現

(3) LGBT理解増進法に基づく取組の推進

提案・要望先 内閣府

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】 LGBT理解増進法に基づく取組の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 性的マイノリティに関する全国的な調査を実施し、現状について適切に把握すること。また、調査結果等を踏まえ、必要な取組について業界団体等に対し働きかけるとともに、求められる水準など自治体施策の推進の在り方を整理し、共有を図ること。
- 2 性的マイノリティに対する国民の正しい理解を促進するため、全国的な啓発を実施すること。
- 3 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に規定する「基本計画」及び「指針」を早急に策定し、国民等に周知すること。

【直面している課題・背景】

1 性的マイノリティに関する調査・研究について

- 性的マイノリティに関する施策の検討に当たっては、国民の理解の状況、当事者の数や生きづらさの現状のほか、教育や就労、医療や福祉の現場における取扱いの実態などを踏まえる必要があるが、公的な機関による現状の調査等は十分とは言えない。
- 住まいや医療・福祉現場などにおいて、同性パートナーは、事実上婚姻関係にある者とは異なる扱いを受ける場合があると聞いており、その実態の把握や業界への働きかけが必要である。
- いわゆる LGBT 理解増進法では、自治体は知識の着実な普及や相談体制の整備等が求められているが、自治体施策に求められる水準が明らかにされておらず、自治体のノウハウも十分ではないことから、取組状況に差が生じている。
- 性的マイノリティに関する誤解や偏見に基づく問い合わせや、施策に対する批判等が自治体に寄せられており、科学的知見に基づく統一した見解が必要である。
- 性的指向や性自認等、性の多様性に関する問題は全国的な課題であると考えられることから、居住する地域に関わらず、誰もが安心して暮らすことができるように、国において全国的な調査を実施し実態を明らかにするとともに、それらを踏まえ、自治体施策に求められる水準や関係主体との連携方策、効果的な進行管理の手法・体制など、施策の推進の在り方を整理し、地方公共団体にも共有することが求められる。

2 性的マイノリティに関する正しい理解の促進

- 各自治体が独自に啓発活動を行っているが、自治体が持っている広報媒体や啓発活動には限りがあり、広く住民へ周知するには至っていない。
特に、SNS 等で展開されている誤解や偏見に基づく根拠のない言説に対し、自治体の取組だけで、これらを解消することは困難である。
- 性的指向や性自認の多様性に関する理解増進については、国による学術研究で得られた最新の知見を踏まえながら、全国的な啓発を行うことが効果的であると考ええる。

3 基本計画等の早期策定について

- 国内外において、共生社会の在り方に関する様々な意見や議論があることから、基本計画を早期に策定し、性的マイノリティに関する施策に係る国の方針を国民や地方自治体に明確に示す必要がある。
- 女性を自称する男性による女子トイレ等の利用に関し、不安の声が寄せられていることから、全ての国民が安心して生活することができるよう、LGBT 理解増進法に基づく「指針」を早急に策定し、国民等に周知することが求められる。

V 誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会の実現

1 多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現

多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の実現に当たっては、以下の事項を要望している。

(4) 人材の確保・定着・育成の積極的な推進【再掲】

2 外国人材の円滑な受入れや定着のために不可欠な職場環境の整備に向けて、多様な民間サービスを利用する中小企業等の経費負担を軽減するための補助制度を創設すること。

3 障害者雇用の理解促進、障害者の定着や企業における環境整備支援等を一層充実させるため、障害者就業・生活支援センターの就労支援体制を強化するなど、企業及び障害者双方への支援のさらなる充実を図ること。

[Ⅱ-2-(3) 参照]

VI 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造

1 環境の保全と豊かな自然の活用

(1) 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

提案・要望先 環境省、経済産業省、国土交通省、内閣官房
千葉県担当部局 環境生活部、商工労働部



【提案・要望事項名】 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 地方公共団体が脱炭素社会の実現に向けた主体的な取組を推進できるよう、包括的、かつ、安定的な地方財源を確保すること。また、地方公共団体が自らの施設の脱炭素化を計画的に実施できるよう、令和7年度までとされている脱炭素化推進事業債による支援を継続すること。
- 2 公共施設における脱炭素化・再生可能エネルギー導入及びレジリエンス強化のため、令和7年度までとされているPPA導入に係る補助制度を少なくとも令和12年度まで継続するとともに、実用化が進むペロブスカイト太陽電池についても本補助制度によりシリコン型と同程度の負担で導入できるよう制度を拡充すること。
- 3 住宅・建築物の脱炭素化について
 - (1) ZEH化・ZEB化への支援策を拡充すること。
 - (2) 既存・新築に関わらず、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギーの導入に向けたインセンティブを高める仕組みを講じること。
- 4 次世代自動車の導入促進について
 - (1) 次世代自動車の導入に向けた補助制度を継続するとともに、必要な予算を確保すること。また、技術開発、価格低減が促進されるようメーカーに支援を行うこと。
 - (2) 集合住宅や商業施設、事業所・営業所等、様々な施設における充電設備の導入に向け、補助金交付上限額を引き上げるなど、補助制度を拡充するとともに、必要な予算を確保すること。
- 5 中小企業における脱炭素化に資する設備導入のための支援を拡充すること。
- 6 カーボンプライシング構想の具体化に当たっては、温室効果ガス排出削減の最大化を目指すとともに、経済界の意見等を適切に聴取し実効性の高い制度を構築すること。
- 7 水素エネルギー等の普及・拡大
 - (1) 脱炭素社会の実現に向けては、水素や再生可能エネルギーの更なる普及・拡大を図る必要があることから、引き続き、技術開発の推進、規制緩和、設備投資への支援など、必要な措置を講ずること。

(2) モビリティ分野における、FC商用車や水素ステーションの導入等に向けて、まずは、民間事業者・自治体への負担を求めず、国の全額負担でFC商用車の導入や水素ステーションの設置・運営の支援を行うことにより、導入促進を妨げる要因の分析等を踏まえた持続可能なモデルを国主導で確立し、各地域における民間事業者や自治体の車両の導入等の取組を促進すること。

8 洋上風力発電事業において、地域経済の活性化や雇用創出を図るため、産業界が国内で強靱なサプライチェーン形成への取組を進めることができるよう、国が積極的に後押しすること。

【直面している課題・背景】

1 地方における脱炭素社会実現のための財政措置

- 国による地方公共団体や事業者等を支援する事業のみならず、地方公共団体による主体的な取組や事業者等への支援を進めるための財源が課題である。「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、国は、自治体が温室効果ガスの排出量の削減等のための施策を実施するための費用について、必要な財政上の措置等を講ずることとされており、この規定に基づき地方の財源確保に努める必要がある。
- また、脱炭素化推進事業債は令和7年度までとされているが、EV自動車の導入や、庁舎へのLED照明・再生可能エネルギーの導入が進んでおらず、引き続き支援が必要である。

2 PPA導入に係る補助の継続、拡充

- 「地域脱炭素ロードマップ」では、自治体は令和12年までに建築物等の50%、令和22年までに100%、太陽光発電設備を導入することを目指すこととされているが、公共施設における脱炭素化・レジリエンス強化の同時実現を支援する国庫補助事業の実施期間は令和7年度までとされている。本県においても令和12年に向けて本補助事業を活用して導入を進めており、今後とも自治体が計画的に取り組んでいくためにも、少なくとも令和12年度まで継続し、引き続きPPA^{*}による導入を補助することが必要である。
※PPA (Power Purchase Agreement : 電力購入契約) : 需要家が所有する施設の屋上等に、民間事業者が費用を負担して太陽光発電設備を設置し、そこで発電された電力を需要家に対して有償で供給する契約方式のこと。当該設備の維持管理等は、所有者である民間事業者の費用負担で行うこととなり、需要家は発電された電力の使用量に応じた利用料金のみとなる。
- ペロブスカイト太陽電池については、軽量で柔軟性に優れており、耐荷重の低い屋根などにも設置可能であることや、主原料のヨウ素は日本が世界有数の生産国であることから、非常に有望な次世代技術である。一方、導入費用は、既存のシリコン型の数倍とされていることから設置を国策として進めていくためには導入費用の低減が不可欠である。

3 住宅・建築物の脱炭素化について

- 新築戸建住宅に占めるZEHの割合は約28%、非住宅建物全体の着工件数に占めるZEBの割合は約1.3%に留まっている。住宅や建築物のZEH化・ZEB化^{*}に向けて、国は各種の補助制度を設けているものの、より一層の支援拡充が必要である。

※ZEH (net Zero Energy House) ・ ZEB (net Zero Energy Building) は、建築物や設備の省エネ性能の向上等により一次エネルギー消費量を削減するとともに、再生可能エネルギーを活用することで、年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロ又は概ねゼロとなる建築物のこと

- また、ハウスメーカーによる ZEH の施工が進んでいる一方、中小工務店では遅れていることから、セミナーや研修会を開催するなど、中小工務店での ZEH 施工を後押しする必要がある。
- 改定された地球温暖化対策計画（2025 年 2 月）においても、住宅等における再生可能エネルギーの導入に努めることを促すこととしていることから、その導入拡大に向けて補助制度を拡充するなど、インセンティブを高めるための仕組みを講じる必要がある。

4 次世代自動車の導入促進

- 国では、2035 年までに乗用自動車新車販売で電動車 100%を目標としており、脱炭素社会実現のためには、この中でも排出ガスを出さない次世代自動車（EV、PHV、FCV）の普及率を高めることが重要であるが、次世代自動車の普及率は約 0.8%^(注)と低く、ガソリン車等の購入価格と同等となるような補助制度の維持・拡充など、販売市場拡大に向けた施策の後押しが必要である。 （注）令和 5 年度末時点の軽自動車及び二輪自動車を除く次世代自動車の割合
- 将来的に補助金に頼らず、消費者の選択肢となるには、車両価格の低減が不可欠であり、特に価格を押し上げている自動車搭載電池の性能を向上させるよう、メーカーの技術開発を支援することが必要である。
- また、令和 5 年度に続き、令和 6 年度予算においても予算が不足し、バス事業者から次世代自動車の導入に係る補助金を満額得られなかったとの声があることから、十分な予算額の確保が必要である。
- さらに、電気自動車の普及に向けては、充電に対する不安のない環境づくりを進めることが重要であり、国は、2030 年の公共用充電器の設置について 30 万口の整備を目指すこととしているが、イニシャルコストやランニングコストの負担が重い等の理由から、公共用充電設備の設置数は、急速充電器 1 万口を含む約 3.5 万口に留まっており、設置者の負担を軽減し、導入に向けた補助制度の維持・拡充が必要である。また、令和 6 年度の補助金については、審査基準額が設定され、補助申請額の低い案件から採択される方式となり、審査基準額以上の申請では、審査せず取り消しとされたが、国の掲げる整備目標を達成するためには更なる予算の確保が必要不可欠である。加えて、運輸・交通事業者が急速充電器等を導入するためには、高圧受電設備の設置工事に多額の費用を要することから、工事費に係る補助金交付上限額の引上げが必要である。

5 中小企業向け支援

- 中小企業の温室効果ガス排出量は 1.2 億 t～2.5 億 t と推計され、日本全体の排出量のうち 1 割～2 割弱を占めるといわれるが、日本商工会議所ならびに東京商工会議所の調査（2024 年 6 月 25 日）によると、中小企業の 71.4%が脱炭素に関する何らかの取組を実施しているなか、政府や自治体に期待する支援内容として 71.3%が「省エネ設備、再エネ導入等に対する資金面での支援」を挙げている。
- また、県の設置する「千葉県中小事業者等脱炭素化支援センター」では、脱炭素化に資する設備導入のための各種補助金の利用に関する相談は非常に多く、県が単独で実施する中小企業向けの省エネルギー設備導入に対する補助金においても予算を上回る申請があり、設備投資への意欲が高いことから、より一層の支援拡充が必要である。

6 カーボンプライシング構想の具体化

- 国が令和7年2月に策定した「GX2040ビジョン」において、成長志向型カーボンプライシング構想の基本的考え方として、「企業のGX投資の前倒しを促進するためにGX経済移行債を発行し、10年間で20兆円規模の先行投資支援を行うとともに、カーボンプライシングとして化石燃料賦課金を2028年度から導入、排出量取引制度を2026年度から本格稼働、2033年度からは発電事業者への有償オークションを導入するなど、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で段階的に導入していくこととしている」が、導入に当たっては、その導入がカーボンリーケージ※を引き起こしたり、企業の脱炭素投資の余力を損なうことのないよう制度設計の際に留意する必要がある。

※ 温室効果ガスの排出規制が厳しい国から、規制の緩い国へ企業が生産拠点を移転することで、地球全体の排出量が増加する現象

7 水素や再生可能エネルギーの普及・拡大

- 令和6年10月に低炭素水素等の供給・利用を早期に促進するため、水素社会推進法が施行された。
- 水素は、発電・運輸・産業など幅広い分野で活用が期待されるが、利活用拡大に当たっては、コスト低減、技術開発、規制緩和等の課題があり十分には普及していない。特に、技術開発や設備投資には多額の費用が必要となることから、「GX経済移行債」の発行により調達した資金等を活用するなどの支援を行っていくことが必要である。
- また、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーのさらなる導入拡大に向けては、発電コスト低減のほか、発電効率の向上や設置スペースの確保、出力変動への対応といった課題があることから、コスト削減や技術革新、調整力としての蓄電池の導入や再エネ余剰電力を活用した水素の製造等を促進していく必要がある。
- 本県は自動車保有台数が全国でも上位であり、産業部門に次いでCO₂排出量の多い運輸部門の脱炭素化も重要である。特に、航続距離の長さや充填時間の短さから、商用車においてFC車（燃料電池車）の導入が期待されているところ。FC商用車や水素ステーションの導入促進に向けて、これまでも補助等による国の支援が行われてきたが、車両や水素の価格が高いことなどから、需要・供給の両面において予見性が低い状況であり、目標達成に向けて十分な導入が進んでいない。
- 特に、現時点におけるFC商用車や水素ステーションの導入数が少ない地域は、既に導入が進んでいる地域と比べて、予見性の点で一層ハードルが高く、補助率の上乗せ等により支援の強化を図ったとしても、民間事業者による車両の導入等が進みにくい状況である。

8 洋上風力発電事業のサプライチェーン形成の促進

- 洋上風力発電事業において、国内で強靱なサプライチェーンを形成するには、事業費全体の半分以上を占める風車製造と運用・保守の分野において、国内企業の参入を促進していくことが重要である。

しかし、現状は、国内の風車メーカーがないため、事業への参入を目指す国内企業は、海外の風車メーカーのサプライチェーンに参入する必要がある。

- 風車製造分野において、本県では、県内企業の参入を促進するため、海外の風車メーカーと県内企業とのマッチング機会の創出などに取り組んでいる。

しかし、欧州等で既に国際的なサプライチェーンが形成されている中で、県内企業が参入するためには、技術や品質面だけでなく、価格面でも、国際的な競争を勝ち抜く必要がある。

- 国では、令和6年度から浮体式洋上風力発電等を対象として「GX サプライチェーン構築支援事業」を実施している。浮体式を含めた洋上風力発電のサプライチェーンを形成するためには、継続して支援を行うことが必要である。

VI 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造

1 環境の保全と豊かな自然の活用

(2) 再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用

提案・要望先 経済産業省、環境省

千葉県担当部局 環境生活部、商工労働部、農林水産部



【提案・要望事項名】

再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用

【具体的な提案・要望内容】

- 1 脱炭素社会の実現に向けて、引き続き、再生可能エネルギーの最大限の導入促進を図りつつ、国民や企業の負担の軽減に努めること。
- 2 洋上風力発電事業において、公募により選定された発電事業者が、公募占用計画で提案した地域振興策や漁業協調策について、地元関係者の意向を踏まえながら着実に具体化かつ履行するよう、国において管理・監督すること。
- 3 再生可能エネルギーの導入拡大に期待が寄せられているペロブスカイト太陽電池について、早期の社会実装を実現するため、国の主導により、量産技術の確立、生産体制の整備、需要創出に向けた取組を強力に推進すること。
また、原材料となるヨウ素の需要増加が予想されることから、生産に際して懸念される地盤沈下などの周辺環境への影響に十分に配慮するとともに、地盤沈下等を防止するための技術開発を支援すること。
- 4 太陽光発電施設については、地域とのトラブルを生じている例が散見されることから、FIT・FIP制度を所管する国が責任をもって、法やガイドライン、技術基準に基づき事業者を指導し、地域と共生した形での導入を促進すること。
- 5 FIT・FIP制度による電力の買取期間終了後も事業者が継続して事業を行えるよう仕組みを検討すること。
また、設備の更新や事業の終了により不要となった太陽光パネルについて、リユース、リサイクル及び適正な処分のために必要な社会的システムの構築を行うこと。
- 6 大規模な災害や盗難事故の際に、必要な太陽光発電施設の保険について、持続可能な制度となるよう仕組みを検討し、加入を義務化すること。
また、事業者から提供された保険の加入状況など必要な情報については地元自治体に提供すること。
- 7 固定価格買取制度の対象外の再生可能エネルギー設備に係る情報についても、国が把握し、地方公共団体に提供すること。

【直面している課題・背景】

1 過度な国民負担の抑制

- 脱炭素社会への歩みが加速する中、エネルギーの分散確保や環境負荷の低減等の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大が求められている。第7次エネルギー基本計画においても、2040年度の電源構成に占める再生可能エネルギーを「4～5割」とし、主力電源として最大限導入すると位置づけられている。
- 一方、固定価格買取（FIT）制度創設以来、主に事業用太陽光発電への参入が急速に拡大した結果、買取費用を維持するための国民負担の増大が大きな課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、国では、入札対象の一層の拡大やFIT価格の更なる引き下げ、市場統合を進めていくためのFIP制度*の導入のほか、未稼働案件に係る認定失効制度の創設など様々な制度改正を行っている。
- 制度を着実に運用し、国民負担の抑制に努めていく必要がある。

※ FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸売市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度。

2 洋上風力発電事業に係る公募占用計画の履行の管理・監督

- 地域との共存共栄を図りながら洋上風力発電を導入していくには、公募により選定された発電事業者が、法定協議会等の場を活用し、地元関係者の意向を汲み取りながら、公募占用計画で提案した地域振興策や漁業協調策を着実に具体化し、履行していくことが重要であるため、国において管理・監督すること。

3 ペロブスカイト太陽電池の早期社会実装

- ペロブスカイト太陽電池は、軽量で柔軟性に優れており、これまで設置が困難であった建物壁面や耐久力が低い屋根などにも導入が可能であること、また、主な原材料であるヨウ素は日本が世界第2位の産出国であることから、再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギーの安定供給の実現に資することが期待される。
一方、ペロブスカイト太陽電池の普及拡大に向けては、サプライチェーンも含めた生産体制の構築、品質を安定させつつ大量生産可能な量産技術の開発、建築物への設置・施工方法の確立など、多くの課題がある。
- なお、本県のヨウ素産出量は日本全体の約8割を占めている。ヨウ素は天然ガスかん水採取の際に副産物として採取されているが、かん水の過剰な採取は地盤沈下など周辺環境へ影響を与える可能性がある。
ヨウ素の主要な生産地域である九十九里地域では、かん水採取の影響もあり一部の地域で年間2cm近くの地盤沈下が見られる状況となっている。このため県では、天然ガス（ヨウ素）採取企業と「地盤沈下の防止に関する協定」を締結し、天然ガスかん水採取の削減や地下へのかん水の還元等を行い、地盤沈下の抑制に取り組んでいるところである。
- 今後、ペロブスカイト太陽電池の導入拡大によりヨウ素の需要増加が予想されるため、将来的な需要の見通しを把握するとともに、地盤沈下等のリスクを最小限に抑えるための技術開発や管理手法の確立、ヨウ素のリサイクル技術の開発に取り組んでいく必要がある。

4 事業適正化に向けた規制、指導

- 事業用太陽光発電の導入が進む中で、防災上・環境上の懸念をめぐり地域住民との関係が悪化するなどのトラブルが全国各地で生じている。FIT法を所管する国が、事業者を直接指導することにより、法やガイドラインに基づいた適切な事業実施についての実効性を確保していく必要がある。

5 太陽光発電に係る持続可能な仕組みの検討及び社会的システムの構築

- 2050年カーボンニュートラルを実現するためには、FIT・FIP制度に基づき国民負担による支援を受けた太陽光発電事業が、買取期間が終了した後も長期安定的に継続されることが重要となる。

また、太陽光発電パネルの寿命は25～30年程度と言われており、再生可能エネルギーの導入の維持向上のためには、既設の再エネ施設が適切に更新されていくことが必要である。そこで、2030年代後半に想定される太陽光パネルの大量排出に向け、家電、自動車等と同様な太陽光パネルに特化したリサイクル法を制定するとともに、リサイクル施設が不足していることから処理体制の充実を図るなど、排出から処分まで適正に実施させる、社会システムの構築が必要である。

6 太陽光発電設備に関する保険制度の義務化

- FIT法の改正により、令和3年9月には、積立ての実施に当たり、遵守が求められる事項についての考え方を示した「廃棄等費用積立ガイドライン」が策定され、令和4年7月から廃棄等にかかる費用の外部積立てを義務づける制度の運用が開始されている。
- しかしながら、運用開始11年目から20年目までに積み立てる当該制度だけでは、自然災害や盗難事故まできちんと補償することができず、それを補完する保険制度への加入は必要不可欠である。
そして、近年では、自然災害や盗難などによる事故が増加傾向で、それに伴い保険料や免責金額が引き上げられるなど、保険事業者及び発電事業者の負担が増加していることから、持続的な保険制度が困難な状況になっている。
- 事業者から提供された保険の加入状況など必要な情報について地元自治体と共有することが必要である。

7 自家消費等の再生可能エネルギー発電設備の把握及び情報提供

- FIT制度により認可されている太陽光発電設備は、令和6年6月末時点で、全国では約293万7千件、千葉県では14万1千件である。
- はじめから自家消費を前提に、FIT制度の対象となっていない設備も存在するほか、FIT制度の前身の余剰電力買取制度における買取期間が終了する太陽光発電設備も存在している。令和5年3月の電気事業法改正により、10kW以上の太陽光発電設備の設置者は、FIT制度の対象の有無に関わらず、国に基礎情報を届け出ることになったが、今後、再生可能エネルギーの導入実績を正確に把握するため、国に情報提供を求めるものである。

VI 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造

1 環境の保全と豊かな自然の活用

(3) 印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進

提案・要望先 国土交通省、環境省

千葉県担当部局 環境生活部、国土整備部



【提案・要望事項名】 印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進

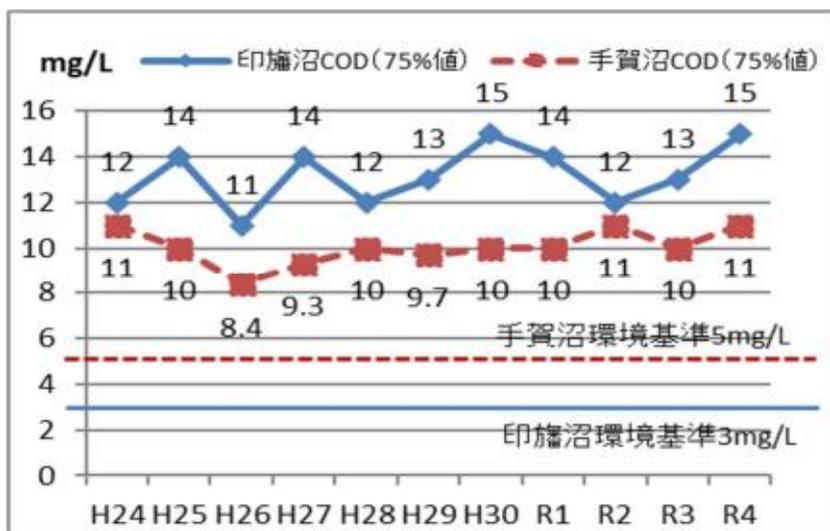
【具体的な提案・要望内容】

- 1 印旛沼及び手賀沼の水質保全を図るため、印旛沼及び手賀沼流域下水道事業に関連する公共下水道事業の促進に必要な財政支援を講じること。
- 2 印旛沼流域及び手賀沼流域に係る河川環境整備事業を推進するために引き続き支援を行うこと。
- 3 面源系の負荷対策や水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究の推進及び効果的な対策のための支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 印旛沼及び手賀沼の水質は、「湖沼水質保全特別措置法」に基づく湖沼水質保全計画を8期にわたって策定し、これまで下水道の整備等の生活排水対策のほか、植生帯の整備等による水質浄化対策及び雨水浸透施設の設置や、環境にやさしい農業の推進等による面源系負荷対策などを推進しているが、いまだ環境基準の達成には至っていない状況である。
- 下水道の整備状況については、湖沼水質保全計画（第8期）の下水道普及率の目標値に向けた整備促進のため、引き続き財政支援が必要である。
- 印旛沼流域及び手賀沼流域では国の交付金である河川環境整備事業を進めているが、湖沼のような閉鎖性水域での効果的な水質改善手法が確立されていないことから、水質改善に効果的な新技術に係る技術的助言や、事業を継続実施するための財政的支援が引き続き必要である。
- なお、印旛沼については、湖沼水質保全計画に加えて、国の水循環基本計画に基づき、印旛沼及び流域の水循環に関する「印旛沼流域水循環健全化計画」を策定し、学識者、国、流域市町等と連携し、水質改善、自然環境の保全・再生及び流域治水等に取り組んでいるところである。
- これまでの対策により、生活系や産業系から沼に流入する汚濁負荷量は着実に削減されているものの、市街地・農地等、面源系の汚濁負荷量は横ばいが続いている。また、面源系の負荷対策については、他府県の湖沼でも同様の課題を抱えている。

- 県では面源系負荷量の実態把握のため、降雨時の道路排水等を調査するほか、水質汚濁メカニズムの解明のため、水質に大きな影響を与えている沼内の植物プランクトンに関する調査研究を進めているが、水質改善の効果的な対策を見いだすには至っていないのが現状である。
- 国においても、面源系の負荷対策や植物プランクトンによる内部生産などの汚濁メカニズムの解明について、調査研究の推進及び効果的な対策のための技術的・財政的支援が必要である。



VI 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造

1 環境の保全と豊かな自然の活用

(4) ナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物対策

提案・要望先 環境省、農林水産省、国土交通省

千葉県担当部局 環境生活部、農林水産部、国土整備部



【提案・要望事項名】 ナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物対策

【具体的な提案・要望内容】

- 1 ナガエツルノゲイトウ等の根絶に向けた効率的な駆除方法や繁茂抑制技術について、国の所管する研究機関における研究・開発を推進し、早期に確立すること。また、駆除後の処理方法を具体的に示すこと。
- 2 外来水生植物の拡散は主に河川、水路経由で進行することから、国においても侵入防止対策を早急に講じること。
- 3 地方公共団体が大規模かつ継続的な駆除対策を実施できるよう、特定外来生物防除対策事業交付金について、予算の十分な確保及び交付率の引上げとともに、交付対象経費の拡大を図るなど、地方が活用しやすい制度に改正すること。また、年度当初からの駆除にも活用可能となるよう制度の運用を図ること。

【直面している課題・背景】

1 ナガエツルノゲイトウ等の根絶に向けた研究・開発について

- ナガエツルノゲイトウは、その繁茂力や再生力の強さから、千葉県内において湖沼や河川、農業水路等を経由して県北部を中心に広範に拡散していることが、令和6年度に実施した県の調査により確認されており、今後、農地や陸上部への繁茂拡大が懸念されている。
さらに、オオバナミズキンバイなど新たな外来水生植物の繁茂にも同様のおそれがある。
- 本県では上記調査結果なども踏まえ、市町村や関係団体と連携し駆除に取り組んでいるが、駆除を行っても短期間のうちに再生するなど対策に苦慮している。
国が作成した駆除マニュアルでは、抜取り・剥ぎ取りや除草剤を用いた方法などが紹介されているが、在来種と外来種が混生した群落への対処法や、水田や水路等の生育場所、成長過程や群落の大きさ等の生育状況に応じた効果的な駆除方法が示されておらず、研究開発を進め効率的な駆除方法を早急に確立する必要がある。
- また、駆除後の処理方法（乾燥のための一時保管方法、焼却等処分方法）についても具体的に示されておらず、保管中に増殖するなどの事例も発生している。

- こうしたことから、現場では駆除や処分について対応に苦慮しており、国においてマニュアルを充実させる必要がある。
- 県内だけではなく、隣県や他地域でも同様の被害が拡大しつつあり、効果的な駆除方法等の確立は、全国共通の課題である。

このため、水田等の農地における適正で効果的な除草剤の利用促進に加え、有機栽培などの環境保全型農業を推進していく中でも、除草剤を用いない駆除方法の確立や効果的な対策が必要である。

2 外来水生植物の国による侵入防止対策について

- 手賀沼では、利根川の水を浄化用水として注水する北千葉導水事業を実施しているが、この浄化用水を経由した外来水生植物の侵入が確認されている。
- 植物は、その所有権が土地等の所有者に帰属し、原則として土地等の管理の一環として所有者または管理者が防除すべきとされており、国が管理する河川・水路においても対策が必要である。

3 特定外来生物防除対策事業交付金の予算拡充及び制度改正等について

- 令和5年4月に改正外来生物法が施行され、新たに国や地方公共団体等の責務や防除に係る規定が設けられ、都道府県は、被害の発生状況等の実情に応じ、特定外来生物の被害防止措置を講ずることとなった。
- 本県では、令和7年度予算で約608百万円を計上し、湖沼、河川、農業水路等で調査、駆除を行うこととしている。一方、環境省は、同法に基づき、地方公共団体が主体的に取り組む事業を交付金により支援するため、外来生物対策費として、令和7年度当初予算6億円及び令和6年度補正予算4億円と併せて10億円を計上している。国の予算は令和6年度と変わらず、自治体の実情を反映した必要な予算規模には達していないため、交付金の予算を十分に確保する必要がある。
- 外来水生植物の駆除について、本県では手賀沼流域で令和2年度から、印旛沼流域で令和4年度から開始しているが、繁茂規模が大きく、再生力が強いことから、一通り駆除を終えた後もモニタリングや再繁茂箇所等の駆除を継続する必要がある。このように再生力の強い植物の駆除には長期間を要し、財政上の負担が大きい。このため、交付率の引上げ、交付対象経費の拡大等により補助制度を見直していただきたい。
- また、機械を利用した効率的な駆除を行うため、手賀沼は高水位で管理されている灌漑期（4～8月）に駆除を実施する必要がある。さらに、過去に駆除したエリアの維持管理を行うため、年間を通じてモニタリングを実施し、再繁茂箇所等を早期発見、早期駆除することが重要であるが、駆除事業の開始は交付決定の内示後となるため、年度当初からの駆除事業への活用が困難となっている。そのため、通年での駆除が可能となるよう制度の柔軟な運用を求める。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

◎ 施策横断的な取組

1 DXの推進

(1) デジタル施策の推進

提案・要望先 内閣府、デジタル庁

千葉県担当部局 総務部



【提案・要望事項名】 デジタル施策の推進

【具体的な提案・要望内容】

「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、DXを早期に推進しようとする意欲ある自治体の取組を加速するため、デジタル技術を活用した行政・公的サービスの高度化・効率化を後押しする「新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）」の、予算の拡充や申請要件の緩和を行うなど、地方におけるデジタル実装に対する支援の充実・強化を図ること。

【直面している課題・背景】

- 「新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）」のうち、他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組を支援するTYPE1について、本県では積極的な活用を図っているところであり、県・市町村とも令和7年度は前年度より申請額が増加している。今後も、デジタル実装による行政・公的サービスの高度化・効率化を加速化することとしているため、当該交付金の更なる活用が見込まれる。
- 国では、都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組んでいくこととしており、本県としても当該交付金を活用し、県と市町村の共同調達を推進したいと考えているが、現状では、共同調達する取組を申請する際、特例として申請上限件数に1事業追加できるだけで、共同調達する取組を2事業以上申請しようとする場合、他の単独での取組の申請件数との兼ね合いから、いずれかの取組が申請できなくなるおそれがある。また、単独で調達した場合と補助率等も変わらないなど、共同調達を後押しするには不十分である。
- 今後も地域におけるデジタル実装の横展開によりDXを加速化していくためには、自治体の要望に対応できるよう、予算を拡充するとともに申請上限件数を撤廃あるいは緩和すること。
また、都道府県による共同調達をより後押しするため、共同調達する取組を申請する際の特例の追加事業数の上限を増やすなどの申請要件の緩和、あるいは共同調達に特化したTYPE1より補助率等の高いタイプの新設など、当該交付金において共同調達に係る優遇措置を講じること。

【参考 千葉県の当該交付金の採択状況】

※R4～R6 「デジタル田園都市国家構想交付金」(デジタル実装タイプ)

※R7～ 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」(デジタル実装型)

年度	交付決定事業数	交付決定額	うちデジタル実装型	交付金全体の予算額
令和4年度	県 (4事業)	125,957千円	200億	660億
	市町村 (8市町・13事業)	117,638千円		
令和5年度	県 (5事業)	90,716千円	400億	800億
	市町村 (27市町・54事業)	279,945千円		
令和6年度	県 (7事業)	102,145千円	360億	735億
	市町村 (33市町・80事業)	450,597千円		
令和7年度	県 (8事業)	106,068千円	公表されていない※	1000億
	市町村 (40市町村・82事業)	531,034千円		

※第2世代交付金、デジタル実装型、地域防災緊急整備型、地域産業構造転換インフラ整備推進型
トータルで1,000億円だが、内訳は公表されていない

◎ 施策横断的な取組

1 DXの推進

(2) 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化

提案・要望先 総務省、デジタル庁

千葉県担当部局 総務部



【提案・要望事項名】 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 情報システム標準化・共通化の移行期限等を定めた基本方針について、令和6年12月24日付けで改定が閣議決定され、令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム（特定移行支援システム）は概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援するとされたが、地方公共団体の状況等を踏まえて所要の移行期限を設定すること。
また、事業者の確保に苦慮している団体が確実に受入可能事業者を確保できるように国が働きかけるなどの対応を検討すること。
- 2 デジタル基盤改革支援補助金について、予算の大幅な拡充や補助上限額の引き上げを確実に行うとともに、特定移行支援システム等についても国が責任をもって移行経費を全額補助金の対象とすること。さらに、関連システムの改修なども補助対象とすること。
- 3 移行後に必要となるガバメントクラウド利用料等のシステム運用経費について、国が主体的に事業者と調整し、適切な額に設定すること。その上で、運営経費等の削減が十分に図られない場合には国が責任をもって、財政支援を行うこと。また、令和7年度末までに移行した団体の利用料負担が増大する等の不利益が生じないように財政支援を講ずること。
- 4 税・社会保障等の制度改正等に伴い標準仕様書を改定するにあたっては、計画的に速やかな情報提供を行うとともに、地方公共団体に対し十分な期間を確保した上で意見照会を行い、収集した意見を積極的に取り入れること。

【直面している課題・背景】

1 特定移行支援システムへの対応について

- 特定移行支援システムの把握に関する国調査結果では、県内において15団体・78システムが「該当見込み」とされたところであるが、令和8年度以降の移行となる事由は地方公共団体により様々であることから、移行期限の設定にあたっては、一律ではなく地方公共団体の実情に応じた十分な移行期間を確保する必要がある。
- 情報システムの標準化・共通化については、事業者の撤退や人材不足等が全国的に課題となっており、これらが移行完了の支障事由となっている団体においては、個々に事業者へ働きかけるだけでは状況の打開は困難である。

2 システム移行経費への財政支援について

- 「デジタル基盤改革支援補助金」の設置年限については5年間延長されたところであるが、事業者の人材不足の影響によるシステム開発費等の高騰により、県内の多くの団体において標準化・共通化の移行作業に必要な費用が、現状の補助上限額では不足することが懸念される。
- また、基幹業務システムの変更により影響を受ける他の業務システムの改修経費が補助対象とされていない。

3 システム運用経費への財政支援について

- 移行後の運用経費については、国の基本方針において「少なくとも3割の削減」(平成30年度比)を目指し、ガバメントクラウドの利用料について、国が、大口割引や長期継続割引の適用等を通じた低廉化に取り組むとされている。
- 県内においてもガバメントクラウドの利用料等の低廉化に向け積算の精査を行っているところであるが、令和7年2月の県調査によると、全団体の平均で移行後の運用経費が2倍に、中でも自治体クラウドからガバメントクラウドに移行する団体では最大で3.5倍に増加する見込みである。
- なお、令和7年度はガバメントクラウド利用料及び移行に伴う運用経費の増加分等について普通交付税措置を講ずるとされたところであるが、措置額の算定方法等、早急な制度の具体化が必要である。

4 標準仕様書の改定手続きについて

- 標準仕様書の改定時期に係るルールが定められていなかったところ、国の基本方針の改定により、標準仕様書の改定時期は、遅くとも制度改正の施行日の1年以上前とし、原則として毎年8月31日又は1月31日とされたことから、各制度所管省庁においては、地方公共団体に対し、標準仕様書の改定内容について早期に情報提供する必要がある。
- 制度改正等に伴う標準仕様書の改定は、地方公共団体へ与える影響が大きいかかわらず、これまで仕様書の改定に係る意見照会に十分な期間が設けられていなかった。

◎ 施策横断的な取組

1 DXの推進

DXの推進に当たっては、施策横断的な視点から各分野において、以下の事項を要望している。

(3) 京葉臨海コンビナートの国際競争力とカーボンニュートラルの両立・防災力等の強化に向けた支援の拡充【再掲】

- 4 コンビナートの保安・防災対策には、高度な知識や技術が要求されることから、保安を担う人材を事業者が育成・確保できるよう必要な支援を行うとともに、プラントの保安の高度化に向け、IoT や AI 等の新技術の導入促進に努めること。

[Ⅱ-2-(1) 参照]

(4) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実【再掲】

- 2 デジタル技術の導入、革新的サービス開発時に向けた設備投資など生産性向上のための支援策を継続するとともに、より多くの中小企業等が利用できるよう予算規模を拡充すること。

また、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を検討する中小企業への支援の充実に向け、多岐に渡る課題の解決に必要となる高度な IT 専門家を十分に活用できるよう、人材の育成を進めること。

- 4 被災した中小企業等の早期の事業再建に向け、被災企業への補助事業が迅速に開始できるよう、デジタル技術を活用した手続きの簡素化等を含めた方策を検討すること。

[Ⅱ-2-(2) 参照]

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

- ◎ 施策横断的な取組
- 2 時代の変化に即した行政組織への変革
- (1) 地方税財政の充実・強化

提案・要望先 総務省、財務省
千葉県担当部局 総務部

【提案・要望事項名】 地方税財政の充実・強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国・地方の税財源配分のあり方を見直し、地方税財源の充実・確保すること。
また、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 2 防災・減災事業、社会保障サービスなど増大している財政需要に加え、物価高や民間の賃上げに伴う人件費や委託費の増加、金利上昇を踏まえた公債費の増加について地方財政計画に的確に反映した上で、地方の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保・充実し、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は廃止すること。
また、今後想定困難な感染症の拡大や大規模災害への対応などが発生した場合、地域の実情に応じた施策を迅速、かつ、効果的に実施できるよう、必要十分な財政支援を確実に行うこと。
- 3 国庫補助負担金については、地方の超過負担を解消するとともに、国と地方の役割分担を見直した上で、地方が行うべき事業については、必要な権限と税財源を地方に移譲すること。
- 4 過疎対策事業債については、令和3年4月に新過疎法が施行され、過疎市町村数が増加した中で、過疎計画に基づく事業が本格化していることから、過疎対策事業が着実に実施できるよう必要額を確保すること。

【直面している課題・背景】

- 1 地方税財源の充実・強化について
 - 地方が担うべき事務権限に見合った税財源の移譲等が行われていない中、こども施策をはじめとした様々な施策において、行政サービスの地域間格差が過度に生じないようにするためにも、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた取組が必要である。
- 2 臨時財政対策債の廃止について
 - 臨時財政対策債は平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとなったが、引き続き、地方の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保・充実するとともに、地方の財源不足は、臨時財政対策債による補てんではなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策によって解消するべきである。

- また、今後想定困難な感染症の拡大や大規模災害への対応など、急な財政需要の増大には、地域の実情に応じた施策を迅速、かつ、効果的に実施できるように、自由度の高い財源の措置等が必要である。

3 国庫補助負担金について

- 国庫補助負担金について、空港警備隊費などで生じている、県の超過負担の解消を図るべきである。その上で、地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うべきである。

4 過疎対策事業債の必要額確保について

- 令和3年4月、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、本県では過疎市町村が6団体増加し、4分の1である13団体が過疎市町村となった。
- 過疎対策事業債は過疎地域の自立促進、振興・活性化・持続的発展等に資する事業に活用されており、過疎市町村では大変重要な財源であることから、過疎対策事業債の発行額は、毎年度増加している。
- 国では、令和7年度の地方債計画において、令和6年度比200億円増の5,900億円を計上したものの、全国の年間所要額は、計画額を上回る見込みとなっている。
- 資材価格等の高騰により建設事業費が上昇している中、本県においても過疎計画に基づく事業が本格化していることから、所要額に見合った過疎対策事業債の確保が強く望まれている。

令和8年度 国の施策に対する重点提案・要望

- ◎ 施策横断的な取組
- 2 時代の変化に即した行政組織への変革
- (2) 地方分権の推進

提案・要望先 内閣府、総務省

千葉県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】 地方分権の推進

【具体的な提案・要望内容】

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するために、以下の措置を講じ、地方分権を確実に推進していくこと。

- 1 国と地方の役割分担について、住民に身近な行政で、地方の実情に応じた対応が望ましい施策はできる限り地方公共団体に委ねつつ、全国一律の対応が望ましい施策は国が責任をもって行うなど、適切な見直しを行うこと。また、地方の実情に応じた対応が望ましい取組については、必要な権限と税財源を一体的に移譲すること。
- 2 国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」は、廃止または「参酌すべき基準」とするなど、義務付け・枠付けの見直しを行うこと。
また、新たな立法や法改正による義務付け・枠付けの新設は必要最小限とすること。
- 3 国の地方公共団体に対する補充的な指示は、国会における附帯決議も踏まえ、その行使については必要最小限とし、事前に地方と十分に協議・調整を行うなど、地方の自主性・自律性を尊重した運用を図ること。
- 4 地方分権を推し進めるために導入された「提案募集方式」について、住民サービスの向上につながるよう、対象を拡充する等、制度の見直しに取り組むこと。

【直面している課題・背景】

- 地方分権改革は、個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築し、地域の実情に合った住民サービスの向上を図るための基盤であり、これまで様々な取組が行われてきたものの、地方に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しは十分であるとは言えない。

国は、全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施、その他の国が本来果たすべき役割等を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねるといった基本的な考え方に基づき、地方が必要とする事務・権限や税財源の更なる移譲を進めるとともに、こども施策や物価高騰対策等の全国的な課題のうち、地方が個々に取り組むことで、かえって混乱や不平等などを惹起するものは、国が責任を持って統一的な対応をとるべきである。

○ これまでの地方分権一括法等により、国の法令で定めていた様々な基準が自治体の条例へ委任されたものの、基準を条例で定めるに当たって、省令により「従うべき基準」が設定されており、地方の裁量が許されていないことが多い。このため、地方が地域の実情に合った施策を推進できるよう、今後、「従うべき基準」の設定は行わず、既に設定された基準については、廃止または「参酌すべき基準」とするなど、義務付け・枠付けの見直しを行うことが必要である。

また、新たな立法や法改正による義務付け・枠付けの新設は、これまでの地方分権改革の中で示された原則を尊重し、必要最小限とするべきである。

○ 地方自治法第 252 条の 26 の 5 の規定に基づく国の地方自治体に対する補足的な指示については、地方の自主性・自立性を尊重し、地域の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、事前に地方自治体と十分な調整を行い、目的を達成するために必要最小限のものとするなど、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすべきである。

○ 地方の発意に根差した新たな地方分権改革の取組として平成 26 年に導入された「提案募集方式」においては、例年、全国から多くの提案が寄せられ、提案の実現・対応の割合も高いものとなっており、地方の具体の意見を反映するための仕組みとして定着している。

しかしながら、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされたり、将来予想される支障を防止するための提案であっても現時点における具体的な支障事例が求められたりするなどして、検討対象外とされるものがある。

また、内閣府において、実現・対応したものとして整理された提案の中にも、提案どおりの対応となっていないものや、引き続き検討するとされたものも多く含まれている。

こうした現状を踏まえ、検討対象外とされた提案を含め、これまで実現できなかった提案について再度提案があった場合には改めてその実現に向けて積極的に検討することや、将来予想される支障を防止するための提案の場合には一律に具体的な支障事例を求めないことなど、地方の意欲と知恵を十分に活かし、住民サービスの向上につながるよう制度の見直しを行っていく必要がある。

